

附属機関等の名称 会議概要

- 1 審議会名 令和3年度第2回安曇野市介護保険等運営協議会
- 2 日 時 令和3年11月5日(金) 午後1時から午後2時45分まで
- 3 会 場 本庁舎3階 全員協議会室
- 4 出席者 高橋琢磨委員、塚田弘子委員、奥田佳孝委員、藤岡嘉委員、笠原健市委員、黒澤幸恵委員、中島美智子委員、内川剛委員、黒木昌一委員、小澤悠維委員、永野章子委員、渡邊庸介委員、飯森さおり委員、花村尚志委員、関了委員(欠席委員:池田陽子委員)
- 5 市側出席者 鳥羽保健医療部長、西澤介護保険課長、丸山長寿社会課長、新保長寿福祉課長補佐、北條介護保険課長補佐、高橋介護保険担当係長、中澤介護予防担当係長、深井介護予防担当係長、熊井認定調査係長、野本介護予防担当再任用職員、前田北部地域包括支援センター職員、山岸南部地域包括支援センター職員、池松主任(事務局担当者)
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴者 ー
- 8 会議概要作成年月日 令和3年11月12日

協 議 事 項 等

I 会議の概要

- 1 開会(西澤課長)
- 2 あいさつ(鳥羽部長、中島会長)
- 3 会議事項
 - (1) 令和2年度老人福祉計画の実施状況について
 - (2) 令和2年度介護保険事業計画の実施状況について
 - (3) 令和2年度地域包括支援センター事業報告について
 - 1 令和2年度地域包括支援センター事業報告・自己評価
 - 2 令和2年度地域包括支援センター収支決算報告
 - (4) 令和3年度指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の選定(追加)(案)について
 - (5) 令和3年度介護サービスの基盤整備について
- 4 その他
- 5 閉会(笠原副会長)

II 審議概要

3 会議事項

- (1) 令和2年度老人福祉計画の実施状況について(資料1)
- 委員: 4ページにある緊急通報体制整備事業について、実際に使われた事例や、これがあつたにもかかわらず使われず何か起こつた事例はあるか。
- 事務局: 実際に通報のあつたものに関しては、毎月報告があるため対応した実績はあるが、使われずに何か起こつたという事例は今のところ確認してない。
- 委員: アクティブシニアがんばろう事業について、補助件数は計画が45件、実績が70件ということで実績が非常に多いが、この補助に関してはどのような手続きや条件があるか。また、計画に比べて実績が多いが予算上問題ないか。
- 事務局: 補助金の対象になるのは、40歳以上の市民の方が8人以上含まれ、そのうち、65歳以上の方が半分以上含まれる団体で、さらに2ヶ月に1回以上の定期的な活動実績がある団体となる。補助内容については、講師の謝礼または会場使用料についての補助で、その半分の補助を行っている。活動が月2回以上の団体は上限額が12万円で、月2回未満の団体については上限額が6万円となっている。また、計画の45件は、この3年間の計画を作つた当初に立てたもので、実際には、団体数が多くなつたので、実情に合わせて予算を増やしている。

委員：アクティブシニアががんばろう事業の申請窓口はどこになるか。

事務局：長寿社会課の窓口で受付をしている。ただし、予算の範囲内のため本年度については4月当初で予算に達したため、お断りする方もいた。

委員：老人福祉計画の実施状況について、コロナの影響もあるかと思うが、コロナ前からやっている事業について、全体的に利用数が段々伸びてきているのかどうか知りたい。

事務局：各事業によって差がある。主な特徴としては、例えば2ページの老人福祉センターのような、集まって活動をする事業については、外出制限があったためいつもに比べて実績が減少している。もう一つ、家にも受けられるサービスで、例えば4ページの訪問理美容サービス事業のようなサービスは、特にコロナの影響は受けておらず、横ばいとなっている。

委員：今後拡大が見込まれる事業はあるか。

事務局：来年度もコロナの状況が見えないためはっきりはわからないが、フレイル予防が今後の焦点になってくるため、外に出る機会が増えるような取り組みに期待したいと思っている。

(2) 令和2年度介護保険事業計画の実施状況について

委員：資料2-1の8ページの(3)介護予防・日常生活支援総合事業の事業所数と定員数の中で、事業所の休止に伴いいずれのサービスも減少しているが、なぜ休止となったか。

事務局：通所介護相当サービス、通所型サービスAについては健康な方が利用するリハビリデイサービス等が主体となっているため、コロナ等の影響でその方々の通いが少なくなり休止や一部事業をやめたという話を聞いている。

委員：①資料2-1の4ページの表2の定期巡回・臨時対応型訪問介護看護について、伸び率が352.5.1%と異常に増加している。3ページの居宅等サービスの訪問介護・看護のサービスの伸び率はさほどでもないが、新しくできた施設がこれだけ伸びたということは、これが介護保険料の値上がりにつながると思うが、どのようなサービスなのか。

②他市の有料老人ホームにおけるサービス提供とあるが、ここは安曇野市なので安曇野市民の介護保険料で賄っているが、他市とはどういうことか。

③4ページの表3の介護医療院の内容がわからないので教えていただきたい。

事務局：①定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、利用者と月額契約をして、一定金額の中で複数回、訪問看護、訪問介護士が通うサービス。平成30年から令和2年までの伸び率については、もともと安曇野市に事業所が1つしかなく、その事業所が休止状態から動き始めたことと、事業所が新設されたことにより急激な伸び率の増加となった。

②他市の有料老人ホームに入所している安曇野市の方に対してサービス提供が行われており、市外の人の利用により実績が伸びているということではない。

③介護療養型医療施設が基本的に国の指針で廃止することとなり、介護医療院に転換するか、もしくは医療療養型ということで療養施設どちらかに転換することになっている。市内においては、介護医療院への転換がないため、他市で転換をされた介護医療院を利用することによって給付実績が伸びている。利用しているのは安曇野市の方。

委員：資料2-1の10ページの給付費の分析で、令和2年度において第1号被保険者数が計画より758人多くなりとのあるが、これは安曇野市以外から65歳以上の方が入ってきたということか。

事務局：資料がないため認識している範囲での回答となるが、コロナの影響もあり市内に親などの家族がいる方が市内に転入されて、被保険者数が増えるという傾向がある。そのほか、1ページの高齢者人口の状況から、ここ数年は、前期高齢者から後期高齢者に高齢者の層が移行しており、認定者数も増えるという状況がある。

委員：資料2-1の14ページの有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備状況について、有料老人ホームは入居金で3000~4000万円かかるような高いイメージがあるが、穂高の有料老人ホーム4か所を教えてください。また、グループホームはどこに当てはまるか。

事務局：ここで示している有料老人ホームは、おおまかに分けると養護老人ホームでもない特別養護老人ホームでもないものを区分けしている。ケアホームのようなものも含まれる。中には月12万円程度のところもある。穂高の有料老人ホーム4か所については、「むつみの郷ほたか」「いこい」「アリス」「アルメリア」の4施設となっている。他の地域については、介護保険課窓口施設一覧があるのでそちらで確認可能。

グループホームについては、14ページ図表1の地域密着系サービスの1番目の「認知症対応型共同生活介護」という名前が、認知症の方のグループホームを指している。

(3) 令和2年度地域包括支援センター事業報告について
承認

(4) 令和3年度指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の選定
(追加)(案)について
承認

(5) 令和3年度介護サービスの基盤整備について
質疑なし

4 その他

次回の会議については、12月1日を予定。

令和3年度「第2回安曇野市介護保険等運営協議会」会議次第

日時：令和3年11月5日（金）13：00～14：50

場所：安曇野市役所3階 全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

- (1) 令和2年度老人福祉計画の実施状況について【資料1】
- (2) 令和2年度介護保険事業計画の実施状況について【資料2-1、資料2-2】
- (3) 令和2年度地域包括支援センター事業報告について
 - 1 令和2年度地域包括支援センター事業報告・自己評価 【資料3、資料3(別冊)、資料2-3】
 - 2 令和2年度地域包括支援センター収支決算報告 【当日資料1】
- (4) 令和3年度指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の選定（追加）（案）について【資料4】
- (5) 令和3年度介護サービスの基盤整備について【資料5】

4 その他

5 閉 会

【配布資料】

資料1	老人福祉計画の実施状況
資料2-1	令和2年度介護保険事業の実施状況
資料2-2	令和2年度地域支援事業の実施状況
資料2-3	令和2年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務実績
資料3	令和2年度地域包括支援センター収支決算報告
資料3(別冊)	安曇野市地域包括支援センター自己評価表
資料4	令和3年度指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の選定（追加）（案）について
資料5	第8期介護保険事業計画に基づく介護サービスの基盤整備の進捗状況について
参考資料1	安曇野市介護保険等運営協議会委員名簿・市出席者名簿
参考資料2	安曇野市介護保険条例一部抜粋
参考資料3	安曇野市介護保険規則一部抜粋
当日資料1	令和2年度地域包括支援センター事業報告
当日資料	安曇野市生活支援体制整備事業広報紙 ほほえみのわ（5地域分）
当日資料	令和3年度「第3回安曇野市介護保険等運営協議会」の開催通知 ※委員のみ

老人福祉計画の実施状況

□計画に対する実績（令和2年度）

当市においても、平成29年度に高齢化率が30%を突破し、令和3年4月1日現在の高齢化率が31.42%となりました。

このような中、令和2年度は「市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画」の最終年度となり、介護予防事業や自立した生活への支援策等高齢者施策の実施状況について検証しました。

■生きがいがづくりと社会参加支援

1. 老人クラブ活動の支援

高齢者は地域社会を支える一員として捉え、社会奉仕活動・スポーツ活動・生きがいがづくりや三世代交流等、高齢者の生きがいがづくりに資するよう活動を支援しました。

老人クラブ数の実績

	令和2年度	
	計 画	実 績
単位クラブ数	55 クラブ	41 クラブ
会 員 数	4,430 人	3,216 人

R3：事業の継続により、老人クラブ活動の支援を実施します。会員の加入促進等老人クラブ連合会及び社会福祉協議会との連携を図ります。

2. 就業支援（シルバー人材センター）

健康で働く意欲のある高齢者が、長い人生の中で身につけた技術、経験等を活かして生きがいのある生活が送れるよう、高齢者の働く意欲に応じた就労環境確保等の支援を行いました。

会員数の実績

(単位：人)

	令和2年度	
	計 画	実 績
(社) 安曇野シルバー人材センター会員数	1,000	871

R3：シルバー人材センターと連携を図り、必要な支援を実施しています。

3. 老人福祉センター

市内3か所（豊科、穂高、堀金）に設置されている老人福祉センターは地域の高齢者に対し、健康の増進・教養の向上及びレクリエーションのための各種サービスを提供することで、高齢者の生きがいつくり、社会参加の支援につなげています。

（単位：人）

	令和2年度	
	計 画	実 績
老人福祉センター総利用者数（3施設）	64,000	36,866

R3：管理運営等を委託している市社会福祉協議会と連携を図り、施設の利用促進に向けた支援を実施しています。

4. 高齢者の生きがいと健康づくり事業

地区の敬老会など高齢者が主体的に活動できる事業を実施する団体を支援し、高齢者の健康づくりや生きがいつくり、社会参加の支援につなげています。

（単位：件）

	令和2年度	
	計 画	実 績
補助件数	99	80

R3：平成30年度よりアクティブシニアがんばろう事業のメニューとして、必要な支援を実施しています。

5. アクティブシニアがんばろう事業

高齢者の団体が健康づくり活動を定期的かつ継続的に行えるよう支援し、高齢者の生きがいつくり、社会参加の支援につなげています。

（単位：件）

	令和2年度	
	計 画	実 績
補助件数	45	70

R3：事業を継続し、高齢者の社会参加・生きがいつくりを支援します。

6. 生涯学習の促進

高齢者が生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、朗人大学を開催し、66名が入学し55名の卒業生がありました。また、高齢者一人ひとりの意欲や能力を活かす事例として、シルバー人材センター等の取組も紹介しました。

7. 令和2年度の状況

高齢化の進展とともに、独り暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増加しています。高齢者が在宅で暮らすことができるサービスを実施することにより住み慣れた地域での生活を支援しています。

高齢者の生活状況や身体的状況等によって必要なサービスを利用していただくために、民生児童委員の見守り活動、地域包括支援センターや介護事業所等のケアマネジャーの介護相談を通じて、サービス内容をお知らせして利用につなげています。

■生活支援サービスの充実

(1) 在宅福祉サービス

ア. 生活支援サービス

1. 生活管理指導員派遣事業

社会適応(生活習慣等)が困難な高齢者に対して指導員(ホームヘルパー)の派遣により必要な支援を行い、自立した生活の継続と要介護状態への防止を図ってまいりました。平成30年度より、介護保険の総合事業に対象者が移管しました。令和元年度の利用はなく、同年11月に事業を廃止しました。

2. 配食サービス事業

ひとり暮らしなど高齢者世帯の方、または障害者であって食事の調理等が困難な方に対し支援を実施。併せて利用者の安否確認等も行いました。

配食サービス事業の実績 (単位：食)

	令和2年度	
	計 画	実 績
利用食数	27,500	36,911

R3：事業の継続により、必要な高齢者の支援を実施しています。

3. 緊急通報体制整備事業

ひとり暮らしなどの高齢者世帯に、安否確認センサーや発信機を押すことにより受信センターに通報され、緊急時の対応ができる緊急通報装置を設置しました。

緊急通報体制整備事業の実績 (単位：台)

	令和2年度	
	計 画	実 績
利用人数	320	248

R3：事業の継続により、必要な高齢者の支援を実施しています。

4. 高齢者等外出支援事業

要介護高齢者や障害者の外出、通院等を支援するために資格条件に該当する2,108人のうち、希望者にタクシー券等を配布しました。

外出支援事業の実績 (単位：件)

区 分	令和2年度	
	計 画	利用者数
在宅の65歳以上の介護保険要介護3以上の認定者	720	251

R3：事業の継続により、必要な高齢者の支援を実施しています。

5. 訪問理美容サービス事業

高齢者や障害者の理美容を支援するために資格条件に該当する希望者に訪問サービス1回あたり2,000円費用補助を実施しました。

訪問理美容サービス事業の実績 (単位：人)

	令和2年度	
	計 画	実 績
利用人数	115	72

R3：事業の継続により、必要な高齢者や障害者の支援を実施しています。

6. 軽度生活援助事業

ひとり暮らしなどの高齢者の方に対し、軽易な日常生活上の援助を実施し、自立した生活の継続を支援しました。

軽度生活援助事業の実績 (単位：人)

	令和2年度	
	計 画	実 績
利用実人数	170	57

R3：事業の継続で必要な高齢者の支援を実施しています。

7. 入浴料金割引券交付事業

高齢者や障害者の外出機会増加を支援するために資格条件に該当する希望者に300円の割引券を24枚交付しました。

入浴料金割引券交付事業の実績 (単位：枚数)

	令和2年度	
	計 画	実 績
利用枚数	119,270	60,824

R3：事業の継続により、必要な高齢者や障害者の支援を実施しています。

イ. 介護者支援サービス

1. 介護慰労金支給事業

重度の要介護高齢者を一定の条件のもと自宅で介護している方に慰労金を支給し、在宅介護を支援しました。

介護慰労金支給の実績 (単位：人)

	令和2年度	
	計 画	実 績
支給実人数	620	493

R3：事業の継続により、必要な高齢者の支援を実施しています。

2. 緊急宿泊支援事業

在宅の要介護高齢者等が介護者の緊急の事由により一時的に介護等を受けられない場合に利用する施設の一部を補助し、自立した生活の継続支援をしました。

緊急宿泊支援の実績 (単位：日)

	令和2年度	
	計 画	実 績
支給実人数	10	0

R3：事業の継続により、必要な高齢者の支援を実施しています。

ウ. 高齢者の住環境の整備

1. 高齢者にやさしい住宅改良促進事業

高齢者が住み慣れた自宅でより快適な生活を送れるように、高齢者一人ひとりに合わせ手すりやスロープなどを設置することにより、事故やけがの予防を図りました。

高齢者にやさしい住宅改良促進事業の実績 (単位：件)

	令和2年度	
	計 画	実 績
利用人数	5	4

R3：介護保険の住宅改修と併用して利用ができます。事業の継続により、必要な高齢者及び介護者の支援を実施しています。

(2) 施設福祉サービス

1. 養護老人ホーム

環境上及び経済的な問題を抱え、在宅での生活を営むことが困難になった高齢者を対象とし、行政の措置により入所、養護することで高齢者の生活安定と福祉の増進を図りました。

養護老人ホームの実績 (市内施設の定員数) (単位：人)

施 設 名	定員数
安 曇 寮	50

* 市措置者数 (R3.3.31 現在 42人 6施設)。

2. 軽費老人ホーム（ケアハウス）

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を低額な料金で受け入れ、日常生活の場を提供しています。

軽費老人ホーム(ケアハウス)の実績（市内施設の定員数）（単位：人）

施設名	型	定員数
軽費老人ホーム 長幸園	A型	50
ケアハウス あずみの里	—	30

R3：施設との連携により、必要な高齢者の支援を実施しています。

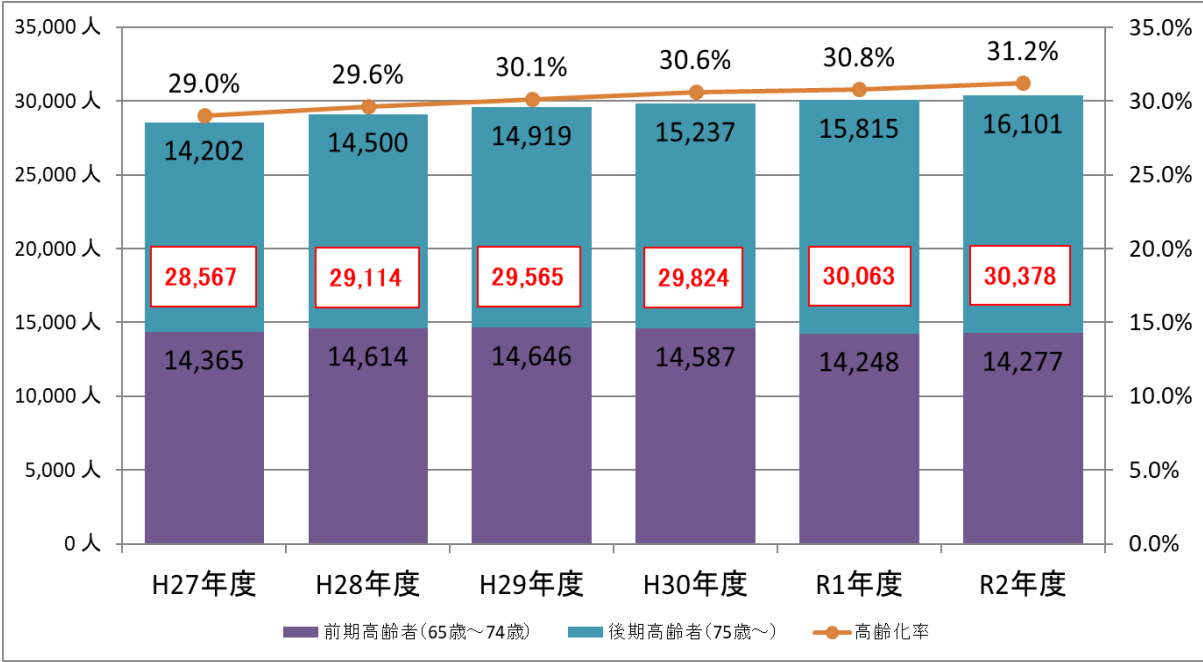
令和 2 年度介護保険事業の実施状況

1 高齢者人口の状況

高齢者人口は、30,378 人となり、高齢化率は 31.2%となっています（図 1）。

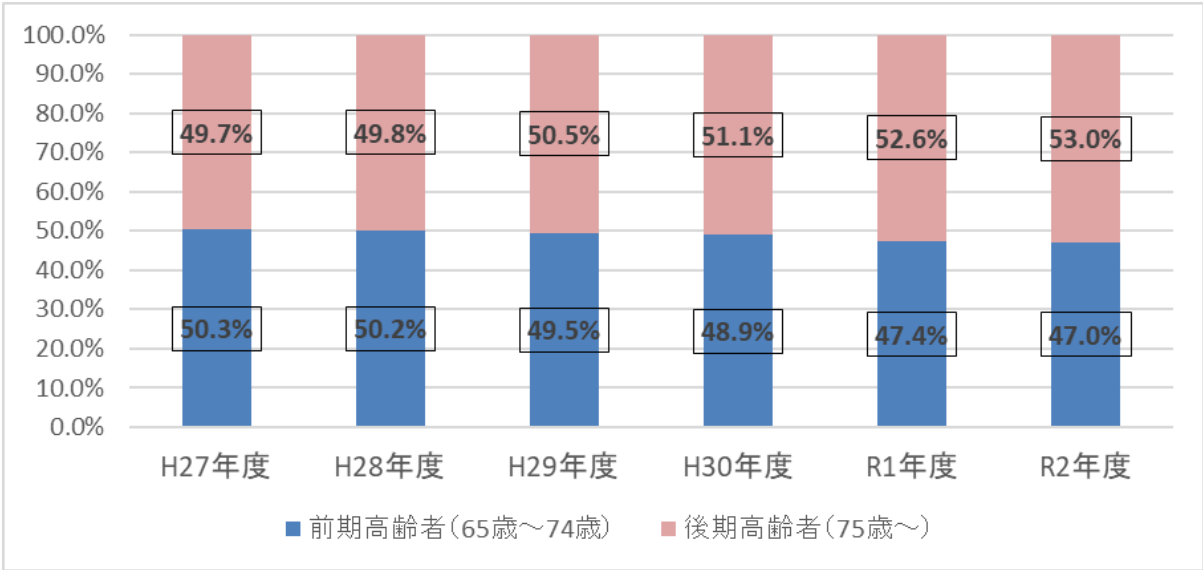
前期高齢者と後期高齢者の構成割合は、後期高齢者の割合が大きくなってきています（図 2）。

図 1 高齢者人口と高齢化率（単位：人）



出典：住民基本台帳（各年度 10 月 1 日現在）

図 2 前期高齢者と後期高齢者の構成割合（単位：%）

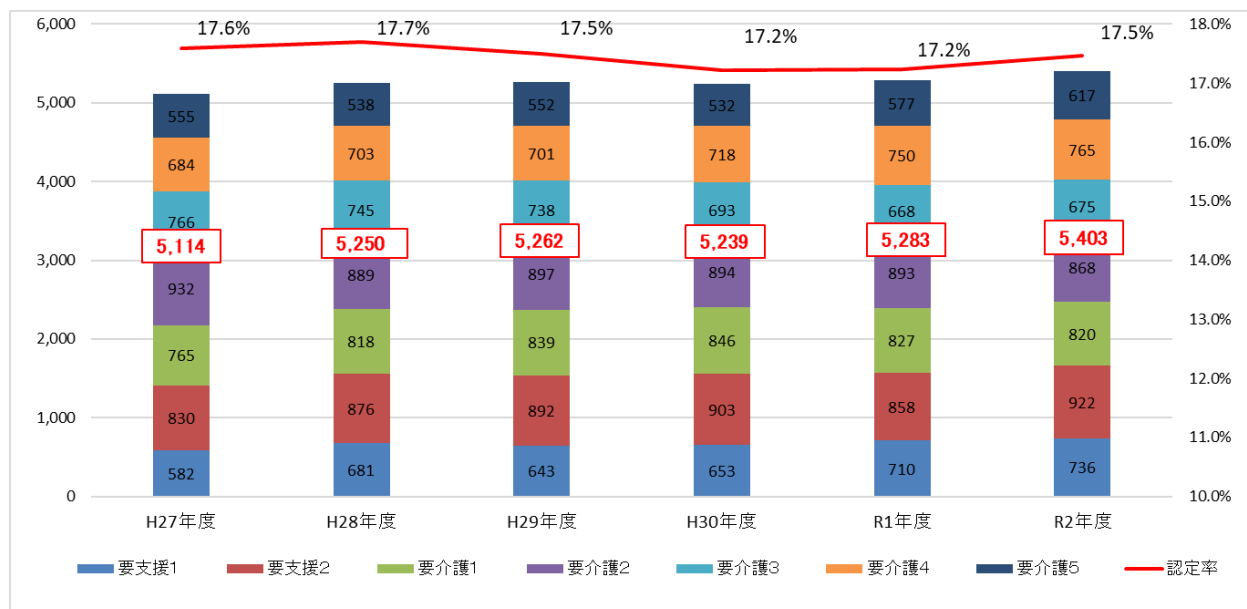


出典：住民基本台帳（各年度 10 月 1 日現在）

2 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者は、5,403人となり、要介護等認定率は17.5%となっています（図1）。後期高齢者の増加に伴い認定者数が増加し、認定率は増加しています。

図1 要支援・要介護認定者数と1号被保険者の認定率（単位：人）

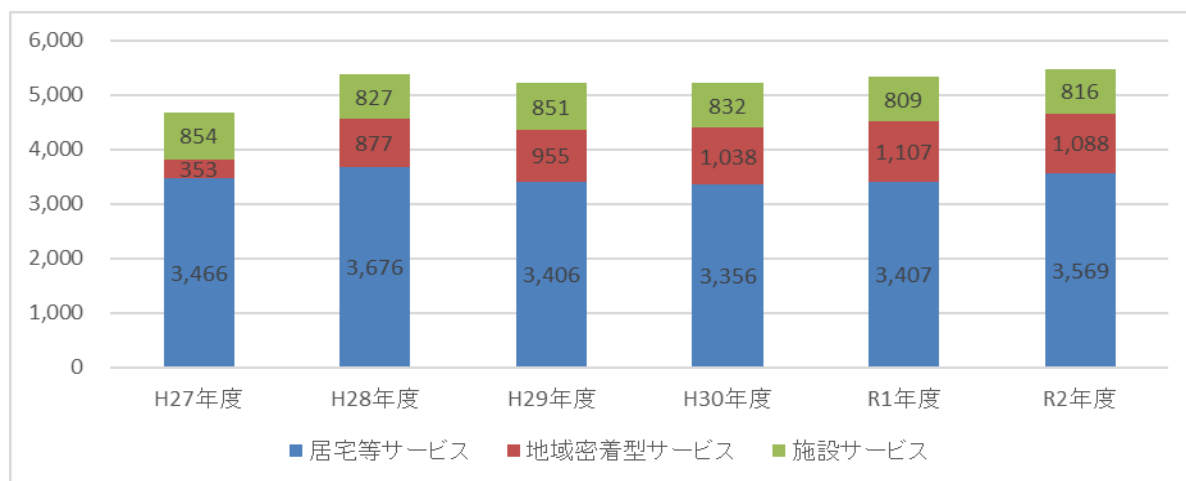


出典：介護保険事業状況報告月報（各年度9月末時点）

3 サービス受給者数の状況

要支援・要介護認定者におけるサービス受給者数は、居宅等サービス受給者が3,569人、地域密着型サービスが1,088人、施設サービスが816人となっています（図1）。居宅等サービス及び施設サービスの受給者数が増加しています。

図1 サービス受給者数（単位：人）



出典：介護保険事業状況報告月報（各年度3月分）

4 介護給付費の実績

(1) 居宅等サービスの状況

居宅等サービスの給付費は、約 37.2 億円となり、平成 30 年度より 2.2%増加しました（表 1）。伸び率（H30→R2）について、「訪問介護」、「通所リハビリテーション（予防）」、「短期入所生活介護（予防）」、「住宅改修費」は給付費が減少していますが、その他のサービスは増えています。

表 1 居宅等サービスごとの給付実績及び伸び率（単位：円）

中分類	小分類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	伸び率 (H30→R2)
訪問サービス	訪問介護	762,919,987円	738,548,482円	739,244,945円	96.9%
	訪問入浴介護	33,744,257円	35,167,582円	38,076,065円	112.8%
	訪問看護(予防)	218,076,021円	220,348,099円	261,531,508円	119.9%
	訪問リハビリテーション(予防)	91,887,186円	91,245,014円	94,672,774円	103.0%
	居宅療養管理指導(予防)	42,224,193円	45,649,403円	45,891,492円	108.7%
通所サービス	通所介護	768,340,858円	780,962,111円	770,577,186円	100.3%
	通所リハビリテーション(予防)	226,696,809円	215,842,999円	223,591,912円	98.6%
短期入所サービス	短期入所生活介護(予防)	268,821,762円	254,509,912円	225,578,844円	83.9%
	短期入所療養介護(予防)	46,665,983円	45,090,339円	49,749,797円	106.6%
福祉用具・住宅改修	福祉用具貸与(予防)	366,094,784円	382,049,966円	411,414,143円	112.4%
	特定福祉用具販売(購入)	10,174,549円	10,743,362円	11,015,630円	108.3%
	住宅改修費	19,983,437円	18,973,348円	19,886,472円	99.5%
特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護	363,171,361円	361,739,971円	387,176,264円	106.6%
居宅介護支援・介護予防支援	居宅介護支・介護予防支援	417,192,889円	420,492,565円	438,323,651円	105.1%
計		3,635,994,076円	3,621,363,153円	3,716,730,683円	102.2%

出典：介護保険状況報告（年報）令和 2 年度は見込み

(2) 地域密着型サービスの状況

地域密着型サービスの給付費は、約 18.6 億円となり、平成 30 年度より 22%ほど増加しました（表 2）。特に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、市内事業所の利用率の上昇、他市の有料老人ホームにおけるサービス提供により、給付実績が増えています。「地域密着型介護老人福祉施設」は、令和元年度に市内事業所が新設されたことにより給付実績が増加しています。

表 2 地域密着型サービスごとの給付実績及び伸び率（単位：円）

小分類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	伸び率 (H30→R2)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,902,378円	98,353,986円	172,812,055円	3525.1%
地域密着型通所介護	525,173,096円	571,658,468円	579,119,691円	110.3%
認知症対応型通所介護	75,142,160円	73,234,545円	74,161,443円	98.7%
小規模多機能型居宅介護	382,450,250円	427,960,944円	414,435,210円	108.4%
認知症対応型共同生活介護	378,245,197円	391,032,439円	413,757,133円	109.4%
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0円	0円	0円	
地域密着型介護老人福祉施設	93,248,989円	99,418,974円	122,274,887円	131.1%
複合型サービス(看護小規模 多機能型居宅介護)	62,455,081円	73,531,625円	79,551,966円	127.4%
計	1,521,617,151円	1,735,190,981円	1,856,112,385円	122.0%

出典：介護保険状況報告（年報）令和 2 年度は見込み

(3) 施設サービスの状況

施設サービスの給付費は、約 26.9 億円となりました。「介護療養型医療施設」は市内の施設が廃止されたため、給付費が減少しています。「介護医療院」は、他市の施設利用の増加により、給付実績が増加しています（表 3）。

表 3 施設サービスごとの給付実績及び伸び率（単位：円）

小分類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	伸び率 (H30→R2)
介護老人福祉施設	1,384,137,390円	1,379,197,225円	1,445,813,344円	104.5%
介護老人保健施設	1,086,419,434円	1,141,397,979円	1,149,189,831円	105.8%
介護療養型医療施設	159,328,322円	85,493,821円	53,194,137円	33.4%
介護医療院(H30～)	6,576,426円	4,499,525円	40,764,168円	619.9%
計	2,636,461,572円	2,610,588,550円	2,688,961,480円	102.0%

出典：介護保険状況報告（年報）令和 2 年度は見込み

(4) 介護給付費の状況

(1) から (3) の介護給付費の総額は、約 82.6 億円となり、平成 30 年度と比べて、6%増加しています (表 4)。

表 4 介護給付費総額の実績と伸び率 (単位: 円)

小分類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	伸び率 (H30→R2)
介護給付費総額	7,794,072,799円	7,967,142,684円	8,261,804,548円	106.0%

出典: 介護保険状況報告 (年報) 令和 2 年度は見込み

(5) その他の給付状況

その他の給付実績は約 4.7 億円となり、平成 30 年度から 8.5%増加しています (表 5)。自己負担が高額になった場合に支払われる「高額介護 (予防) サービス費」は、平成 30 年 8 月からの利用者負担割合の見直しによる第 4 段階の方の給付費の増加や、サービス受給者数の増加により給付費が増加しています。

医療費と介護保険の自己負担が高額となった場合に支払われる「高額医療合算介護 (予防) サービス費」は、国保連からの処理手続きの異動により、これまで年度内に支払われてたものが平成 30 年度分以降は翌年度に支払われるようになったため、平成 30 年度に比べて大きく増加しています。

施設利用時の食費と居住費が軽減される「特定入所者介護 (予防) サービス費」は、施設サービス受給者の増加により令和元年度に比べて増加しています。

表 5 その他給付実績及び伸び率 (単位: 円)

小分類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	伸び率 (H30→R2)
高額介護(予防)サービス費	158,417,419円	167,579,958円	181,146,701円	114.3%
特定入所者介護(予防)サービス費	258,176,810円	247,146,410円	250,553,745円	97.0%
高額医療合算介護(予防)サービス費	4,351,549円	23,843,355円	25,363,197円	582.9%
審査支払手数料	7,993,502円	8,121,276円	8,314,648円	104.0%
計	428,939,280円	446,690,999円	465,378,291円	108.5%

出典: 介護保険状況報告 (年報) 令和 2 年度は見込み

(6) 標準給付費の状況

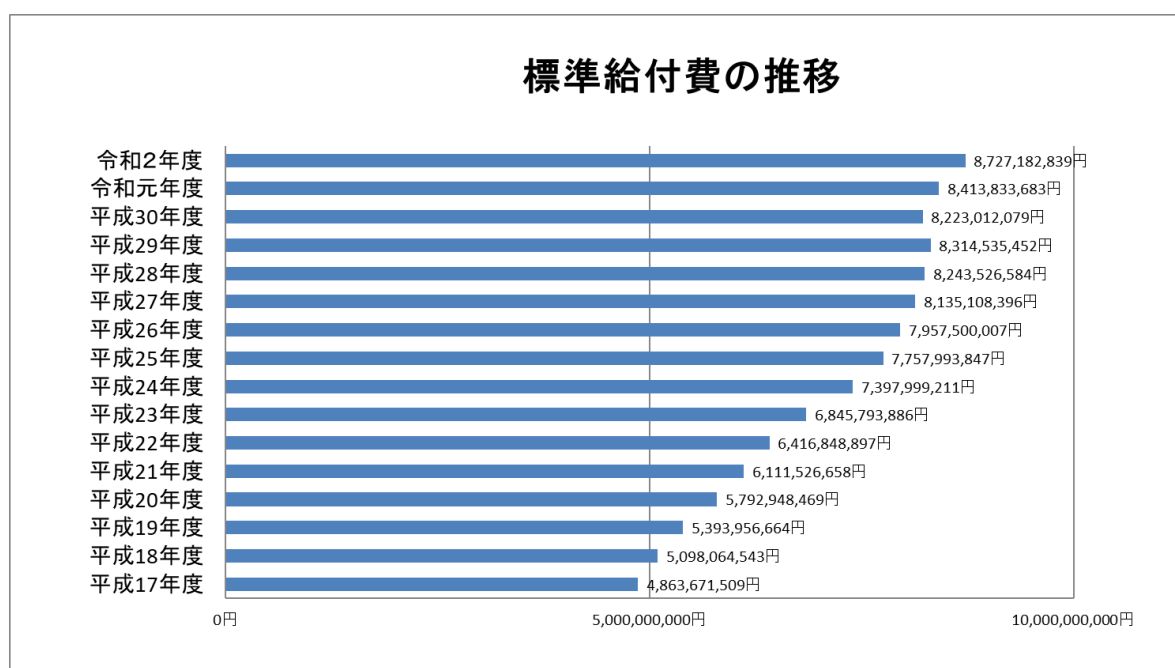
標準給付費（介護給付費とその他の給付費の合計）は、約 87.3 億円となりました（表 6）。平成 17 年度合併時の標準給付費約 48.6 億円から、令和 2 年度には約 1.8 倍に増加したことになります（図 1）。受給者数の増加や施設整備が進み、標準給付費は増加しています。

表 6 標準給付費の実績（単位：円）

小分類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	伸び率 (H30→R2)
標準給付費総額	8,223,012,079円	8,413,833,683円	8,727,182,839円	106.1%

出典：介護保険状況報告（年報）令和 2 年度は見込み

図 1 標準給付費の推移（単位：円）



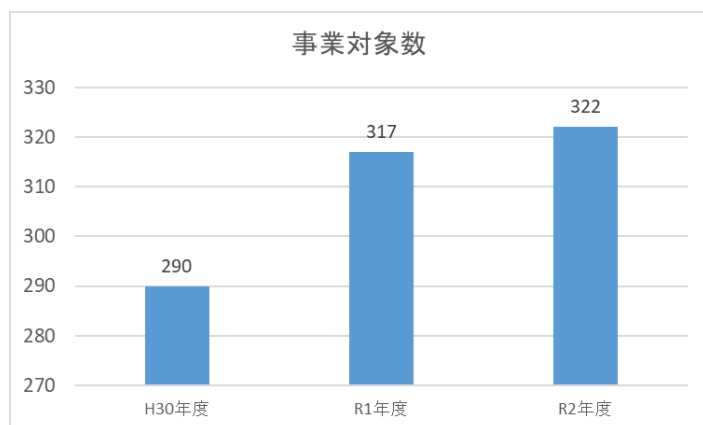
出典：介護保険状況報告（年報）令和 2 年度は見込み

5 介護予防・日常生活支援総合事業費（介護予防・生活支援サービス事業費）の実績

（1）事業対象者の状況

事業対象者数は、322人となり、前年度より5人増えています。

図1 事業対象者数（単位：人）



出典：安曇野市保健医療部介護保険課（各年度10月1日現在）

（2）介護予防・日常生活支援総合事業費の状況

介護予防・日常生活支援総合事業費（事業費）は、約3.2億円となり、平成30年度から4.1%増加しています（表1）。

事業費ごとでは、利用者の増加により、訪問介護相当サービス、通所型サービスAの実績が伸びてきています（表2）。

事業費にかかるその他諸費は、利用者の増加とともに、実績が増えてきています（表3）。

表1 介護予防・生活支援サービス事業費の給付実績及び伸び率（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	伸び率 (H30→R2)
介護予防・日常生活支援総合事業費	304,816,556円	315,012,910円	317,423,626円	104.1%

出典：安曇野市保健医療部介護保険課 令和2年度は見込み

表2 介護予防・生活支援サービス事業費ごとの給付実績及び伸び率（単位：円）

中分類	小分類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	伸び率 (H30→R2)
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	49,304,876円	54,594,955円	56,842,569円	115.3%
	訪問型サービスA	12,062,799円	11,429,348円	12,330,183円	102.2%
	訪問型サービスC	30,560円	76,400円	22,920円	75.0%
	小計	61,398,235円	66,100,703円	69,195,672円	112.7%
通所型サービス	通所介護相当サービス	208,378,085円	210,101,679円	207,068,395円	99.4%
	通所型サービスA	5,560,160円	8,590,364円	10,640,688円	191.4%
	通所型サービスC	1,584,960円	1,419,000円	1,371,220円	86.5%
	小計	215,523,205円	220,111,043円	219,080,303円	101.7%
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント(賃金含む)	26,594,403円	26,999,825円	27,045,789円	101.7%
総計		303,515,843円	313,211,571円	315,321,764円	103.9%

出典：安曇野市保健医療部介護保険課 令和2年度は見込み

表3 その他諸費の給付実績及び伸び率（単位：円）

小分類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	伸び率 (H30→R2)
審査支払手数料	943,312円	975,444円	967,962円	102.6%
高額総合事業サービス費	357,401円	519,745円	663,477円	185.6%
高額医療総合事業サービス費	0円	306,150円	470,423円	
計	1,300,713円	1,801,339円	2,101,862円	161.6%

出典：安曇野市保健医療部介護保険課 令和2年度は見込み

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の事業所数と定員数

総合事業の事業所数は、事業所の休止に伴いいずれのサービスも減少しています。

居宅系サービス(総合事業)	豊科	穂高	三郷	堀金	明科	合計	増減
訪問介護相当サービス	6	9	3	2	2	22	△4
訪問型サービスA	3	5	3	1	1	13	△2
通所介護相当サービス	11	17	7	1	4	40	△1
通所型サービスA	3	1	1	0	0	5	△2

出典：介護台帳（LIGHT）（令和3年10月15日現在）、増減は令和2年9月1日現在との比較による

※通所介護相当サービス及び通所型サービスAの定員数は、通所介護または地域密着型通所介護を行っている事業所の定員数に含まれます。

6 標準給付費と介護予防・日常生活支援総合事業費の実績

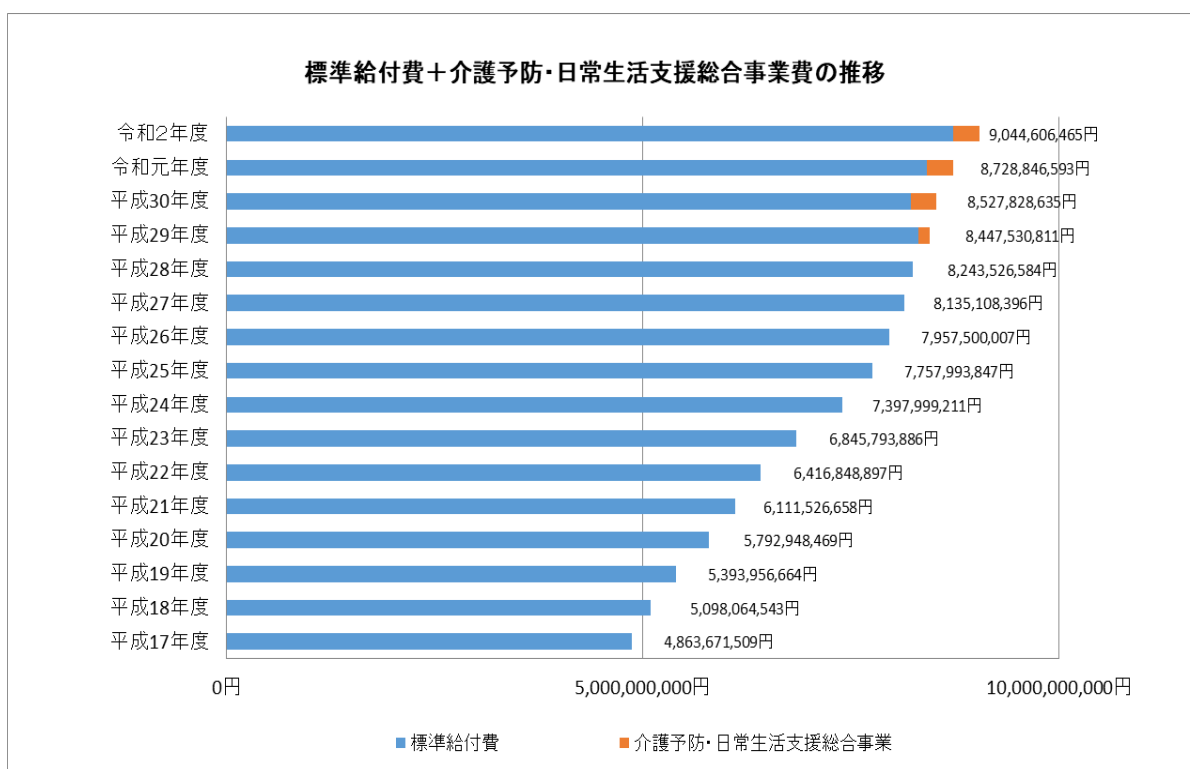
標準給付費に介護予防・日常生活支援総合事業費を加えると、約 90.4 億円となり、前年度より約 3.2 億円増えてきています（表 1）（図 1）。

表 1 標準給付費と介護予防・日常生活支援総合事業費の実績（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	伸び率 (H30→R2)
標準給付費・総合事業費の総額	8,527,828,635円	8,728,846,593円	9,044,606,465円	106.1%

出典：安曇野市保健医療部介護保険課 令和2年度は見込み

図 1 標準給付費と介護予防・日常生活支援総合事業費の推移（単位：円）



出典：安曇野市保健医療部介護保険課 令和2年度は見込み

7 給付費の分析

(1) 第7期計画との対比（実績値/計画値）

令和2年度において、第1号被保険者数は、計画値より758人（29,571人→30,329人）多くなり対計画比102.6%となっています。要介護認定者数は、88人（5,210人→5,298人）多くなっていますが、被保険者数の伸びから要介護認定率は、対計画比99.1%となっています。総給付費は、居宅系サービス給付費、在宅サービス給付費が実績値を下回り、対計画比97.6%となっています。

【図表1 第7期対計画比（実績値/計画値）】

	第7期								
	H30			R元			R2		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
第1号被保険者数 (人)	29,137	29,764	102.2%	29,354	30,009	102.2%	29,571	30,329	102.6%
要介護認定者数 (人)	5,043	5,126	101.6%	5,138	5,174	100.7%	5,210	5,298	101.7%
要介護認定率 (%)	17.3	17.2	99.5%	17.5	17.2	98.5%	17.6	17.5	99.1%
総給付費 (円)	8,036,503,000	7,794,072,799	97.0%	8,241,236,000	7,967,142,684	96.7%	8,465,697,000	8,261,804,548	97.6%
施設サービス給付費 (円)	2,740,555,000	2,729,710,561	99.6%	2,792,123,000	2,710,007,524	97.1%	2,800,322,000	2,811,236,367	100.4%
居住系サービス給付費 (円)	790,009,000	741,416,558	93.8%	804,301,000	752,772,410	93.6%	839,047,000	800,933,397	95.5%
在宅サービス給付費 (円)	4,505,939,000	4,322,945,680	95.9%	4,644,812,000	4,504,362,750	97.0%	4,826,328,000	4,649,634,784	96.3%
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	275,817.8	261,862.4	94.9%	280,753.4	265,491.8	94.6%	286,283.8	272,406.1	95.2%

	第7期		
	累計		
	計画値	実績値	対計画比
第1号被保険者数 (人)	88,062	90,102	102.3%
要介護認定者数 (人)	15,391	15,598	101.3%
要介護認定率 (%)	17.5	17.3	99.1%
総給付費 (円)	24,743,436,000	24,023,020,031	97.1%
施設サービス給付費 (円)	8,333,000,000	8,250,954,452	99.0%
居住系サービス給付費 (円)	2,433,357,000	2,295,122,365	94.3%
在宅サービス給付費 (円)	13,977,079,000	13,476,943,214	96.4%
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	280,977.4	266,620.3	94.9%

出典：地域包括ケア「見える化」システムにおける実行管理機能

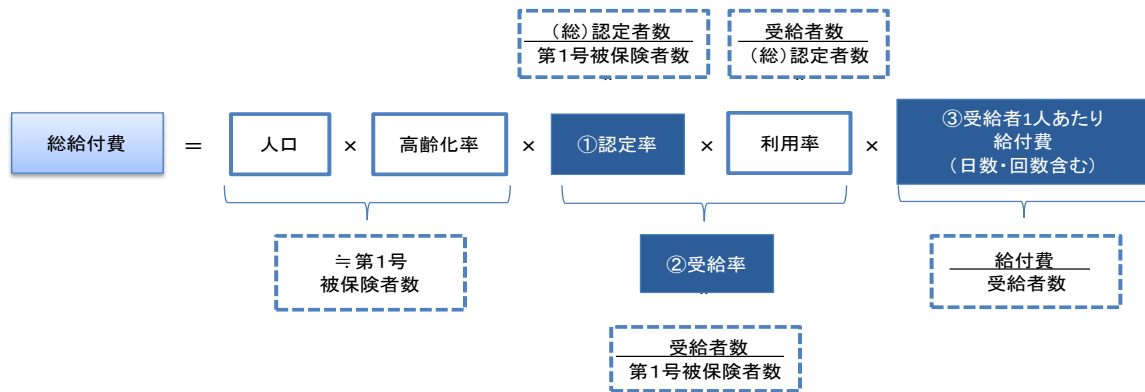
【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報及び年報

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

(2) 給付費の分析

介護給付費は、第1号被保険者の「①認定率」、「②受給率」、「③受給者一人あたりの給付費」の3つの要素が影響しています。地域包括ケア見える化システムを活用して、時系列に全国、長野県との比較をし、分析しました。

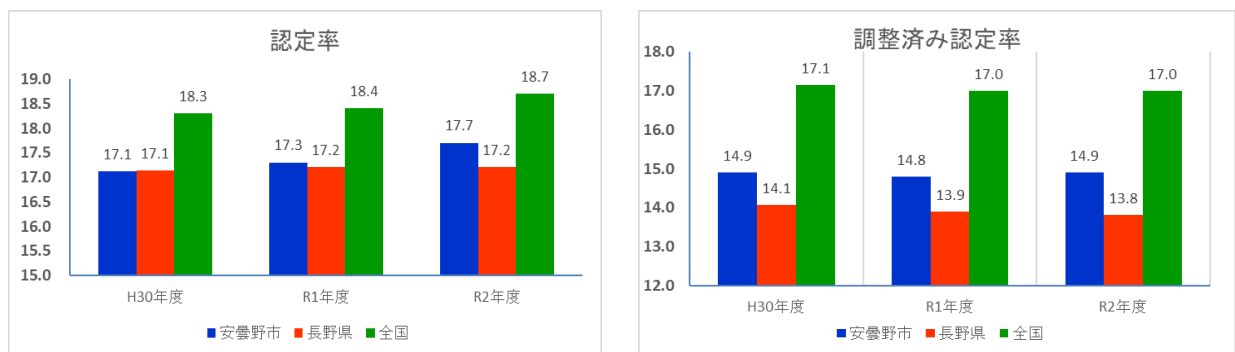
【図表1 給付費と3つの要素の関係】



① 認定率（第1号被保険者数に占める認定者数の割合）

令和2年度の認定率は17.7%、調整済み認定率は14.9%となり、いずれも全国より低く、長野県より高くなっています。

【図表2 認定率（単位：%）】



出典：地域包括ケア「見える化」システムにおける現状分析機能より作成

厚生労働大省「介護保険事業状況報告」年報（令和2年度は「介護保険事業状況報告」月報）

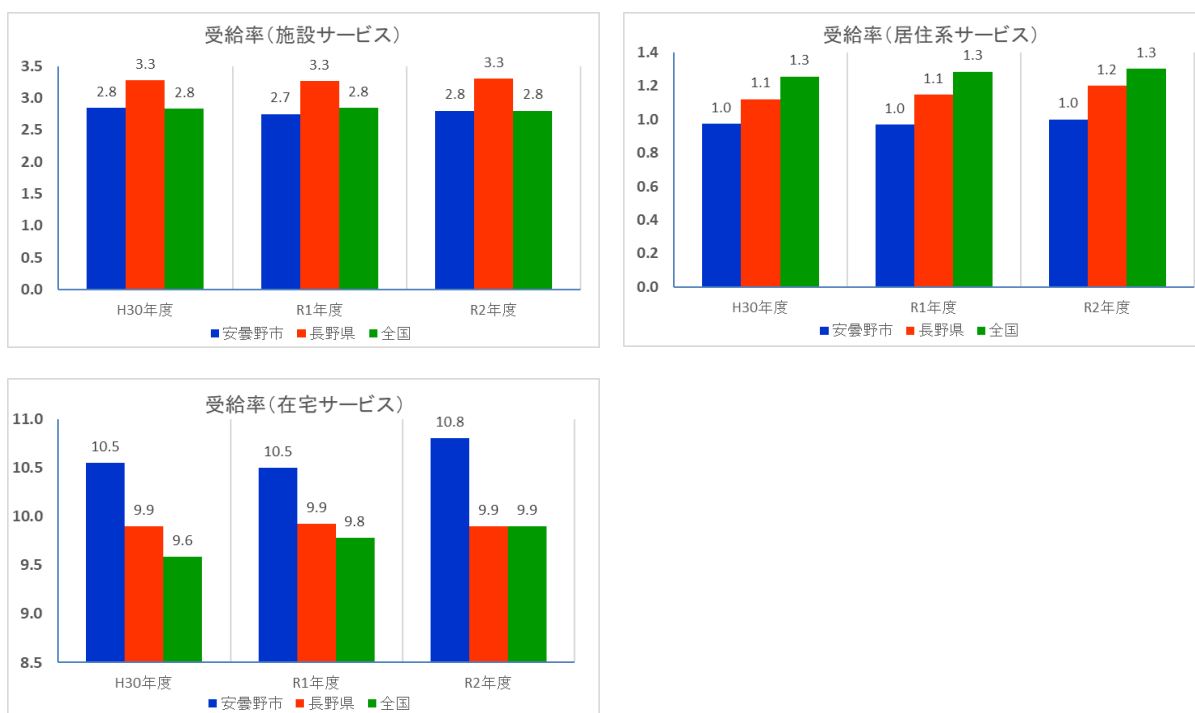
※ 調整済み認定率とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率を意味します。

一般的に、後期高齢者の認定率は前期高齢者のそれよりも高くなることが分かっています。第1号被保険者の性・年齢別人口構成が、どの地域も、ある地域または全国平均の1時点と同じになるよう調整することで、それ以外の要素の認定率への影響について、地域間・時系列で比較がしやすくなります。（地域包括ケア「見える化」システム等を活用した分析の手引き）

② 受給率（第1号被保険者数に占める受給者数の割合）

令和2年度の施設サービスの受給率は、2.8%となり、全国より低く長野県と同率となっています。また、居住系サービスの受給率は1.0%となり、全国、長野県よりも低くなっています。一方で、在宅サービスの受給率は10.8%となり、全国、長野県よりも高くなっています。施設サービス、居住系サービスは施設整備を計画的に進める必要があり、第8期間中にも新たな施設整備を予定しています。在宅サービスは一定のサービス基盤が整っていると考えられます。

【図表3 受給率（単位：％）】



出典：地域包括ケア「見える化」システムにおける現状分析機能より作成

厚生労働大省「介護保険事業状況報告」年報（令和2年度は「介護保険事業状況報告」月報）

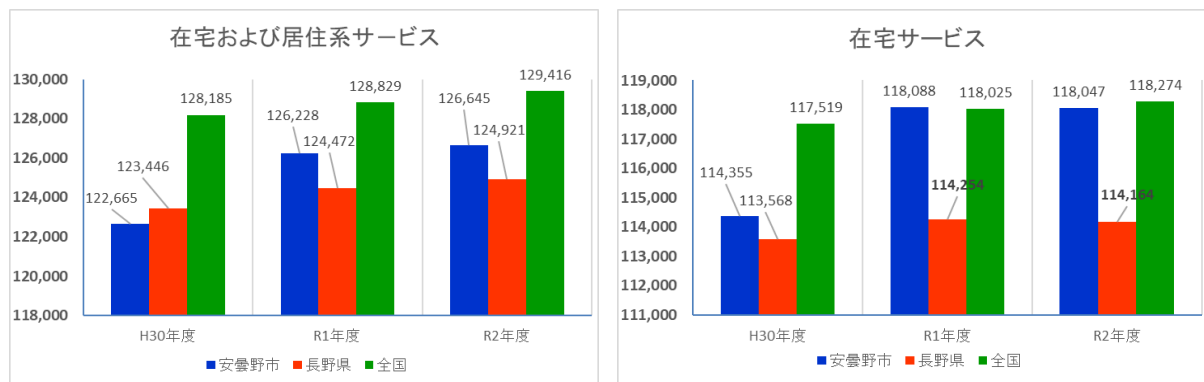
施設サービス、居住系サービス、在宅サービスには、以下のサービスが含まれています。

サービス名	含まれるサービス
施設サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

③ 受給者1人あたりの給付月額

令和2年度の在宅及び居住系サービスでは、全国平均より低いものの長野県より高くなっています。在宅サービスでは、全国平均とほぼ同じであり、長野県より高くなっています。

【図表4 受給者1人あたりの給付月額（単位：円）】



活用データ・指標名	単位	安曇野市			長野県			全国		
		H30年度	R1年度	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度
受給者1人あたり給付月額(訪問介護)	円	88,066	87,975	86,370	69,554	70,067	72,252	67,103	68,919	73,422
受給者1人あたり給付月額(訪問入浴介護)	円	48,976	52,884	52,810	54,729	54,799	55,219	61,422	61,909	62,553
受給者1人あたり給付月額(訪問看護)	円	33,530	35,126	36,789	33,927	33,898	33,982	40,770	40,500	41,144
受給者1人あたり給付月額(訪問リハ)	円	31,372	28,930	30,228	28,118	27,865	28,199	33,103	33,241	33,724
受給者1人あたり給付月額(居宅療養管理指導)	円	7,814	7,938	7,682	6,878	6,981	6,982	11,757	11,939	11,886
受給者1人あたり給付月額(通所介護)	円	75,527	77,584	76,636	73,242	73,976	75,815	80,623	81,668	85,002
受給者1人あたり給付月額(通所リハ)	円	52,659	51,257	51,877	55,054	54,216	54,795	59,758	58,520	59,313
受給者1人あたり給付月額(短期入所生活介護)	円	64,036	62,091	64,710	80,764	80,813	87,081	94,811	96,163	108,505
受給者1人あたり給付月額(短期療養介護)	円	84,083	81,538	93,868	94,263	95,341	101,607	64,550	85,707	90,935
受給者1人あたり給付月額(福祉用具貸与)	円	12,468	12,655	13,004	11,634	11,636	11,782	11,564	11,477	11,661
受給者1人あたり給付月額(特定施設入居者生活介護)	円	185,481	184,279	189,885	175,490	178,037	180,196	174,931	176,351	179,241
受給者1人あたり給付月額(介護予防支援・居宅介護支援)	円	11,704	11,734	11,792	12,240	12,329	12,406	12,647	12,666	12,730
受給者1人あたり給付月額(定期巡回・随時対応型訪問看護介護)	円	196,095	223,025	240,351	128,557	147,782	156,218	151,090	153,625	159,012
受給者1人あたり給付月額(認知症対応型通所介護)	円	105,983	114,073	118,848	105,553	104,527	108,032	113,354	114,133	118,031
受給者1人あたり給付月額(小規模多機能型居宅介護)	円	204,410	214,195	218,124	182,649	184,370	187,787	180,054	181,773	184,454
受給者1人あたり給付月額(認知症対応型共同生活介護)	円	248,030	253,752	256,832	250,053	253,115	256,251	250,256	253,116	256,464
受給者1人あたり給付月額(看護小規模多機能型居宅介護)	円	217,614	235,678	250,163	218,529	224,655	230,807	241,355	245,778	251,873
受給者1人あたり給付月額(地域密着型通所介護)	円	69,220	71,217	73,586	72,908	73,422	75,233	73,908	73,781	77,098

出典：地域包括ケア「見える化」システムにおける現状分析機能より作成

厚生労働大省「介護保険事業状況報告」年報（令和2年度は「介護保険事業状況報告」月報）

8 介護事業者の整備状況

(1) 介護サービス事業者数と定員数

サービス種類ごとに日常生活圏域別の介護サービス事業者数と定員数をまとめました。令和2年度に、穂高地域で介護老人福祉施設（70床）と三郷地域で認知症対応型共同生活介護（18床）が整備されました。

【図表1 介護サービス事業者数と定員数】

サービス種類	事業所数(単位:箇所)							定員数(単位:人)						
	豊科	穂高	三郷	堀金	明科	合計	増減	豊科	穂高	三郷	堀金	明科	合計	増減
居宅系サービス														
訪問介護	7	10	3	2	3	25	△1							
訪問入浴介護	1	0	0	0	0	1	-							
訪問看護(医療機関含む)	18	16	4	3	1	42	△2							
訪問リハビリテーション(医療機関含む)	9	2	0	0	0	11	1							
通所介護	5	3	3	1	2	14	-	164	82	100	40	60	446	-
通所リハビリテーション(医療機関含む)	5	4	0	0	0	9	-	83	65	0	0	0	148	-
福祉用具貸与	2	2	0	0	0	4	△1							
短期入所生活介護	5	3	1	1	1	11	1	51	50	12	4	10	127	10
短期入所療養介護(医療機関含む)	3	2	0	0	0	5	-							
介護予防短期入所生活介護	4	3	1	1	1	10	1							
介護予防短期入所療養介護(医療機関含む)	2	2	0	0	0	4	-							
居宅療養管理指導(医療機関含む)	55	54	12	9	14	144	1							
特定施設入居者生活介護	2	3	0	0	0	5	-	60	131	0	0	0	191	-
介護予防居宅療養管理指導(医療機関含む)	29	35	8	5	9	86	2							
介護予防特定施設入居者生活介護	2	3	0	0	0	5	-							
特定福祉用具販売	2	2	0	0	0	4	△1							
居宅介護支援	13	14	3	2	0	32	-							
特定介護予防福祉用具販売	2	2	0	0	0	4	△1							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	△1							
介護予防訪問看護(医療機関含む)	10	12	2	3	1	28	△2							
介護予防訪問リハビリテーション(医療機関含む)	4	4	0	0	0	8	1							
介護予防通所リハビリテーション(医療機関含む)	5	4	0	0	0	9	1							
介護予防福祉用具貸与	2	2	0	0	0	4	△1							
地域密着系サービス														
認知症対応型共同生活介護	4	3	2	1	1	11	1	45	54	27	18	18	162	27
地域密着型特定施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	2	0	0	0	2	-	0	58	0	0	0	58	-
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	-							
認知症対応型通所介護	1	0	4	0	0	5	1	12	0	81	0	0	93	54
小規模多機能型居宅介護	2	3	1	1	1	8	△1	47	78	29	29	29	212	△18
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	1	0	0	1	2	1							
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	1	0	0	0	0	1	-	29	0	0	0	0	29	-
地域密着型通所介護	7	18	5	0	4	34	4	98	225	61	0	64	448	43
施設系サービス														
介護老人福祉施設	5	1	1	1	1	9	1	303	70	90	70	60	593	70
介護老人保健施設	3	2	0	0	0	5	-	187	148	0	0	0	335	-
介護療養型医療施設(医療機関含む)	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	-
介護医療院	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	-

出典：介護台帳（LIGHT）（令和3年10月15日現在）、増減は令和2年9月1日現在による

9 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備状況

有料老人ホームは、13施設（301人）、サービス付き高齢者向け住宅は6施設（197人）となっています。

【図表2 有料老人ホーム等の施設数及び定員数】

施設種類	施設数(単位:箇所)							定員数(単位:人)						
	豊科	穂高	三郷	堀金	明科	合計	増減	豊科	穂高	三郷	堀金	明科	合計	増減
有料老人ホーム	6	4	0	1	2	13	0	166	91	0	7	37	301	3
サービス付き高齢者向け住宅	1	3	1	0	1	6	0	41	78	40	0	38	197	0

出典：長野県（令和3年10月1日現在）

令和 2 年度地域支援事業の実施状況

■地域支援事業

「地域支援事業」は、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としており、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」及び「任意事業」の 3 事業から構成されています。

介護予防・日常生活支援総合事業は、平成 27 年 4 月の地域支援事業実施要綱の一部改正により、新たに開始となった事業です。この事業は機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、高齢者本人を取り巻く環境や地域も含めてアプローチができるように介護予防事業を見直した事業です。年齢や心身の状態を考慮して自立支援に関する取り組みを推進するため、介護予防の機能強化を図るように構成されています。

包括的支援事業では、地域包括支援センターが介護予防事業に関する介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務を一体的に実施し、高齢者等の介護予防を推進し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための重要な役割を担っています。なお、平成 27 年度より、直営の地域包括支援センターを基幹型の地域包括支援センターと位置付け、センター間の総合調整や委託の地域包括支援センターの後方支援に当たる役割を担っています。

さらに、平成 27 年度から地域包括ケア推進事業が包括的支援事業に位置づけられ、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業の充実が求められています。

また、任意事業では、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者とその介護者も含めた対象者への支援事業を実施しています。

令和 2 年度の地域支援事業の実施状況を報告します。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

市では、平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の二つからなります。

高齢者の一人ひとりの状況に応じた生活支援や介護予防が利用できるよう従来の介護事業所だけでなく、地域における多様な主体による効果的な取組を進めることで、いつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活できるように支援する事業です。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護認定で要支援認定を受けた方、基本チェックリストで事業対象者となった方の加齢に伴う生活機能の低下等の維持・改善により、要支援・要介護となることを予防します。また、要支援、要介護状態等の軽減もしくは悪化を防止します。

■ 介護相当サービス及びサービス A の実施状況（件数は、延べ件数）

事業名	サービス種別	件数	金額（円）	合計	
第 1 号訪問事業	訪問介護相当サービス	2,776	56,842,569	4,025	69,172,752
	訪問型サービス A	1,249	12,330,183		
第 1 号通所事業	通所介護相当サービス	8,293	207,068,395	9,238	217,709,083
	通所型サービス A	945	10,640,688		
介護予防ケアマネジメント		3,441	15,154,862	3,441	15,154,862

■ 指定事業数（令和 3 年 3 月末時点）

訪問介護相当サービス	22 事業所
訪問型サービス A	13 事業所
通所介護相当サービス	40 事業所
通所型サービス A	6 事業所

出典：介護台帳（LIGHT） ※市内事業所のみ（休止を除く）

■ 総合事業サービス A 従事者研修の開催

多様な人材の確保のために、基準を緩和したサービス A の従事者研修会を開催しました。

開催日	参加者数	同行実習者数
令和 2 年 10 月 7 日・8 日	9 人	3 人
令和 3 年 2 月 3 日	1 人	0 人

■ サービスCの実施状況

事業名	実績(人)		回数・内容等
	実人数	延人数	
通所型サービスC	18	227	1事業所にて、週1回2時間程度で実施。主として健康相談、運動・口腔機能向上に向けた支援、体操実技、健康講話等を実施。
訪問型サービスC(口腔)	4	13	介護保険課に在籍する歯科衛生士による口腔機能向上を目的とした個別指導。概ね月1回訪問。
訪問型サービスC(運動)	2	3	安曇野赤十字病院理学療法士による運動機能の向上に向けた個別指導。概ね月1回訪問。
小計	24	243	

令和3年度：令和2年度に引き続き、対象者に対して適切な支援を行うことにより、生活機能の低下等の維持・改善を図り、重症化予防をしています。

(2) 一般介護予防事業

65歳以上を対象に、介護予防の知識を身につけるとともに、通いの場等、地域の身近な場所での人との繋がりを通して介護予防の活動を継続できるように支援するための事業です。

ア 介護予防把握事業

生活機能の低下により要介護状態等になるおそれのある高齢者を早期に把握し、適切な支援に繋げるため、過去に実施した基本チェックリストの記録をもとに、訪問等による実態把握を行いました。

(ア) 基本チェックリスト未回答者(平成26年度基本チェックリスト未提出者)

訪問等実施者 156人

(イ) 介護予防事業未参加のハイリスク者(平成26年度基本チェックリストにてハイリスクと認定されたが、介護予防事業未参加の者) 訪問等実施者 134人

(ウ) その他

(ア)及び(イ)の対象外で、訪問時に同席した配偶者等(ただし、70歳以上の者) 訪問実施者 22人

【訪問実施者現況】*上記(ア)～(ウ)の合計

自立	要相談(介護相談等)	介護予防教室参加
151人(96.8%)	5人(3.2%)	0人(0%)

令和3年度：健診未受診者等、介護リスクの高い高齢者に対し実態把握を行い、一般介護予防事業への参加勧奨や必要な支援を行うための訪問活動を実施します。

イ 介護予防普及啓発事業

高齢者が身体機能の維持・向上を図るとともに介護予防に関する幅広い知識を習得することを目指します。

令和2年度普及啓発事業実績

事業名	実績(人)		回数・内容等
	実人数	延人数	
お口いきいきアップ教室	47	298	1会場同日2コース設定。1コース8回
お口いきいきアップ教室(個別対応)	7	7	希望者に教室後に単回で個別相談を実施
お口いきいきフォローアップ講座	28	28	・豊科、明科、堀金、穂高にて開催
足腰らくらく体操教室(前半)	65	466	・城西病院、長野県柔道整復師会講師委託 ・休止により1コース8回または9回
足腰らくらく体操教室(後半)	90	264	・3会場・各2コース1コース6回にて計画 ・休止によりコース3回～5回にて開催
足腰らくらくステップアップ教室	16	180	・松本大学講師委託。TAGFITNESS活用。強度が高いため経験者のみ受付
地区自主活動支援	71	197	・コロナに影響あり、新規未定。昨年度以降支援は活動支援となっている。
あづみのピンキラ体操教室 (松本大学・根本ゼミ共催事業)	33	186	・コロナによる開始時期延期のため、回数減及び従前の40名定員を20名2コースで実施
(内訳) 体づくりコース	15	87	・ピンキラ体操経験者のみ
(内訳) 健康づくりコース	18	99	・ピンキラ体操経験者・未経験者
楽々太極拳教室(老人クラブ)	42	167	・社会福祉協議会にて市内老人クラブの申込を受けて、講師調整
シニア太極拳教室	30	148	・1会場12回30名を、2会場6回20名で開催
エンジョイシニア!実践おたっしや塾	45	254	
目指せ脳の若返り!脳力アップ教室	26	182	・休止あり。1コース6回にて実施
頭と体の若返り!はつらつ脳活教室	14	147	・令和2年度新規教室
介護予防個別相談	15	15	・コロナによる教室中止対応策として個別面接、電話相談のみ集計
ファイブ・コグ検査会 (認知症予防、認知機能検査)	69	69	
ファイブ・コグ結果説明会	44	44	
出前講座	78	78	
認知症サポーター養成講座	219	219	
小計	939	2,949	

令和3年度：多くの方が介護予防や認知症予防に継続的・効果的に取り組めるよう、教室の開催回数や内容の見直しや変更等、更なる充実を図るほか、新型コロナウイルス感染症対策を講じて開始しています。新型コロナウイルス感染症流行による教室休止期間中は資料提供などにより自主的活動を支援するとともに、個別相談のある方への専門職による相談・指導を実施します。

ウ 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行います。

令和2年度実績

事業名	実績(人)		回数・内容等
	実人数	延人数	
地区自主活動支援	71	197	コロナの影響あり、新規無し。
地区体操教室（自主活動移行支援）	0	0	

※令和2年度はコロナの影響あり、新規に立ち上がる団体はありませんでしたが既存の団体5団体に対し、健康相談会（血圧測定等）や体力測定等の実施を通じ、活動支援を行いました。一般介護予防教室参加者より、教室終了後に自主活動グループへの移行を希望する団体があり、講師の調整等支援を行っています。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

ア 介護相談

各地域包括支援センターでは、高齢者に関する相談を随時受け付け、必要に応じて介護保険や各種サービス、関係機関の紹介等を行うなど、必要な情報提供をしながら相談支援を行いました。

<令和2年度 介護相談>

包括名	高齢者人口	相談件数 (実件数)	相談件数（実件数） ／高齢者人口	【参考】 令和元年度 相談件数（割合）
中央	11,400	708	6.2%	674 (5.9%)
北部	10,917	561	5.1%	550 (5.1%)
南部	8,134	430	5.3%	435 (5.5%)
3包括計	30,451	1,699	5.6%	1,659 (5.5%)

※高齢者人口は安曇野市住民基本台帳より（令和3年4月1日時点）

イ 実態把握

介護保険で「自立」と判定された方に加え、65歳以上の独居高齢者で介護認定を受けていない方に対し、訪問等による状況確認を行いました。いずれも何かしらの支援が必要と判断した場合は、各種サービスの利用調整や関係機関への情報提供を行いました。

これらにより、地域に住む市民の生活状況の把握に努めています。

令和3年度：民生委員をはじめ、関係機関からの相談や情報提供をもとに、必要に応じて訪問等による実態把握を行い、個々の状況に応じた支援を行っています。

(2) 権利擁護業務

ア 高齢者虐待防止事業

項目	開催日	内容
高齢者虐待ケース 検討会、進行管理	令和2年 5月26日	長寿社会課と3包括による庁内会議 参加。 各包括における虐待対応の進行状況 を共有。支援策の検討。
	7月28日	
	9月24日	
	11月27日	
	令和3年 1月28日	
	3月18日	

イ 成年後見利用支援事業

項目	開催日	内容
成年後見支援センター かけはし 【小委員会】	毎月 第4月曜日	成年後見支援センターかけはしによる実績報告と事例検討を行う委員会。 ＜安曇野市にお住まいの方について後見人候補者を検討いただいた件数＞ 令和3年1月25日（1件）
成年後見支援センター かけはし 【権利擁護ケース検討会】	偶数月の第4木曜日 令和2年 10月22日 12月24日 令和3年 2月25日	かけはし、長寿社会課、福祉課、社会福祉協議会（日常生活自立支援事業担当）、3包括の担当者が集まり成年後見制度利用を中心とした、権利擁護が必要なケースの事例検討会を開催。
市長申立て支援	必要時	親族による申立てが困難な方について、市長申立てができるよう担当部署である長寿社会課と調整を行い支援する。

ウ 消費者被害防止事業

項目	開催日	内容
啓発活動	随時	訪問時等に注意啓発。 民生児童委員協議会出席の際に啓発

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 地区活動及び地域連携活動

(延べ回数)

項目	中央	北部	南部
民生児童委員協議会	19	14	20
地域密着型運営推進会議等	3	1	0
入所判定委員会	3	0	0
地域における活動	0	4	0
ファイブ・コグ検査(認知機能検査)	2	0	0
認知症サポーター関係	10	1	1
認知症カフェ	11	1	0
研修会等	3	16	2
その他	2	0	0

※「地域密着型運営推進会議等」は地域密着型通所介護事業所や小規模多機能事業所の運営会議に出席した場合等。

※「地域における活動」は「いきいきサロン」や「JA あんしん広場」などに参加した場合。

※「研修会等」は研修会を主催や共催、講師等の場合。例) 出前講座、各団体への研修会等。

イ 関係機関との連携

(延べ回数)

	中央	北部	南部
医療機関とのケア会議等	149	320	146
多職種との連携会議等	81	94	127

※「多職種との連携会議等」には、長寿社会課長寿福祉係・福祉課障がい福祉担当・同生活支援担当・保健センター等との調整会議や成年後見支援センターとの連携会議等が含まれる。

※市医師会在宅医療連携推進協議会との連携により、多職種を交えた会議等を開催し、在宅医療・介護連携の取り組みを進めている。(R2は新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし)

ウ 介護支援専門員への支援

(ア) 居宅介護支援部会(介護支援専門員連絡会)

居宅介護支援部会の事業方針及び活動方針に基づき、全体研修会(年3回)の計画・準備・開催等を支援しました。

《全体研修会の内容》

開催日	内 容	参加者(人)
5月18日	総会・情報交換（委任状75）	20
9月16日	「災害について：ケアマネとしての課題整理と対応策」 講師；県社協防災福祉アドバイザー 石井布紀子 氏	32
11月16日	「地域づくりについてこれから求められること ～ケアマネとしての関わり～」 講師；JA あづみ暮らしの助け合いネットワークあんしん 池田陽子 氏	29

(イ) 居宅介護支援部会運営会議

部会長、副部会長、3ブロック長で構成される役員会へ3包括の主任介護支援専門員が参加し、全体研修会の運営や部会に関する協議事項について検討しました。

《運営会議の内容》

開催日	内 容
第1回 9月2日	9月・11月の全体研修会について
第2回 11月16日	1月全体研修会・来年度計画について
第3回 2月12日	R3年度役員紹介・R3年度研修計画について

(ウ) 介護支援専門員に対する個別支援数

(延べ回数)

	中央	北部	南部
サービス担当者会議参加	312	205	110
ケアマネジメント指導	37	55	61

(エ) 主任介護支援専門員更新研修に伴う法定外研修の開催

市内の介護支援専門員を対象に主任介護支援専門員更新研修の受講要件の1つである「法定外研修」を計画し、対象者へは受講証明書を発行しました。

《法定外研修の内容》

開催日	内 容	参加者(人)
8月19日	「高齢者の在宅患者のための服薬支援」 講師；安曇野市薬剤師会 横林 和彦 氏	37 (リモート含)
10月26日	「介護予防と地域ケア会議～自立支援の観点から～」 講師；長野県理学療法士会 佐藤 博之 氏	45 (リモート含)
12月16日	「防災：災害の備え 避難所の開設と運営の仕方」 講師；安曇野市危機管理課 弦巻 祐一 氏	31 (リモート含)
3月3～9日	地域支え合い推進フォーラム	視聴

	<p>「世代をつなぐ地域づくりを考える～3つのSで乗り越えよう！ 新型コロナウイルス対策～」</p> <p>講師：東京都健康長寿医療センター研究所 藤原佳典 氏</p> <p>「コロナ禍における私たちの実践」</p> <p>講師：JA あづみくらしの助け合いネットワーク あんしん 池田陽子 氏 、安曇野市社会福祉協議会 北村早希 氏</p>	325 回
--	---	-------

エ 広報活動

(ア) 広報誌やホームページの利用による周知

住民に対して市ホームページへの掲載や市内各所及び支所相談窓口等へのチラシ設置、また認知症サポーター養成講座や出前講座に地域包括支援センター職員が同行して地域包括支援センターの役割等周知に努めました。

認知症地域支援推進員が中心となり作成した「認知症ガイドブック」を R3.3 広報にて折り込み、全戸配布しました。

(イ) 各種関係機関への周知

民生児童委員協議会等、関係機関を交えた会議や懇談の席において、地域包括支援センターの役割等について説明を行いました。

(ウ) 認知症相談窓口であることの周知

認知症サポーター養成講座の開催や地域包括支援センターのパンフレット配布等により、地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることを周知しました。また、各包括に配置した認知症地域支援推進員が市民や関係機関等に向け積極的に認知症施策の周知を行いました。

(エ) 認知症カフェの周知

認知症カフェ一覧（冊子）R2.8 改訂版を発行し、包括、認知症カフェ、市内 2 か所の病院に配布し周知に努めました。

(オ) 「安曇野市オレンジキャンペーン」による周知

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民の皆様に認知症を知るきっかけとなり、また正しい理解につながることを目的として国際アルツハイマー病協会（ADI）と世界保健機構（WHO）が定めた「世界アルツハイマー月間」である 9 月に、認知症地域支援推進員が中心となり安曇野市オレンジキャンペーンを実施しました。市役所本庁や市内図書館において特設展示を行った他、9 月 16 日午後 6 時から 8 時まで市役所本庁舎南側をオレンジ色にライトアップしました。広報誌や、ホームページの他、新聞、ツイッター、フェイスブック等で周知を行いました。

(4) 地域包括ケア推進事業（社会保障充実分）

ア 在宅医療・介護連携推進事業

安曇野市在宅医療連携推進協議会（医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護保険事業所各代会・介護保険課）との連携により各種事業を実施しました。

「松本広域圏入退院連携ルール」、安曇野市で活用している情報提供書、県作成「医療と介護との連携マニュアル」を市ホームページに情報掲載しました。

令和2年度実績

項目	事業名	回数	参加者数	内容
会議	在宅医療連携推進協議会 (全体会)	1	15	・市の在宅医療・介護連携の現状と課題の協議 ・今後の取り組みの検討
	在宅医療連携推進協議会 (ワーキンググループ)	0	0	・新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため開催せず。
研修	多職種連携研修会	0	0	・多職種連携に関する講演会 ・多職種参加によるグループワーク
	市民公開講座	0	0	・市民向け認知症講演会（新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため開催せず）

イ 認知症施策推進事業

(ア) 安曇野認知症ネットワーク

平成25年7月の運用開始後より、「安曇野認知症ネットワーク専門医名簿」や「安曇野認知症ネットワーク協力かかりつけ医名簿」を活用し、認知症に悩む市民への受診支援や情報提供を行い、3包括において必要に応じ、「あなたの認知症危険度チェック」や「気になる方の認知症チェック」の活用による対象者の状態把握を行いました。

(イ) 認知症見守りネットワーク

外出した際に道に迷ってしまう等、日頃から見守りが必要と思われる方の家族の希望に応じ、家族が希望する周囲の方に日頃から気にかけていただくための見守り事業を行いました。

(ウ) 認知症地域支援推進員活動

平成27年度より、各地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員を中心に、できる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の関係団体との連携や調整を行っています。

【令和2年度の取り組み状況】

◇安曇野市オレンジキャンペーン

～認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために～

<目的>

高齢化が進行し、認知症は誰もが関わる可能性があります。認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するため、広く市民の方が認知症を知るきっかけとなり、また、正しい理解につながることを目的としています。

<内容>

①図書館特設コーナー：9/8～9/22 市内5館

認知症に関する推薦図書（認知症の人と家族の会推薦図書・地域包括支援センター職員推薦図書）

パンフレット設置※（オレンジカフェちらし、包括案内、認知症チェックリスト等）、認知症サポーターキャラバンマスコット ロバ隊長のクラフト展示

②広報：8/12 「認知症特集」

内容：認知症カフェ（ななきの家）、介護者の声（認知症の人と家族の会 松本支部）、オレンジキャンペーン、認知症初期集中支援チーム、認知症見守りネットワーク・地域見守り活動に関する連携協定、認知症サポーター養成講座等

③市役所1階東フロアパネル展示：9/7～9/18「認知症の人と家族の会」

パネル展示、オレンジカフェ活動紹介、認知症対応型デイサービス利用者作品の展示、認知症関連パンフレット設置※、画像啓発（市民課前、東入り口南のテレビ2か所）、認知症サポーターキャラバンマスコット ロバ隊長のクラフト展示

④本庁舎南側2階ライトアップ：9/16（水）18：00～20：00

⑤市職員向け認知症サポーター養成講座：9/15

⑥メディア掲載：中日新聞、信濃毎日新聞、あづみのテレビ、認知症地域支援推進員フェイスブック、安曇野市HP・ツイッター・広報、厚生労働省HP「アルツハイマーデー各地のイベント・オレンジライトアップ」

(エ) 認知症初期集中支援チーム

認知症の発症から生活機能障害の進行に合わせ、医療や介護保険サービスなどの適切なサービスに繋がっていない認知症やその家族に早期診断や対応に向け、医療と福祉の専門職がチームとなり、対象者等へ支援を行うものです。市では、平成29年度に介護保険課に1チーム設置し、活動を始めました。平成30年7月からは毎月1回、認知症初期集中支援チームの医師による相談会（予約制）を設け、令和2年度は延べ19件の相談があり、4件が支援ケースとなりました。気軽に相談できる機会を設けるとともに、より初期の段階から解決策に向けた対応策を検討したり、認知症専門医への未受診や十分な支援がされていないケース等への支援を行っています。

<令和2年度>

平成29年度～令和2年度支援ケース17件（うち令和2年度新規対応件数4件）

(オ) 認知症カフェ運営支援事業

安曇野市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱を策定し、規定により補助金交付を実施しています。

ウ 生活支援体制整備事業

地域の支え合いによる生活支援・介護予防の取組を広げ、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進するため、生活支援コーディネーターと協議体の設置をして、活動しています。豊科地域では JA あづみくらしの助け合いネットワークあんしん、穂高地域、三郷地域、堀金地域、明科地域では安曇野市社会福祉協議会へ委託して、実施しました。

(ア) 生活支援コーディネーターの取組

地域ごとに第2層生活支援コーディネーターを配置し、地域のサロンや拠点において支え合い活動の必要性を伝えるとともに、それぞれの活動の支援、担い手の支援、さらに多様な高齢者福祉団体のネットワークを進め、平成28年度に協議体活動で作成した生活支援サービスガイドブックの更新等により、地域の資源を延べ500件把握しました。

市全体を担う第1層生活支援コーディネーターは、第2総生活支援コーディネーターが活動しやすいよう各地域の実施状況を確認する中で、取組の課題を検討して進めました。

(イ) 協議体の取組

平成28年度に設置した地域ごとの第2層協議体は、団体間の情報共有・連携を深めるとともに、地域の課題やこれから必要な資源について、意見交換や学習を進めました。地域への発信として、協議体主催のサロンの開催や、高齢者の移動支援の仕組みづくりの検討など地域ごとで特色ある活動がありました。また、各地域の協議体活動を推進するために、令和2年6月～7月に、各協議体の研修として、介護保険課職員が事業説明及び助け合い体験ゲームを実施しました。市全体を担う第1層協議体を介護保険等運営協議会とし、実施方針・状況報告をしました。

事業名	回数	内容
第1層協議体 (介護保険等運営協議会)	2	・生活支援体制整備事業の実施について ・生活支援体制整備事業の実施状況について
第2層協議体	24※	・各団体の取組報告 ・協議体主催のサロン、高齢者の移動支援の仕組みづくりなど

※ 開催回数：豊科5回、穂高5回、三郷6回、堀金4回、明科4回

(ウ) 地域支え合い推進フォーラムの開催

支え合いの地域づくりに向けて、令和3年3月に東京都健康長寿医療センター研究所藤原佳典氏によるオンライン講演と2協議体の活動報告を内容とした「地域支え合い推進フォーラム」を開催しました。当フォーラムは、地域づくり課及び長寿社会課と共催しました。

(エ) 高齢者・障がい者の「安曇野市地域見守りに活動に関する連携協定」

「安曇野市地域見守りに活動に関する連携協定」を新たに4団体と締結をしました。(24団体と締結)

(オ) 支え合い事業施設整備補助金

生活支援や介護予防を始めたい団体へ備品購入など立ち上げを支援しました。

<令和2年度>

補助件数 3団体 (累計:26団体)

エ 地域ケア会議推進事業

(ア) 地域包括ケア推進会議

会議名	開催日	出席者数	内容
第8回 地域包括ケア推進会議 (書面協議)	令和3年 3月3日	21	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者の「安曇野市地域見守り活動に関する連携協定」の実施状況について ・「認知症初期集中支援チーム」の活動について ・安曇野市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画の概要について ・施設整備等の進捗状況について ・地域ケア個別会議について

(イ) 地域ケア個別会議

平成26年度より開催している地域ケア個別会議は、個別ケースの検討の積み重ねを通じて高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを地域全体に普及することにより、地域で高齢者を支えるネットワークを強化するとともに高齢者の自立を支援するための具体的な地域課題やニーズを行政に吸い上げ、社会基盤整備につなげる1つの手法です。地域包括支援センターでは3回開催しました。

なお、各包括で把握した地域課題等については、3包括と介護予防担当及び介護保険担当で毎月開催している「地域ケア連携会議」において報告し、課題集約を行うとともに解決策を検討し具体的な取り組みに繋げています。

《実施状況》 実施回数：3回

No	ケースの概要	参加者
1	生活習慣病を抱えている独居高齢者(認知症)の方の支援	本人、親族、介護支援専門員、成年後見センター、区長、社協職員、オレンジカフェ、サービス事業所職員、包括職員
地域課題		解決策・対応策
1.	認知症で基礎疾患がある独居の方は生活状況が把握しづらく病気の問題意識がない	1. 認知症サポーター養成講座やケアマネとの会議などで、生活習慣病の予防の重要性に触れていく

2. 見守りや課題解決の支援ネットワークの強化	2. 支援者の情報共有や連携強化の場として地域ケア個別会議の有効性を周知し、開催を促す
-------------------------	---

No	ケースの概要	参加者
2	認知症の方の免許返納	医療機関関係者（医師）、警察署（生活安全課）、自動車学校、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、サービス事業所職員、包括職員
地域課題		解決策・対応策
1. 認知症状がある、もしくは認知症の方の免許について、返納の目安や方法の情報が少ない 2. 本人や家族が免許返納後や取り消し後の生活や交通手段の確保に不安がある 3. 家族・親族などキーパーソンがいない場合での独居で認知症の方の意思決定には関係者間でのコンセンサスが必要		1. 本人や家族、支援者に対して、免許に関する情報や知識を得てもらうための研修会の開催 2. 介護保険に限らず、利用できる社会資源の周知と開発 3. コンセンサスを得る場合の参集関係者の検討が必要

No	ケースの概要	参加者
3	医療・経済支援が必要な高齢者と未受診・未就労の家族の在宅生活支援	医療機関関係者（医療相談室担当者）、介護支援専門員、サービス事業所職員、社協職員、障がい者相談支援機関、市職員（保健師）、包括職員
地域課題		解決策・対応策
1. 経済問題を抱えた方が活用できる社会資源が不足している 2. 多重問題世帯の支援として、多分野の専門職同士が連携を図りやすい体制づくりと精神疾患に対するケアマネなどの資質向上が必要		1. 経済問題を抱えた方が活用できる情報や知識を持つための研修会などの開催 2. 多重問題世帯を支える支援関係者の「顔の見える関係づくり」と専門職の有効活用の提案（ケアマネ支援）、また、精神疾患の理解や対応について学ぶ機会を設ける

(ウ) 特定事業所集中減算に関する地域ケア会議

居宅介護支援事業所が作成したケアプランの対象サービスにおいて、紹介率最高法人が占める割合が80%を超える場合、減算適用となりますが、地域ケア会議等において意見・助言等を得たことを地域包括支援センターが認め、それが正当な理由に該当する場合は減算対象となりません。令和2年度は該当の案件はありませんでした。

これまでの地域ケア個別会議からの主な課題 (H26～)

No	課 題	課題解決の方向性	具体策
1	認知症の方の在宅生活を支えるための支援	・地域の関係者の理解と見守り等の支援の拡充	・見守り協定
2	徘徊高齢者への支援	・地域での日頃から見守り、徘徊の早期発見と事故防止のための支援方法	・認知症見守りネットワーク
3	閉じこもりの方への支援	・早期発見と閉じこもり予防のための関係者と連携	・実態把握 ・出前講座、認知症サポーター養成講座
4	交通手段の確保	・住み慣れた地域での生活を継続するための移動支援サービスの多様化	
5	情報や正しい知識の普及	・正しい知識の普及と地域包括支援センターについての啓発活動	・出前講座、認知症サポーター養成講座の開催 ・広報の活用
6	認知症の方の居場所づくり	・認知症の方が気軽に立ち寄ることのできる居場所づくり	・認知症サポーター養成講座 ・認知症カフェやサロンとの連携
7	認知症の方への接し方の理解	・市民や関係者の認知症の理解を深める	・介護保険事業所各部会と連携した研修会の開催
8	消費者被害の防止	・地域の見守り等の支援の拡充、啓発活	・出前講座の開催、 ・広報「あづみの」の活用
9	知的障害の方への支援	・介護支援専門員と関係者との連携 ・早期の成年後見制度の活用	・地域ケア会議の活用 ・成年後見制度の早期利用についての講演会や研修
10	医療依存があり、身寄りがいない方の、緊急時の対応	・医療・行政・介護・施設などが協力して支援するために話あえる場が必要	・地域ケア会議や担当者会議を通じた協力体制作り

11	生活環境（ゴミ）問題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と関係する団体に問題提起し、協力を働きかける ・関係者や関係機関に対し、問題意識を持つよう働きかける 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括支援センターでも会議を重ねて検討していく
12	高次機能障害がある方の車の運転	<ul style="list-style-type: none"> ・医師より車の運転を控えるよう言われた方への関わり方 ・後遺症があっても車の運転を続けるにあたり、判断や支援方法について 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携、安全運転講座の周知。適性検査の関係者への啓発 ・自主返納の方法等の紹介
13	夫婦 2 人暮らしで認知症状が進行	<ul style="list-style-type: none"> ・身近に高齢者の相談窓口があることをより周知する手段 	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシの配布活動等の支援

令和3年度：地域包括ケア推進のための4事業（①在宅医療・介護連携推進事業 ②生活支援体制整備事業 ③認知症施策推進事業 ④地域ケア会議推進事業）の推進を図ります。

3 任意事業

令和2年度任意事業（主要なもの）の実績

事業名	実績	内容等
ケアプラン点検	139件	長野県介護支援専門員協会の外部講師により、13事業所、介護支援専門員37名の実施。あわせて、該当事業所への保険者によるコンプライアンスの確保に関する点検の実施
ケアプラン点検講習会	—	新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施。
ケアプラン検証会議	10件	訪問介護における生活援助中心型の利用回数が基準回数以上のケアプランについて、利用者の自立支援・重度化防止等の観点から、リハビリ専門職を交えて多職種協働による検証会議を開催
介護サービス相談員派遣事業	0件	相談員4名が11施設(特養7、老健4)に対して、訪問相談を予定していたが新型コロナウイルス感染症の影響により訪問を自粛。次年度以降オンラインによる訪問ができないか施設職員とZOOMにより模擬面談を実施。また、訪問再開に備え、都合のつく相談員には研修会に参加してもらった。

家族介護者交流事業	－	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため未実施。
家族介護用品助成事業	184 人	介護度 4 以上非課税世帯
家庭介護者慰労金支給事業	0 人	非課税世帯介護サービス未利用者
認知症サポーター養成講座	219 人	11 回（開始時からの累計 7,009 人）

令和 3 年度：介護保険事業の運営の安定化を図るための各種事業を実施するとともに、高齢者及び現に介護をする者等に対して必要な支援を行います。

◆全体

ケアプラン計画数	新規	内事業対象者	継続	内事業対象者	計	内事業対象者	合計	内事業対象者	ケアプラン内訳		委託割合	
									予防支援	ケアマネジメント		
4月	委託	32	3	1,029	157	1,061	160	1,392	258	予防支援	917	76.2%
	包括	4	2	327	96	331	98			ケアマネジメント	475	
5月	委託	25	2	1,025	153	1,050	155	1,381	249	予防支援	919	76.0%
	包括	9	2	322	92	331	94			ケアマネジメント	462	
6月	委託	38	3	1,049	158	1,087	161	1,431	262	予防支援	951	76.0%
	包括	9	0	335	101	344	101			ケアマネジメント	480	
7月	委託	22	2	1,047	161	1,069	163	1,424	264	予防支援	935	75.1%
	包括	18	3	337	98	355	101			ケアマネジメント	489	
8月	委託	35	0	1,063	166	1,098	166	1,443	268	予防支援	937	76.1%
	包括	5	0	340	102	345	102			ケアマネジメント	506	
9月	委託	31	2	1,047	159	1,078	161	1,430	261	予防支援	940	75.4%
	包括	19	3	333	97	352	100			ケアマネジメント	490	
10月	委託	28	2	1,059	158	1,087	160	1,454	263	予防支援	947	74.8%
	包括	13	2	347	101	360	103			ケアマネジメント	507	
11月	委託	41	2	1,060	159	1,101	161	1,463	260	予防支援	974	75.3%
	包括	9	0	353	99	362	99			ケアマネジメント	489	
12月	委託	29	1	1,067	159	1,096	160	1,458	258	予防支援	966	75.2%
	包括	9	1	353	97	362	98			ケアマネジメント	492	
1月	委託	24	0	1,061	152	1,085	152	1,438	246	予防支援	962	75.5%
	包括	6	1	347	93	353	94			ケアマネジメント	476	
2月	委託	33	2	1,048	146	1,081	148	1,425	242	予防支援	958	75.9%
	包括	8	0	336	94	344	94			ケアマネジメント	467	
3月	委託	29	6	1,043	236	1,072	242	1,428	348	予防支援	949	75.1%
	包括	19	2	337	104	356	106			ケアマネジメント	479	
合計	委託	367	25	12,598	1,964	12,965	1,989	17,167	3,179	予防支援	11,355	75.5%
	包括	128	16	4,067	1,174	4,195	1,190			ケアマネジメント	5,812	

◆中央地域包括支援センター

ケアプラン計画数	新規	内事業対象者	継続	内事業対象者	計	内事業対象者	合計	内事業対象者	ケアプラン内訳		委託割合	
									予防支援	ケアマネジメント		
4月	委託	17	3	498	77	515	80	576	104	予防支援	388	89.4%
	包括	0	0	61	24	61	24			ケアマネジメント	188	
5月	委託	9	1	499	78	508	79	565	101	予防支援	379	89.9%
	包括	1	1	56	21	57	22			ケアマネジメント	186	
6月	委託	18	3	514	83	532	86	593	112	予防支援	391	89.7%
	包括	1	0	60	26	61	26			ケアマネジメント	202	
7月	委託	11	2	516	85	527	87	588	114	予防支援	380	89.6%
	包括	3	2	58	25	61	27			ケアマネジメント	208	
8月	委託	17	0	521	88	538	88	595	112	予防支援	384	90.4%
	包括	0	0	57	24	57	24			ケアマネジメント	211	
9月	委託	18	2	510	83	528	85	586	111	予防支援	383	90.1%
	包括	1	0	57	26	58	26			ケアマネジメント	203	
10月	委託	10	0	521	82	531	82	598	108	予防支援	391	88.8%
	包括	2	0	58	26	60	26			ケアマネジメント	207	
11月	委託	22	1	526	83	548	84	608	106	予防支援	408	90.1%
	包括	3	0	57	22	60	22			ケアマネジメント	200	
12月	委託	14	0	525	82	539	82	600	105	予防支援	396	89.8%
	包括	3	1	58	22	61	23			ケアマネジメント	204	
1月	委託	13	0	520	80	533	80	595	104	予防支援	393	89.6%
	包括	2	1	60	23	62	24			ケアマネジメント	202	
2月	委託	17	2	509	77	526	79	586	102	予防支援	385	89.8%
	包括	0	0	60	23	60	23			ケアマネジメント	201	
3月	委託	16	5	511	167	527	172	589	207	予防支援	384	89.5%
	包括	6	1	56	34	62	35			ケアマネジメント	205	
合計	委託	182	19	6,170	1,065	6,352	1,084	7,079	1,386	予防支援	4,662	89.7%
	包括	22	6	698	296	720	302			ケアマネジメント	2,417	

◆北部地域包括支援センター

ケアプラン計画数	新規	内事業対象者	継続	内事業対象者	計	内事業対象者	合計	内事業対象者	ケアプラン内訳		委託割合	
									予防支援	ケアマネジメント		
4月	委託	1	0	291	38	292	38	430	69	予防支援	296	67.9%
	包括	2	1	136	30	138	31			ケアマネジメント	134	
5月	委託	5	0	281	37	286	37	425	68	予防支援	301	67.3%
	包括	3	0	136	31	139	31			ケアマネジメント	124	
6月	委託	11	0	291	37	302	37	451	68	予防支援	322	67.0%
	包括	7	0	142	31	149	31			ケアマネジメント	129	
7月	委託	4	0	291	37	295	37	449	68	予防支援	320	65.7%
	包括	9	1	145	30	154	31			ケアマネジメント	129	
8月	委託	5	0	295	39	300	39	452	75	予防支援	317	66.4%
	包括	4	0	148	36	152	36			ケアマネジメント	135	
9月	委託	7	0	288	36	295	36	451	70	予防支援	319	65.4%
	包括	12	3	144	31	156	34			ケアマネジメント	132	
10月	委託	8	1	294	35	302	36	460	72	予防支援	320	65.7%
	包括	7	1	151	35	158	36			ケアマネジメント	140	
11月	委託	9	1	283	35	292	36	453	71	予防支援	316	64.5%
	包括	6	0	155	35	161	35			ケアマネジメント	137	
12月	委託	9	1	289	36	298	37	460	71	予防支援	320	64.8%
	包括	4	0	158	34	162	34			ケアマネジメント	140	
1月	委託	4	0	292	34	296	34	453	64	予防支援	321	65.3%
	包括	4	0	153	30	157	30			ケアマネジメント	132	
2月	委託	9	0	291	32	300	32	454	62	予防支援	325	66.1%
	包括	6	0	148	30	154	30			ケアマネジメント	129	
3月	委託	8	1	284	32	292	33	457	63	予防支援	324	63.9%
	包括	9	0	156	30	165	30			ケアマネジメント	133	
合計	委託	80	4	3,470	428	3,550	432	5,395	821	予防支援	3,801	65.8%
	包括	73	6	1,772	383	1,845	389			ケアマネジメント	1,594	

◆南部地域包括支援センター

ケアプラン計画数	新規	内事業対象者	継続	内事業対象者	計	内事業対象者	合計	内事業対象者	ケアプラン内訳		委託割合	
									予防支援	ケアマネジメント		
4月	委託	14	0	240	42	254	42	386	85	予防支援	233	65.8%
	包括	2	1	130	42	132	43			ケアマネジメント	153	
5月	委託	11	1	245	38	256	39	391	80	予防支援	239	65.5%
	包括	5	1	130	40	135	41			ケアマネジメント	152	
6月	委託	9	0	244	38	253	38	387	82	予防支援	238	65.4%
	包括	1	0	133	44	134	44			ケアマネジメント	149	
7月	委託	7	0	240	39	247	39	387	82	予防支援	235	63.8%
	包括	6	0	134	43	140	43			ケアマネジメント	152	
8月	委託	13	0	247	39	260	39	396	81	予防支援	236	65.7%
	包括	1	0	135	42	136	42			ケアマネジメント	160	
9月	委託	6	0	249	40	255	40	393	80	予防支援	238	64.9%
	包括	6	0	132	40	138	40			ケアマネジメント	155	
10月	委託	10	1	244	41	254	42	396	83	予防支援	236	64.1%
	包括	4	1	138	40	142	41			ケアマネジメント	160	
11月	委託	10	0	251	41	261	41	402	83	予防支援	250	64.9%
	包括	0	0	141	42	141	42			ケアマネジメント	152	
12月	委託	6	0	253	41	259	41	398	82	予防支援	250	65.1%
	包括	2	0	137	41	139	41			ケアマネジメント	148	
1月	委託	7	0	249	38	256	38	390	78	予防支援	248	65.6%
	包括	0	0	134	40	134	40			ケアマネジメント	142	
2月	委託	7	0	248	37	255	37	385	78	予防支援	248	66.2%
	包括	2	0	128	41	130	41			ケアマネジメント	137	
3月	委託	5	0	248	37	253	37	382	78	予防支援	241	66.2%
	包括	4	1	125	40	129	41			ケアマネジメント	141	
合計	委託	105	2	2,958	471	3,063	473	4,693	972	予防支援	2,892	65.3%
	包括	33	4	1,597	495	1,630	499			ケアマネジメント	1,801	

<介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務実績について>

- ・予防支援とケアマネジメントの割合は、予防支援が66.1%、ケアマネジメントが33.9%となっている。
- ・新規の計画作成の月平均は中央包括(包括1.8件、委託15.2件)、北部包括(包括6.1件、委託6.7件)、南部包括(包括2.8件、委託8.8件)となっている。

令和2年度 地域包括支援センター収支決算報告（中央）

1. 包括的・継続的ケアマネジメント事業

(1) 歳入

(単位：円)

	財 源 内 訳	説 明	金 額
歳 入	国・県・市負担金	新総合事業以外	58,038,378
	介護保険保健者努力支援交付金		17,000,000
	第1号保険料	第1号被保険者保険料	335,994
	介護予防サービス計画費収入	介護予防サービス計画費	1,932,880
計			77,307,252

(2) 歳出

包括的・継続的ケアマネジメント事業（事業コード 3100106）

（款）03 地域支援事業 （項）02 包括的支援事業・任意事業

（目）01 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費

(単位：円)

	区 分	説 明	金 額
歳 出	給料	一般職3名分	10,651,800
	職員手当等	職員諸手当	4,482,318
	共済費	共済費	3,093,066
		公務災害	16,123
	報酬	会計年度任用職員報酬	9,556,705
	職員手当等	職員諸手当	2,023,544
	旅費	旅費	306,000
	報償費	出席謝礼	119,000
	需用費	消耗品	80,159
		自動車燃料費	100,197
	役務費	保険料（賠償責任保険）	21,990
		通信運搬費（委託先パソコン返却）	12,320
	委託料	事務事業委託料	44,650,000
使用料及び賃借料	借上料（委託先パソコン） （自動車借上げ）	781,728	
負担金補助及び交付金	研修会等負担金	99,340	
	退職手当負担金	1,290,198	
	職員互助会負担金	22,764	
計			77,307,252

2. 介護サービス事業費

(1) 歳入

介護予防サービス計画費（事業コード 3100117）

（款）06 サービス収入（項）01 介護予防給付費収入

（目）01 介護予防居宅サービス収入（節）01 介護予防サービス計画費収入

（単位：円）

	財 源 内 訳	説 明	金 額
歳入	介護予防サービス計画費	（新規）7,310 円× 126 件＝ 921,060 円 （継続）4,310 円×4,524 件＝ 19,498,440 円 ・電子証明書発行手数料（3年に1回） -13,200 円 ・包括的・継続的ケアマネジメント事業に充当 -1,932,880 円	20,406,300
計			18,473,420

(2) 歳出

介護予防サービス事業費（事業コード 3104010）

（款）04 介護サービス事業費（項）01 介護予防支援事業

（目）01 介護予防支援事業

（単位：円）

	区 分	説 明	金 額
歳出	委託料	事務事業委託料 （新規）7,180 円× 140 件 ＝ 1,005,200 円 （継続）4,180 円× 4,179 件 ＝ 17,468,220 円	18,473,420
計			18,473,420

3. 介護予防ケアマネジメント事業

(1) 歳入

（単位：円）

	財 源 内 訳	説 明	金 額
歳入	国・県・市負担金	新総合事業	12,170,606
	支払基金支援交付金	総合事業調整交付金	7,302,363
	第1号保険料	第1号被保険者保険料	7,572,820
計			27,045,789

(2) 歳出

介護予防ケアマネジメント事業 (事業コード 3103060)

(款) 03 地域支援事業 (項) 03 介護予防・日常生活支援総合事業

(目) 01 介護予防・日常生活支援事業

(単位: 円)

	区 分	説 明	金 額
歳 出	報酬他	会計年度職員報酬他	2,940,217
	委託料	事務事業委託料 (新規) 7,180 円 × 77 件 = 552,860 円 (継続) 4,180 円 × 1,968 件 = 8,226,240 円 サービスC委託料 106,960 円	8,886,060
	負担金	介護予防ケアマネジメント費を負担金として国保連に支出	15,219,512
計			27,045,789

令和2年度 安曇野市北部地域包括支援センター 決算報告

1 歳 入

科 目	歳 入 (単位:円)	摘 要 (単位:円)
委託料	23,650,000	安曇野市からの委託料
予防支援介護料	16,640,380	
介護予防・日常生活支援総合事業収入	7,060,100	
経常経費補助金収入	348,000	長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業
その他の収入	99,843	受入研修費収入 雑収入
合 計	47,798,323	

2 歳 出

区 分	歳 出 (単位:円)	摘 要 (単位:円)
給料 (臨時職員賃金含む)	19,560,680	職員8名 (パート職員含む)
職員手当	4,690,833	通勤手当、賞与、資格手当、扶養手当
共済費	4,747,506	法定福利費、退職年金、退職掛金繰入金、厚生会、健康診断
人件費小計	28,999,019	
旅費・研修費	145,480	実務研修、職員研修、旅費
需用費	746,801	消耗品、車両燃料費、渉外費、修繕費、会費、租税公課
業務委託料	15,252,974	予防プラン委託料、PC保守料
役務費	599,682	通信運搬費、印刷製本費
賃借料	542,448	コピー機、車両4台
管理経費	77,648	穂高支所按分
損害保険料	97,840	保険料、手数料
会計間繰入金	911,000	法人本部経費
繰越金	425,431	
管理費小計	18,799,304	
合 計	47,798,323	

令和2年度 安曇野市南部地域包括支援センター 決算報告

1 歳 入

科 目	歳 入 (単位：円)	摘 要 (単位：円)
委託料	21,000,000	安曇野市からの委託料
予防支援介護料	12,670,970	介護予防支援収入
介護予防・日常生活支援総合事業収入	7,891,520	介護予防マネジメント収入
その他の補助金収入	348,000	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費
介護予防支援事業受託金収入	39,440	
雑収入	4,180	
合 計	41,954,110	

2 歳 出

区 分	歳 出 (単位：円)	摘 要 (単位：円)
給料（臨時職員賃金含む）	14,177,352	職員6名（臨時職員含む）
職員手当	3,785,271	通勤手当、賞与、資格手当、扶養手当
共済費	3,699,885	法定福利費、退職年金、退職掛金繰入金 厚生会、健康診断
人件費小計	21,662,508	
旅費・研修費	108,880	実務研修、職員研修、旅費
需用費	354,801	消耗品、車両燃料費、渉外費、修繕費、会議費
業務委託料	13,122,606	予防プラン委託料、PC保守料
役務費	453,654	通信運搬費、印刷製本費
賃借料	422,832	コピー機、車両3台
管理経費	140,000	三郷支所按分
損害保険料	64,100	保険料
手数料	13,200	国保連電子証明書発行
租税公課費	100,000	印紙代
会計間繰入金	607,000	法人本部経費
雑支出	10,230	
繰越金	4,894,299	
管理費小計	20,291,602	
合 計	41,954,110	

安曇野市地域包括支援センター自己評価表

資料3 (別冊)

介護保険等運営協議会
令和3年11月5日開催

【センター名：安曇野市中央地域包括支援センター】

令和2年度

大項目	中項目 1. 地域包括支援センター業務推進体制			合計 26 /30 点		合計 26 /30 点	
	小項目 (目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価	市(保険者)の評価	自己評価	市(保険者)の評価
I 基本的事項	(1) 令和2年度地域包括支援センター「事業計画」が適切に作成されている。	市が示した基本的運営方針において指示した内容に沿って、事業計画が作成されている。 (運協資料) ⇒ 評価「3」	市が示した次の基本的運営方針の内容を加味して作成されている。 1. 意志の尊重と自助努力を基本とした生活支援 2. 地域のネットワークの構築と活用 3. チームアプローチによる基本業務の推進 ①総合相談支援 ②権利擁護 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援 ④介護予防ケアマネジメント 4. 直営・委託の連携による効率的な業務運営 【評価「3」以外の基準】 ・上記4項目うち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・上記4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ④各項目での目標が具体的である ⇒ 「4」 ・地域の課題をとらえた、具体的な目標である ⇒ 「5」	5 ④ 3 2 1	5 ④ 3 2 1	【特記事項】	【特記事項】
	(2) 令和2年度地域包括支援センター「事業報告」が適切に作成されている。	市が示した様式により定時に相談件数等の業務実績を報告している。 ⇒ 評価「3」	市が示した様式により毎月の事業実績を期日までに必要な書類を整え、報告している。 【評価「3」以外の基準】 ・期日までに報告できない月があった ⇒ 「1」 ・期日までに報告したが内容に不備や書類不足があり、追加報告が必要な月があった ⇒ 「2」 ④職員全員で事業実績の振り返りと分析を行っている ⇒ 「4」 ・事業実績の分析結果を市へ報告し、必要と考えられる取り組みを提案している ⇒ 「5」	5 ⑤ 4 3 2 1	5 ⑤ 4 3 2 1	【特記事項】	【特記事項】 事業実績の分析結果から振り返りと今後の取り組みを行っている。
	(3) 3職種連携によるチームアプローチが適切に行われている。	職員間でのミーティングを定期的に行うとともに、困難ケースについてはチームで対応し、相談記録・関係文書等の情報が適切に保管・管理できている。 ⇒ 評価「3」	それぞれの専門性を活かして業務に当たるとともに、担当者が不在であっても誰でも情報が共有できる状態となっている。 【評価「3」以外の基準】 ・担当者が書類も相談内容も抱え込んでいて、他の職員がわからない ⇒ 「1」 ・書類の保管管理は統一できているが、不適切な部分がある ⇒ 「2」 ・包括内で随時ケース検討を行っている ⇒ 「4」 ④複数名で訪問するなど、チームアプローチを行っている ⇒ 「5」 *評価が「4」又は「5」の場合は、内容を特記事項欄に記入する。	5 ⑤ 4 3 2 1	5 ⑤ 4 3 2 1	【特記事項】	【特記事項】 困難ケースについては、必ず複数名で訪問するようにしている。

I 基本的事項	小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価		市(保険者)の評価							
				2	2								
				5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	(4) 職員の資質向上に対する取組みを適切に行っている。	国主催の研修（委託を含む）に3職種のうち、1～2名が参加している。 ⇒ 評価「3」	国主催の研修（委託を含む）に参加し、新たな取組みにつなげている。 【評価「3」以外の基準】 ・市主催の研修、県主催の研修（ともに委託を含む）に参加していない職員がいる。 ⇒ 「1」 ・市主催の研修、県主催の研修（ともに委託を含む）に全職員が参加している。 ⇒ 「2」 ・3職種3名が国主催の研修（委託を含む）へ参加している ⇒ 「4」 ・研修の成果を、新たな取組みにつなげている ⇒ 「5」	自己評価	2	市(保険者)の評価	2						
	(5) 個人情報の取扱い等、情報管理を適切に行っている。	国が示す「地域包括支援センター運営マニュアル」の情報管理に関する事項（職員の守秘義務、セキュリティ管理、個人ファイルの管理、個人情報の管理等）に基づき、適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	「適切に行っている」とは、「地域包括支援センター運営マニュアル」に基づき、「情報管理」に関する次の4項目を行っていることをいう。 1. 守秘義務（介護保険法第115条の45第5項）の遵守 2. 事務所・情報システムのセキュリティ管理の徹底 3. 個人ファイルは施錠できる書棚等に保管 4. 個人情報の提供に係る同意 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・法人として個人情報に関するマニュアルを整備している ⇒ 「4」 ⑤「4」に基づいて定期的な研修が行われている ⇒ 「5」	自己評価	5	市(保険者)の評価	5						
	(6) 困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告している。 ⇒ 評価「3」	困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告している。 ⇒ 評価「3」	困難ケースや日々の活動を管理職や監督職と協議し、業務改善につなげている。 【評価「3」以外の基準】 ・困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告していない職員がいる。 ⇒ 「1」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告している。 ⇒ 「2」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「4」 ⑤困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「5」	自己評価	5	市(保険者)の評価	5						
				5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

中項目 2. 総合相談支援業務			合計 18 /20 点					合計 18 /20 点				
小項目 (目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
(7) 初期対応を適切に行い課題を明確化した上で、各業務へつなげている。	下記の①～⑥のうち、4項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの各業務にスムーズにつなげている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑥のうち、 ・2項目以下 ⇒ 「1」 ・3項目該当 ⇒ 「2」 ・5項目該当 ⇒ 「4」 ○ ・6項目該当 ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 信頼関係の構築	相談には速やかに対応し、相談者と信頼関係構築に努めている。	【特記事項】 地域の中心的な店舗の閉店による、地域住民の日用品、食材の確保等の課題に対し、市へ対応策の提案を行った。					【特記事項】				
	② 相談内容の把握	相談内容を的確に把握し、対応している。										
	③ 緊急性の判断	的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。										
	④ 課題の明確化	専門的・継続的支援や緊急対応が必要な相談については、詳しい情報を収集・分析することで、課題を明確に把握している。										
	⑤ 支援計画の作成	明確になった課題に基づき、地域包括支援センターが行うべき支援計画を作成し、必要な支援を行っている。										
⑥ 相談内容の分析と活用	多種多様な相談内容を分析し、地域包括支援センターの各業務に活用している。また、明確になった地域課題を市へ報告している。											
(8) 公正かつ中立な立場で、継続的・専門的相談支援を適切に行っている。	相談内容から状況を的確に把握し、個々の支援方法・支援内容を検討し、公正かつ中立な立場で、適切なサービス利用や機関・制度へつなぐとともに、明確に記録している。 ⇒ 評価「3」	相談者の状況把握を適切に行い課題を明確にした上で、個別の支援方法・支援内容を検討し、適切なサービス利用や機関・制度へつなぐとともに、継続的な支援のために記録している。また、サービス利用の紹介に当たっては、特定事業者へのサービスの偏りがないよう十分配慮している。 【評価「3」以外の基準】 ・状況把握、課題、判断の全てに不足している。または、正当な理由がないのにサービス利用の紹介先が特定事業者へ偏っている ⇒ 「1」 ・支援内容の記録があっても、課題や判断の記録がされていない ⇒ 「2」 ・継続的支援を実施するための支援方針、課題が明確になっており、サービス利用の紹介先が特定事業者へ偏っていない ⇒ 「4」 ○ 「4」に加え、他機関へつないだ後のフォローをしている ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(9) 高齢者の実態把握を適切に行っている。	民生委員や関係機関等からの情報提供を活用し、訪問や電話、来所等による実態把握を行っている。 ⇒ 評価「3」	高齢者が孤立や深刻な事態に発展しないよう、民生委員や関係機関等と連携を図りながら、実態把握に努めている。 【評価「3」以外の基準】 ・実態把握をしていない ⇒ 「1」 ・関係機関からの強い要請を何度も受け実態把握を行った ⇒ 「2」 ・要フォロー者に対し定期的にモニタリングを行っている ⇒ 「4」 ○ 地域課題のあるケースについては、「地域ケア個別会議」の開催に繋がっている ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

II 総合相談支援業務

II 総合相談支援業務	(10) 認知症地域支援推進員の資質向上として全国研修を受講し、認知症地域支援推進員を中心とした認知症高齢者及び家族への支援に取り組んでいる。	認知症高齢者と家族を見守り支援する取り組み（住民や関係者に対し認知症の正しい知識等を学習する機会の提供、早期発見・対応に向けた支援、学習会等への参加）を行っている。 ⇒ 評価「3」	見守り支援する取り組みとは、次の4項目をいう。 1. 認知症サポーター等、地域における認知症の正しい知識の普及を図り、地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることを啓発している 2. 認知症カフェへの相談支援として、認知症カフェへの参加、市への情報伝達、運営面の相談にのっている 3. 認知症見守りネットワークの活用と普及に努めている 4. 個々の事例をとおして、地域住民、介護サービス事業者、医療関係者、関係機関とネットワーク作りをすすめている 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・4項目に加え、地域課題等について、市へ提案し新たな取り組みにつなげている ⇒ 「4」 ・「4」に基づいて認知症高齢者を支える地域づくりに具体的に取り組んでいる ⇒ 「5」 *評価が「5」の場合は、具体的な内容を特記事項欄に記入する。	自己評価 3 市(保険者)の評価 3
	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	【特記事項】 認知症ガイドブックを全戸配布し、市民に対し認知症の正しい理解等について周知した。	【特記事項】 認知症地域支援推進員の役割、業務について見えにくい部分があるので、市民向けの周知等、普及をされたい。
中項目 3. 権利擁護業務				合計 17 /20 点 合計 17 /20 点
III 権利擁護業務	小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価 3 市(保険者)の評価 3
	(11) 高齢者の権利擁護に関して、職員の資質向上に対する取り組みを適切に行っている。	高齢者の権利擁護(高齢者虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度)に関する市・県の研修等の機会には原則として参加し、情報を伝達、共有している。 ⇒ 評価「3」	権利擁護に関する市・県主催の研修(ともに委託を含む)には、原則社会福祉士が参加し、その内容を全職員に共有している。 ・研修に参加していない。又は機会がない。 ⇒ 「1」 ・参加しているが、職場での情報の共有が不十分 ⇒ 「2」 ・「3」に加え、事業所内部で権利擁護に関する研修等がある ⇒ 「4」 ・「3」に加え、国の中央研修等への参加、法人・事業所内部の研修がある ⇒ 「5」	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1
	(12) 高齢者虐待への対応において、関係機関と連携した通報、支援体制を整え、高齢者虐待事例への対応を適切に行っている。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	高齢者虐待防止法を十分に理解した上で、地域の関係者との連携を図り、虐待防止と早期発見に取り組むとともに、対応に当たっては安曇野市高齢者虐待防止マニュアル(手順書)に従い適切に対処している。 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての対応が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての対応が不十分 ⇒ 「2」 ・「3」に加え、職員の応援体制を整えている ⇒ 「4」 ・「3」に加え、休日・夜間対応の24時間連絡体制が整っている ⇒ 「5」	自己評価 5 市(保険者)の評価 5
	① 虐待防止と早期発見への取り組み	民生委員や介護サービス事業者等へ普及啓発活動を行い、連携を図り、虐待の防止と早期発見に取り組み、早期に相談・通報がなされる関係づくりを行っている。		5 4 3 2 1 5 4 3 2 1
	② 通報を受けた場合の適切な対応	虐待や虐待の疑いがあるケースの相談・通報を受けた後に、センター内で協議し、虐待としての対応が必要と判断した場合には、市福祉事務所等と連携し、訪問等により高齢者本人の安全確認を行い、虐待の事実確認等を適切に行っている。		【特記事項】
③ 関係機関との連携	地域包括支援センターだけでは解決できない場合は、市福祉事務所や警察等関係機関との連携をスムーズに行い、必要に応じて市福祉事務所とのコアメンバー会議等により支援方針を検討・決定している。		【特記事項】	
④ 適切な支援の実施	高齢者の安全・安心な生活が確保されるなど虐待対応の終結に向けて適切な支援をするとともに、虐待が終結した場合は必要に応じて介護サービスの調整や包括的・継続的ケアマネジメント業務等に移行するなどの支援を行っている。		【特記事項】	

Ⅲ 権利擁護業務

小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(13) 成年後見制度、社協の日常生活自立支援事業等の活用を促進している。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	自己の意思決定や日常生活上の金銭管理に支障のある高齢者・家族等からの相談に応じ、アセスメントを通じて成年後見制度や安曇野市社協の日常生活自立支援事業等につなげている。 【評価「3」以外の基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・4項目のうち、2項目以上についての対応が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての対応が不十分 ⇒ 「2」 ・「3」に加え、社協との協働支援体制を整えている ⇒ 「4」 ○ 「4」に加え、成年後見申立の支援をしている ⇒ 「5」 	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 制度の周知活動	成年後見制度・社協の制度を地域住民・他機関へ広報・啓発をしている。	【特記事項】					【特記事項】				
	② 制度利用の必要性の判断	成年後見制度や社協の日常生活自立支援事業等を理解した上で、相談業務から高齢者の判断能力等を把握し、制度を利用する必要性を適切に判断している。										
	③ 日常生活自立支援事業等利用の支援	社協の日常生活自立支援事業の利用が必要と判断した場合、本人・家族に事業の手続き方法を説明し、制度利用ができるよう支援している。										
	④ 成年後見制度活用の支援	成年後見制度の利用が必要と判断した場合、本人・家族に制度の手続き方法を説明し、家庭裁判所への申立てが行えるよう関係機関へのつなぎなどの活用支援をしている。成年後見制度の利用が必要でありながら申立人がいない場合には、市に市長申立の手続きをするための連携をしたり、広域の成年後見支援センターと連携し、市長申立等困難事例も早期に対応している。										
(14) 消費者被害への対応を適切に行っている。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	専門機関や関係機関と連携を図り消費者被害に関する情報を把握し、地域への被害防止活動を行うとともに、必要に応じて、成年後見制度や安曇野市社協の日常生活自立支援事業等につなげている。 【評価「3」以外の基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・4項目のうち、2項目以上についての対応が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての対応が不十分 ⇒ 「2」 ○ 「3」に加え、社協との協働支援体制を整えている ⇒ 「4」 ・「4」に加え、被害救済のために司法関係者等との連携を図っている ⇒ 「5」 	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5
	① 消費者被害防止のための普及啓発活動	高齢者虐待防止法による財産上の不当取引による被害の防止等も念頭に置きながら、消費者被害に関する情報を把握し、民生委員会等地域内における被害防止のための活動を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				
	② 地域における被害状況の把握と情報提供	民生委員やケアマネジャー等に消費者被害に関する情報を提供するとともに、地域からの情報もたらされるような関係づくりを行っている。										
	③ 消費者被害の通報	消費者被害の事例を把握した場合は、市（消費生活センター）や警察などの関係機関への通報・相談を行い、消費者被害の救済に向けた支援を行っている。										
	④ 成年後見制度等の活用促進	前問（13）の評価が3以上であるときは適切に行っているとする。										

中項目 4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務			合計 5 /5点					合計 5 /5点				
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
IV 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (15) 地域のケアマネジャーに対する個別支援を適切に行っている。	下記の①～⑦のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域のケアマネジャーへの個別支援・支援困難事例への対応を行うとともに、関係機関等との連携や多職種との協働をすすめている。また、研修会等により、ケアマネジメント技術の向上を図っている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑦のうち、 ・3項目以下⇒「1」 ・4項目該当⇒「2」 ・6項目該当⇒「4」 ○・7項目該当⇒「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 相談窓口の周知	相談先と方法をケアマネジャーに周知している。	【特記事項】					【特記事項】				
	② 支援困難事例を抱えるケアマネジャーへの支援	支援困難事例の相談に対して、職員が協力して助言できるようにしている。また、必要な他機関へのつなぎ等を支援し、問題解決が図れる環境づくりをしている。	【特記事項】					【特記事項】				
	③ 個別支援事例のサービス担当者会議へ出席	個別支援事例のサービス担当者会議等へ出席し、課題解決に向けた助言を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				
	④ 医療機関・サービス事業者・行政との連携や多職種との協働へのケアマネジャーの参画	医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との連携や多職種の協働をすすめる中で、そのネットワークにケアマネジャーが参画しやすい環境づくりをしている。	【特記事項】					【特記事項】				
	⑤ ケアマネジャーへの情報提供やケアマネジメント技術向上のための研修を実施	国・市の制度や地域の社会資源、事例等の情報を提供するとともに、ケアマネジャーの質の向上のための学習や研修を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				
	⑥ ケアプラン作成業務での助言、指導	必要に応じて、ケアマネジメントについての助言、指導を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				
	⑦ ケアマネジャーの課題等の把握	個々のケアマネジャーが抱える課題を把握した上で、ケアマネジャーへの支援を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				

中項目 5. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築			合計 10 /10点					合計 10 /10点				
小項目 (目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
(16) 地域におけるネットワークの構築とその活用を進めている。	下記の①～⑧のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域において、行政機関・医療機関・サービス事業者・民生委員等の関係者とのネットワークを構築し、保健・医療・福祉サービスや地域の支え合い活動、ボランティア活動など様々な社会資源を結びつける取組みを継続している。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑧のうち、 ・3項目以下 ⇒ 「1」 ・4項目該当 ⇒ 「2」 ・6項目該当 ⇒ 「4」 ○・7項目以上 ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 地域包括支援センターの周知活動	地域包括支援センターの役割を地域住民、他機関へPRしている。	【特記事項】 ①～⑤、⑦、⑧を適切に行っている。					【特記事項】 地域の状況、課題等の整理し、計画的な事業展開を期待したい。				
	② 地域ケア個別会議の開催	地域の関係機関や民生委員・関係者が参集して、事例検討や地域の課題・取組み等を検討している。										
	③ 民生委員との関係づくり	高齢者の問題を早期に発見し、地域での見守り等に取り組むために、積極的に民生委員との関係づくりをしている。										
	④ 地域の老人クラブやボランティア団体等との関係づくり	地域の団体・組織との連携を図るため、情報交換や活動の場への訪問等をしている。										
	⑤ 住民自治協議会・地域コミュニティとの関係づくり	住民自治協議会やコミュニティに対し、高齢者支援の課題や取組みの理解を図り、住民同士の互助・共助の働きかけを行っている。										
	⑥ 地域の課題の整理と検討	地域の状況と課題を整理、検討し、地域包括支援センターの事業計画に反映している。										
	⑦ 介護予防の啓発活動と情報提供	様々な機会をとらえ介護予防に関する啓発を行い、市の介護予防教室や地域の自主活動グループと連携し、必要な情報提供を行っている。										
	⑧ 介護サービス事業者への支援	介護サービス事業者の相互連携や情報交換・研修の場など、サービスの質の向上のための取組みを行っている。										
小項目 (目標項目)	評価の基準	評価の説明										
(17) 地域包括ケアに向けての体制作りを適切に行っている。	下記の①～⑧のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域の関係機関や関係者とのネットワークを活用するとともに、医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との更なる連携や多職種との協働をすすめる中で、地域のケアマネジャーの参画をすすめている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑧のうち、 ・3項目以下 ⇒ 「1」 ・4項目該当 ⇒ 「2」 ○・6項目該当 ⇒ 「4」 ・7項目以上 ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① ケアマネジャーと関係機関との連携・協働体制の構築	連携・協働できる環境を整えたり、ケアマネジャーと関係機関との会議・研修等を実施している。	【特記事項】					【特記事項】				
	② ケアマネジャーと医療機関との連携を支援	在宅生活を継続するため、主治医・医療機関とケアマネジャーとの連携をとりやすくするための場の設定などの取組みを行っている。										
	③ 在宅医療・介護連携の推進	市医師会が主催する多職種連携研修会、講演会、市民公開講座に1人当たり年2回以上参加している。										
	④ ケアマネジャーと民生委員との連携を支援	地域の民生委員とケアマネジャーが共に連携ができる関係づくりをするために、場の設定や相互の役割を周知する。										
	⑤ 地域にある社会資源の情報収集と整理	地域によって異なるインフォーマルサービスの情報を収集・整理し、ケアマネジャーへ情報を提供するとともに、自らのケアマネジメントに活用している。										
	⑥ サービス担当者会議開催への支援	関係機関にサービス担当者会議についての理解を図り、適切なメンバーによるチームケアが実施できるように支援を行っている。										
	⑦ ケアマネジャーと医療機関との調整、ケース検討の実施	入退院時など必要に応じケアマネジャーを支援し、主治医や病院ワーカーとの連携、ケース検討を実施している。										
	⑧ ケアマネジャーと介護サービス事業者の連携支援	介護サービス事業者の情報を把握してケアマネジャーへ提供するほか、ケアマネジャーが公正中立の立場に立って介護サービス事業者と相互に連携できる取組みをしている。										

中項目 6. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務			合計 9 /10点					合計 9 /10点				
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
(18) 介護予防ケアマネジメントの対象者及び要支援者に対して介護予防の実践について適切な支援を行っている。	下記の①～⑤のうち、3項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	要介護状態になることをできるだけ遅らせ、継続して自立した生活を送れるよう支援している。事業対象者については、適切なケアマネジメントを行っている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑤のうち、 ・1項目以下⇒「1」 ・2項目該当⇒「2」 ・3項目該当⇒「3」 ・4項目該当⇒「4」 ・5項目該当⇒「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 介護予防に関する啓発活動	地域住民へ介護予防の大切さを啓発している。	【特記事項】					【特記事項】				
	② 基本チェックリストの実施	相談・訪問時に、身体機能が衰え始めていると思われる高齢者を把握したときは、25項目の基本チェックリストを実施している。	④サービス未利用者の状況把握が十分とはいえない。					介護予防担当実施の対象者把握事業とも連携し、サービス未利用者の状況把握をされたい。				
	③ マニュアルに基づくケアマネジメント、介護予防プラン作成、評価の実施	国の「地域包括支援センター運営マニュアル」に基づき、次の項目を適切に実施している。 ・アセスメント・介護予防プラン作成(必要に応じ)・モニタリングと評価										
	④ サービス未利用者の状況把握	サービス未利用者の状況把握が行われている。										
	⑤ 適切な対象者管理	事業所として全対象者のリストを用いて行い、名簿等を作成管理し、給付管理・実績報告等に活用している。										
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
(19) 市内外の指定居宅介護支援事業所への介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務一部委託が適切に行えている。	委託先の指定居宅介護支援事業所への迅速な情報提供と必要な支援及び関係機関への連絡調整が適切に行えている。 ⇒ 評価「3」	【評価「3」以外の基準】 ・委託先の指定居宅介護支援事業所への情報提供は行えている ⇒ 「1」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所への情報提供及び連絡調整が行われている ⇒ 「2」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所が困難と感じる問題の状況把握が行われている ⇒ 「4」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所が困難と感じる問題の状況把握と必要な支援が行われている ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
			【特記事項】					【特記事項】				

VI 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

中項目 7. 地域包括支援センターの評価			合計 4 /5点					合計 4 /5点									
VII 自己評価	小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明					自己評価 4					市(保険者)の評価 4				
	(20) 令和元年度地域包括支援センターの自己評価が適切に行えている。	市が示した「地域包括支援センター自己評価表」により適切に業務評価を行っている。 ⇒ 評価「3」	市が示した様式により評価を行い、期日までに市へ報告している。 【評価「3」以外の基準】 ・市の自己評価を職員全員で行わなかった ⇒ 「1」 ・市の自己評価を職員全員で行った ⇒ 「2」 ⊙ 市の自己評価を職員全員と法人管理者等を交えて行った ⇒ 「4」 ・市が提示した自己評価以外に、独自の評価表を作成している ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1				
			【特記事項】 独自の評価表は作成できていない。					【特記事項】 独自の評価表を作成し、介護事業者等に評価依頼し、更なる業務の向上を期待したい。									

【全体としての特記事項】(独自の取り組み事例等がありましたらご記入ください)	自己評価の合計	市(保険者)の評価
		89 / 100 点
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症により、計画どおりに推進できない部分があった。オンライン等の活用により、実施方法を工夫し取り組んだ。 オレンジキャンペーンを行い、市職員向け研修会を実施した。 認知症ガイドブックの改訂を行い、市独自サービスの掲載をするなど内容の充実を図った。また、全戸配布を行い、市民への周知を図った。 		

安曇野市地域包括支援センター自己評価表

【センター名：北部地域包括支援センター】

		令和2年度										
大項目	中項目	自己評価					市(保険者)の評価					
		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
I 基本的事項	1. 地域包括支援センター業務推進体制	合計 25 /30 点					合計 24 /30 点					
	小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明									
	(1) 令和2年度地域包括支援センター「事業計画」が適切に作成されている。	市が示した基本的運営方針において指示した内容に沿って、事業計画が作成されている。(連協資料) ⇒ 評価「3」	市が示した次の基本的運営方針の内容を加味して作成されている。 1. 意志の尊重と自助努力を基本とした生活支援 2. 地域のネットワークの構築と活用 3. チームアプローチによる基本業務の推進 ①総合相談支援 ②権利擁護 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援 ④介護予防ケアマネジメント 4. 直営・委託の連携による効率的な業務運営 【評価「3」以外の基準】 ・上記4項目うち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・上記4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・各項目での目標が具体的である ⇒ 「4」 ・地域の課題をとらえた、具体的な目標である ⇒ 「5」									
	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	【特記事項】	【特記事項】
(2) 令和元年度地域包括支援センター「事業報告」が適切に作成されている。	市が示した様式により定時に相談件数等の業務実績を報告している。 ⇒ 評価「3」	市が示した様式により毎月の事業実績を期日までに必要な書類を整え、報告している。 【評価「3」以外の基準】 ・期日までに報告できない月があった ⇒ 「1」 ・期日までに報告したが内容に不備や書類不足があり、追加報告が必要な月があった ⇒ 「2」 ・職員全員で事業実績の振り返りと分析を行っている ⇒ 「4」 ・事業実績の分析結果を市へ報告し、必要と考えられる取り組みを提案している ⇒ 「5」										
5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	【特記事項】	【特記事項】	
(3) 3職種連携によるチームアプローチが適切に行われている。	職員間でのミーティングを定期的に行うとともに、困難ケースについてはチームで対応し、相談記録・関係文書等の情報が適切に保管・管理できている。 ⇒ 評価「3」	それぞれの専門性を活かして業務に当たるとともに、担当者が不在であっても誰でも情報が共有できる状態となっている。 【評価「3」以外の基準】 ・担当者が書類も相談内容も抱え込んでいて、他の職員がわからない ⇒ 「1」 ・書類の保管管理は統一できているが、不適切な部分がある ⇒ 「2」 ・包括内で随時ケース検討を行っている ⇒ 「4」 ・複数名で訪問するなど、チームアプローチを行っている ⇒ 「5」 *評価が「4」又は「5」の場合は、内容を特記事項欄に記入する。										
5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	【特記事項】	【特記事項】	
		自己評価	5	市(保険者)の評価					4			
		自己評価	4	市(保険者)の評価					4			
		自己評価	5	市(保険者)の評価					4			

I 基本的事項	小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価	2	市(保険者)の評価	2						
	(4) 職員の資質向上に対する取組みを適切に行っている。	国主催の研修（委託を含む）に3職種のうち、1～2名が参加している。 ⇒ 評価「3」	国主催の研修（委託を含む）に参加し、新たな取組みにつなげている。 【評価「3」以外の基準】 ・市主催の研修、県主催の研修（ともに委託を含む）に参加していない職員がいる。 ⇒ 「1」 ・市主催の研修、県主催の研修（ともに委託を含む）に全職員が参加している。 ⇒ 「2」 ・3職種3名が国主催の研修（委託を含む）へ参加している ⇒ 「4」 ・研修の成果を、新たな取組みにつなげている ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	【特記事項】	【特記事項】	感染症予防のため、国主催の研修には参加できていない。										
(5) 個人情報の取扱い等、情報管理を適切に行っている。	国が示す「地域包括支援センター運営マニュアル」の情報管理に関する事項（職員の守秘義務、セキュリティ管理、個人ファイルの管理、個人情報の管理等）に基づき、適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	「適切に行っている」とは、「地域包括支援センター運営マニュアル」に基づき、「情報管理」に関する次の4項目を行っていることをいう。 1. 守秘義務（介護保険法第115条の45第5項）の遵守 2. 事務所・情報システムのセキュリティ管理の徹底 3. 個人ファイルは施錠できる書棚等に保管 4. 個人情報の提供に係る同意 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・法人として個人情報に関するマニュアルを整備している ⇒ 「4」 ・「4」に基づいて定期的な研修が行われている ⇒ 「5」	「適切に行っている」とは、「地域包括支援センター運営マニュアル」に基づき、「情報管理」に関する次の4項目を行っていることをいう。 1. 守秘義務（介護保険法第115条の45第5項）の遵守 2. 事務所・情報システムのセキュリティ管理の徹底 3. 個人ファイルは施錠できる書棚等に保管 4. 個人情報の提供に係る同意 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・法人として個人情報に関するマニュアルを整備している ⇒ 「4」 ・「4」に基づいて定期的な研修が行われている ⇒ 「5」	自己評価	5	市(保険者)の評価	5						
5	4	3	2	1	5	4	3	2	1				
【特記事項】	【特記事項】	法人マニュアルに基づいて、社内研修を行っている。	年度途中で人事異動等があった際には都度、研修会等を開催し、情報管理について事業所全体で共通認識を保持されたい。										
(6) 困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告し、対応の検討を行っている。	困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告している。 ⇒ 評価「3」	困難ケースや日々の活動を管理職や監督職と協議し、業務改善につなげている。 【評価「3」以外の基準】 ・困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告していない職員がいる。 ⇒ 「1」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告している。 ⇒ 「2」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「4」 ・困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「5」	困難ケースや日々の活動を管理職や監督職と協議し、業務改善につなげている。 【評価「3」以外の基準】 ・困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告していない職員がいる。 ⇒ 「1」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告している。 ⇒ 「2」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「4」 ・困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「5」	自己評価	5	市(保険者)の評価	5						
5	4	3	2	1	5	4	3	2	1				
【特記事項】	【特記事項】												

中項目 2. 総合相談支援業務				合計 16 /20 点					合計 18 /20 点				
小項目 (目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価					
(7) 初期対応を適切に行い課題を明確化した上で、各業務へつなげている。	下記の①～⑥のうち、4項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの各業務にスムーズにつなげている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑥のうち、 ・2項目以下 ⇒ 「1」 ・3項目該当 ⇒ 「2」 ・5項目該当 ⇒ 「4」 ・6項目該当 ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
	① 信頼関係の構築	相談には速やかに対応し、相談者と信頼関係構築に努めている。	【特記事項】 地域課題の市への報告が不十分である。					【特記事項】 地域ケア連携会議にて、地域課題を取り上げ、必要な支援策を諮っている。					
	② 相談内容の把握	相談内容を的確に把握し、対応している。											
	③ 緊急性の判断	的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。											
	④ 課題の明確化	専門的・継続的支援や緊急対応が必要な相談については、詳しい情報を収集・分析することで、課題を明確に把握している。											
	⑤ 支援計画の作成	明確になった課題に基づき、地域包括支援センターが行うべき支援計画を作成し、必要な支援を行っている。											
⑥ 相談内容の分析と活用	多種多様な相談内容を分析し、地域包括支援センターの各業務に活用している。また、明確になった地域課題を市へ報告している。												
(8) 公正かつ中立な立場で、継続的・専門的相談支援を適切に行っている。	相談内容から状況を的確に把握し、個々の支援方法・支援内容を検討し、公正かつ中立な立場で、適切なサービス利用や機関・制度へつなぐとともに、明確に記録している。 ⇒ 評価「3」	相談者の状況把握を適切に行い課題を明確にした上で、個別の支援方法・支援内容を検討し、適切なサービス利用や機関・制度へつなぐとともに、継続的な支援のために記録している。また、サービス利用の紹介に当たっては、特定事業者へのサービスの偏りがないよう十分配慮している。 【評価「3」以外の基準】 ・状況把握、課題、判断の全てに不足している。または、正当な理由がないのにサービス利用の紹介先が特定事業者へ偏っている ⇒ 「1」 ・支援内容の記録があっても、課題や判断の記録がされていない ⇒ 「2」 ・継続的支援を実施するための支援方針、課題が明確になっており、サービス利用の紹介先が特定事業者へ偏っていない ⇒ 「4」 ・「4」に加え、他機関へつないだ後のフォローをしている ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
(9) 高齢者の実態把握を適切に行っている。	民生委員や関係機関等からの情報提供を活用し、訪問や電話、来所等による実態把握を行っている。 ⇒ 評価「3」	高齢者が孤立や深刻な事態に発展しないよう、民生委員や関係機関等と連携を図りながら、実態把握に努めている。 【評価「3」以外の基準】 ・実態把握をしていない ⇒ 「1」 ・関係機関からの強い要請を何度も受け実態把握を行った ⇒ 「2」 ・要フォロー者に対し定期的にモニタリングを行っている ⇒ 「4」 ・地域課題のあるケースについては、「地域ケア個別会議」の開催に繋げている ⇒ 「5」	自己評価 4					市(保険者)の評価 5					
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
			【特記事項】					【特記事項】 地域ケア個別会議を開催し、解決につながる支援をしている。					

II 総合相談支援業務

Ⅱ 総合相談支援業務	(10) 認知症地域支援推進員の資質向上として全国研修を受講し、認知症地域支援推進員を中心とした認知症高齢者及び家族への支援に取り組んでいる。	認知症高齢者と家族を見守り支援する取り組み（住民や関係者に対し認知症の正しい知識等を学習する機会の提供、早期発見・対応に向けた支援、学習会等への参加）を行っている。 ⇒ 評価「3」	見守り支援する取り組みとは、次の4項目をいう。 1. 認知症サポーター等、地域における認知症の正しい知識の普及を図り、地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることを啓発している 2. 認知症カフェへの相談支援として、認知症カフェへの参加、市への情報伝達、運営面の相談にのっている 3. 認知症見守りネットワークの活用と普及に努めている 4. 個々の事例をとおして、地域住民、介護サービス事業者、医療関係者、関係機関とネットワーク作りをすすめている 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・4項目に加え、地域課題等について、市へ提案し新たな取り組みにつなげている ⇒ 「4」 ・「4」に基づいて認知症高齢者を支える地域づくりに具体的に取り組んでいる ⇒ 「5」 *評価が「5」の場合は、具体的な内容を特記事項欄に記入する。	自己評価 3 市(保険者)の評価 3
	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	【特記事項】	【特記事項】
中項目 3. 権利擁護業務				合計 19 /20 点 合計 19 /20 点
Ⅲ 権利擁護業務	小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価 4 市(保険者)の評価 4
	(11) 高齢者の権利擁護に関して、職員の資質向上に対する取り組みを適切に行っている。	高齢者の権利擁護（高齢者虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度）に関する市・県の研修等の機会には原則として参加し、情報を伝達、共有している。 ⇒ 評価「3」	権利擁護に関する市・県主催の研修（ともに委託を含む）には、原則社会福祉士が参加し、その内容を全職員に共有している。 ・研修に参加していない。又は機会がない。 ⇒ 「1」 ・参加しているが、職場での情報の共有が不十分 ⇒ 「2」 ・「3」に加え、事業所内部で権利擁護に関する研修等がある ⇒ 「4」 ・「3」に加え、国の中央研修等への参加、法人・事業所内部の研修がある ⇒ 「5」	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1
	【特記事項】	【特記事項】	事業所内で権利擁護ケースについての、事例検討会を行っている。	コロナ禍の中でも実施可能な研修方法を検討されたい。
	(12) 高齢者虐待への対応において、関係機関と連携した通報、支援体制を整え、高齢者虐待事例への対応を適切に行っている。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	高齢者虐待防止法を十分に理解した上で、地域の関係者との連携を図り、虐待防止と早期発見に取り組むとともに、対応に当たっては安曇野市高齢者虐待防止マニュアル（手順書）に従い適切に対処している。 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての対応が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての対応が不十分 ⇒ 「2」 ・「3」に加え、職員の応援体制を整えている ⇒ 「4」 ・「3」に加え、休日・夜間対応の24時間連絡体制が整っている ⇒ 「5」	自己評価 5 市(保険者)の評価 5
	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	【特記事項】	【特記事項】
① 虐待防止と早期発見への取り組み	民生委員や介護サービス事業者等へ普及啓発活動を行い、連携を図り、虐待の防止と早期発見に取り組む、早期に相談・通報がなされる関係づくりを行っている。			
② 通報を受けた場合の適切な対応	虐待や虐待の疑いがあるケースの相談・通報を受けた後に、センター内で協議し、虐待としての対応が必要と判断した場合には、市福祉事務所等と連携し、訪問等により高齢者本人の安全確認を行い、虐待の事実確認等を適切に行っている。			
③ 関係機関との連携	地域包括支援センターだけでは解決できない場合は、市福祉事務所や警察等関係機関との連携をスムーズに行い、必要に応じて市福祉事務所とのコアメンバー会議等により支援方針を検討・決定している。			
④ 適切な支援の実施	高齢者の安全・安心な生活が確保されるなど虐待対応の終結に向けて適切な支援をするとともに、虐待が終結した場合は必要に応じて介護サービスの調整や包括的・継続的ケアマネジメント業務等に移行するなどの支援を行っている。			

小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
Ⅲ 権利擁護業務 (13) 成年後見制度、社協の日常生活自立支援事業等の活用を促進している。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	自己の意思決定や日常生活上の金銭管理に支障のある高齢者・家族等からの相談に応じ、アセスメントを通じて成年後見制度や安曇野市社協の日常生活自立支援事業等につなげている。 【評価「3」以外の基準】	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 制度の周知活動	成年後見制度・社協の制度を地域住民・他機関へ広報・啓発をしている。	【特記事項】					【特記事項】				
	② 制度利用の必要性の判断	成年後見制度や社協の日常生活自立支援事業等を理解した上で、相談業務から高齢者の判断能力等を把握し、制度を利用する必要性を適切に判断している。										
	③ 日常生活自立支援事業等利用の支援	社協の日常生活自立支援事業の利用が必要と判断した場合、本人・家族に事業の手続き方法を説明し、制度利用ができるよう支援している。										
	④ 成年後見制度活用の支援	成年後見制度の利用が必要と判断した場合、本人・家族に制度の手続き方法を説明し、家庭裁判所への申立てが行えるよう関係機関へのつなぎなどの活用支援をしている。成年後見制度の利用が必要でありながら申立人がいない場合には、市に市長申立の手続きをするための連携をしたり、広域の成年後見支援センターと連携し、市長申立等困難事例も早期に対応している。										
(14) 消費者被害への対応を適切に行っている。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	専門機関や関係機関と連携を図り消費者被害に関する情報を把握し、地域への被害防止活動を行うとともに、必要に応じて、成年後見制度や安曇野市社協の日常生活自立支援事業等につなげている。 【評価「3」以外の基準】	自己評価					市(保険者)の評価				
	① 消費者被害防止のための普及啓発活動	高齢者虐待防止法による財産上の不当取引による被害の防止等も念頭に置きながら、消費者被害に関する情報を把握し、民生委員会等地域内における被害防止のための活動を行っている。	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	② 地域における被害状況の把握と情報提供	民生委員やケアマネジャー等に消費者被害に関する情報を提供するとともに、地域からの情報がもたらされるような関係づくりを行っている。	【特記事項】					【特記事項】				
	③ 消費者被害の通報	消費者被害の事例を把握した場合は、市（消費生活センター）や警察などの関係機関への通報・相談を行い、消費者被害の救済に向けた支援を行っている。										
	④ 成年後見制度等の活用促進	前問（13）の評価が3以上であるときは適切に行っているとする。										

中項目 4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務			合計 5 /5点					合計 5 /5点				
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(15) 地域のケアマネジャーに対する個別支援を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	下記の①～⑦のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域のケアマネジャーへの個別支援・支援困難事例への対応を行うとともに、関係機関等との連携や多職種との協働をすすめている。また、研修会等により、ケアマネジメント技術の向上を図っている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑦のうち、 ・3項目以下⇒「1」 ・4項目該当⇒「2」 ・6項目該当⇒「4」 ・7項目該当⇒「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 相談窓口の周知	相談先と方法をケアマネジャーに周知している。	【特記事項】					【特記事項】				
	② 支援困難事例を抱えるケアマネジャーへの支援	支援困難事例の相談に対して、職員が協力して助言できるようにしている。また、必要な他機関へのつなぎ等を支援し、問題解決が図れる環境づくりをしている。	【特記事項】					【特記事項】				
	③ 個別支援事例のサービス担当者会議へ出席	個別支援事例のサービス担当者会議等へ出席し、課題解決に向けた助言を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				
	④ 医療機関・サービス事業者・行政との連携や多職種との協働へのケアマネジャーの参画	医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との連携や多職種の協働をすすめる中で、そのネットワークにケアマネジャーが参画しやすい環境づくりをしている。	【特記事項】					【特記事項】				
	⑤ ケアマネジャーへの情報提供やケアマネジメント技術向上のための研修を実施	国・市の制度や地域の社会資源、事例等の情報を提供するとともに、ケアマネジャーの質の向上のための学習や研修を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				
	⑥ ケアプラン作成業務での助言、指導	必要に応じて、ケアマネジメントについての助言、指導を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				
	⑦ ケアマネジャーの課題等の把握	個々のケアマネジャーが抱える課題を把握した上で、ケアマネジャーへの支援を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				

IV 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

中項目 5. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築			合計 8 /10点					合計 9 /10点				
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
(16) 地域におけるネットワークの構築とその活用を進めている。	下記の①～⑧のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域において、行政機関・医療機関・サービス事業者・民生委員等の関係者とのネットワークを構築し、保健・医療・福祉サービスや地域の支え合い活動、ボランティア活動など様々な社会資源を結びつける取組みを継続している。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑧のうち、 ・3項目以下⇒「1」 ・4項目該当⇒「2」 ・6項目該当⇒「4」 ・7項目以上⇒「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 地域包括支援センターの周知活動	地域包括支援センターの役割を地域住民、他機関へPRしている。	【特記事項】					【特記事項】				
	② 地域ケア個別会議の開催	地域の関係機関や民生委員・関係者が参集して、事例検討や地域の課題・取組み等を検討している。	コロナ禍の影響もあり、地域での研修会開催や、活動の場への訪問機会が減少した。					各種サービスC・通所型サービスCを予防サービスとして対象者や事業所に紹介した。コロナ禍の中でも実施可能な方法を検討されたい。				
	③ 民生委員との関係づくり	高齢者の問題を早期に発見し、地域での見守り等に取り組むために、積極的に民生委員との関係づくりをしている。										
	④ 地域の老人クラブやボランティア団体等との関係づくり	地域の団体・組織との連携を図るため、情報交換や活動の場への訪問等をしている。										
	⑤ 住民自治協議会・地域コミュニティとの関係づくり	住民自治協議会やコミュニティに対し、高齢者支援の課題や取組みの理解を図り、住民同士の互助・共助の働きかけを行っている。										
	⑥ 地域の課題の整理と検討	地域の状況と課題を整理、検討し、地域包括支援センターの事業計画に反映している。										
	⑦ 介護予防の啓発活動と情報提供	様々な機会をとらえ介護予防に関する啓発を行い、市の介護予防教室や地域の自主活動グループと連携し、必要な情報提供を行っている。										
	⑧ 介護サービス事業者への支援	介護サービス事業者の相互連携や情報交換・研修の場など、サービスの質の向上のための取組みを行っている。										
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
(17) 地域包括ケアに向けての体制作りを適切に行っている。	下記の①～⑧のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域の関係機関や関係者とのネットワークを活用するとともに、医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との更なる連携や多職種との協働をすすめる中で、地域のケアマネジャーの参画をすすめている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑧のうち、 ・3項目以下⇒「1」 ・4項目該当⇒「2」 ・6項目該当⇒「4」 ・7項目以上⇒「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① ケアマネジャーと関係機関との連携・協働体制の構築	連携・協働できる環境を整えたり、ケアマネジャーと関係機関との会議・研修等を実施している。	【特記事項】					【特記事項】				
	② ケアマネジャーと医療機関との連携を支援	在宅生活を継続するため、主治医・医療機関とケアマネジャーとの連携をとりやすくするための場の設定などの取組みを行っている。										
	③ 在宅医療・介護連携の推進	市医師会が主催する多職種連携研修会、講演会、市民公開講座に1人当たり年2回以上参加している。										
	④ ケアマネジャーと民生委員との連携を支援	地域の民生委員とケアマネジャーが共に連携ができる関係づくりをするために、場の設定や相互の役割を周知する。										
	⑤ 地域にある社会資源の情報収集と整理	地域によって異なるインフォーマルサービスの情報を収集・整理し、ケアマネジャーへ情報を提供するとともに、自らのケアマネジメントに活用している。										
	⑥ サービス担当者会議開催への支援	関係機関にサービス担当者会議についての理解を図り、適切なメンバーによるチームケアが実施できるように支援を行っている。										
	⑦ ケアマネジャーと医療機関との調整、ケース検討の実施	入退院時など必要に応じケアマネジャーを支援し、主治医や病院ワーカーとの連携、ケース検討を実施している。										
	⑧ ケアマネジャーと介護サービス事業者の連携支援	介護サービス事業者の情報を把握してケアマネジャーへ提供するほか、ケアマネジャーが公正中立の立場に立って介護サービス事業者と相互に連携できる取組みをしている。										

V 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

中項目 6. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務			合計 9 /10点					合計 9 /10点				
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
(18) 介護予防ケアマネジメントの対象者及び要支援者に対して介護予防の実践について適切な支援を行っている。	下記の①～⑤のうち、3項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	要介護状態になることをできるだけ遅らせ、継続して自立した生活を送れるよう支援している。事業対象者については、適切なケアマネジメントを行っている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑤のうち、 ・1項目以下⇒「1」 ・2項目該当⇒「2」 ・4項目該当⇒「4」 ・5項目該当⇒「5」	5	4	3	2	1	4	4	3	2	1
	① 介護予防に関する啓発活動	地域住民へ介護予防の大切さを啓発している。	【特記事項】 介護予防に関する啓発活動が不十分。					【特記事項】 介護予防教室実施の案内のみが介護予防ではないため、介護予防担当と連携、相談し、実施可能な方法で普及啓発を検討されたい。				
	② 基本チェックリストの実施	相談・訪問時に、身体機能が衰え始めていると思われる高齢者を把握したときは、25項目の基本チェックリストを実施している。										
	③ マニュアルに基づくケアマネジメント、介護予防プラン作成、評価の実施	国の「地域包括支援センター運営マニュアル」に基づき、次の項目を適切に実施している。 ・アセスメント・介護予防プラン作成(必要に応じ)・モニタリングと評価										
	④ サービス未利用者の状況把握	サービス未利用者の状況把握が行われている。										
	⑤ 適切な対象者管理	事業所として全対象者のリストを用いて行い、名簿等を作成管理し、給付管理・実績報告等に活用している。										
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明										
(19) 市内外の指定居宅介護支援事業所への介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務一部委託が適切に行えている。	委託先の指定居宅介護支援事業所への迅速な情報提供と必要な支援及び関係機関への連絡調整が適切に行えている。 ⇒ 評価「3」	【評価「3」以外の基準】 ・委託先の指定居宅介護支援事業所への情報提供は行えている ⇒「1」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所への情報提供及び連絡調整が行われている ⇒「2」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所が困難と感じる問題の状況把握が行われている ⇒「4」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所が困難と感じる問題の状況把握と必要な支援が行われている ⇒「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
			【特記事項】					【特記事項】				

VI 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

中項目 7. 地域包括支援センターの評価			合計 4 /5点					合計 4 /5点				
VII 自己評価	小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明									
			自己評価 4					市(保険者)の評価 4				
	(20) 令和2年度地域包括支援センターの自己評価が適切に行えている。	市が示した「地域包括支援センター自己評価表」により適切に業務評価を行っている。 ⇒ 評価「3」	市が示した様式により評価を行い、期日までに市へ報告している。 【評価「3」以外の基準】 ・市の自己評価を職員全員で行わなかった ⇒ 「1」 ・市の自己評価を職員全員で行った ⇒ 「2」 ・市の自己評価を職員全員と法人管理者等を交えて行った ⇒ 「4」 ・市が提示した自己評価以外に、独自の評価表を作成している ⇒ 「5」									
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
			【特記事項】 法人管理者等も交え、自己評価を行っている。					【特記事項】 独自の評価表を作成し、介護事業者等に評価依頼し、更なる業務の向上を期待したい。				

【全体としての特記事項】（独自の取り組み事例等がありましたらご記入ください）	自己評価の合計	市(保険者)の評価
		86 / 100 点

安曇野市地域包括支援センター自己評価表

【センター名：南部地域包括支援センター】

		令和2年度											
大項目	中項目 1. 地域包括支援センター業務推進体制	合計 26 /30 点					合計 26 /30 点						
		自己評価 4					市(保険者)の評価 4						
I 基本的事項	小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明										
	(1) 令和2年度地域包括支援センター「事業計画」が適切に作成されている。	市が示した基本的運営方針において指示した内容に沿って、事業計画が作成されている。 (運協資料) ⇒ 評価「3」	市が示した次の基本的運営方針の内容を加味して作成されている。 1. 意志の尊重と自助努力を基本とした生活支援 2. 地域のネットワークの構築と活用 3. チームアプローチによる基本業務の推進 ①総合相談支援 ②権利擁護 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援 ④介護予防ケアマネジメント 4. 直営・委託の連携による効率的な業務運営 【評価「3」以外の基準】 ・上記4項目うち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・上記4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・各項目での目標が具体的である ⇒ 「4」 ・地域の課題をとらえた、具体的な目標である ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	【特記事項】		【特記事項】 重点的に取り組む業務について：地域の主任ケアマネ中心に地域の課題を踏まえた個別ケア会議のアプローチを継続している。										
	(2) 令和元年度地域包括支援センター「事業報告」が適切に作成されている。	市が示した様式により定時に相談件数等の業務実績を報告している。 ⇒ 評価「3」	市が示した様式により毎月の事業実績を期日までに必要な書類を整え、報告している。 【評価「3」以外の基準】 ・期日までに報告できない月があった ⇒ 「1」 ・期日までに報告したが内容に不備や書類不足があり、追加報告が必要な月があった ⇒ 「2」 ・職員全員で事業実績の振り返りと分析を行っている ⇒ 「4」 ・事業実績の分析結果を市へ報告し、必要と考えられる取り組みを提案している ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
【特記事項】		【特記事項】 相談業務の内、介護申請の受付時の分析をし、市役所支所との役割分担見直しの提案やケアマネとの連携に役立てている。											
(3) 3職種連携によるチームアプローチが適切に行われている。	職員間でのミーティングを定期的に行うとともに、困難ケースについてはチームで対応し、相談記録・関係文書等の情報が適切に保管・管理できている。 ⇒ 評価「3」	それぞれの専門性を活かして業務に当たるとともに、担当者が不在であっても誰でも情報が共有できる状態となっている。 【評価「3」以外の基準】 ・担当者が書類も相談内容も抱え込んでいて、他の職員がわからない ⇒ 「1」 ・書類の保管管理は統一できているが、不適切な部分がある ⇒ 「2」 ・包括内で随時ケース検討を行っている ⇒ 「4」 ・複数名で訪問するなど、チームアプローチを行っている ⇒ 「5」 *評価が「4」又は「5」の場合は、内容を特記事項欄に記入する。	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
【特記事項】		【特記事項】 支援経過を回覧し、情報共有・意見交換し、事業所内部での事例検討会を行った。また、困難事例は複数名で訪問・支援を行った。											

I 基本的事項	小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
				5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
				【特記事項】					【特記事項】				
				【特記事項】					【特記事項】				
	(4) 職員の資質向上に対する取組みを適切に行っている。	国主催の研修（委託を含む）に3職種のうち、1～2名が参加している。 ⇒ 評価「3」	国主催の研修（委託を含む）に参加し、新たな取組みにつなげている。 【評価「3」以外の基準】 ・市主催の研修、県主催の研修（ともに委託を含む）に参加していない職員がいる。 ⇒ 「1」 ・市主催の研修、県主催の研修（ともに委託を含む）に全職員が参加している。 ⇒ 「2」 ・3職種3名が国主催の研修（委託を含む）へ参加している ⇒ 「4」 ・研修の成果を、新たな取組みにつなげている ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	(5) 個人情報の取扱い等、情報管理を適切に行っている。	国が示す「地域包括支援センター運営マニュアル」の情報管理に関する事項（職員の守秘義務、セキュリティ管理、個人ファイルの管理、個人情報の管理等）に基づき、適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	「適切に行っている」とは、「地域包括支援センター運営マニュアル」に基づき、「情報管理」に関する次の4項目を行っていることをいう。 1. 守秘義務（介護保険法第115条の45第5項）の遵守 2. 事務所・情報システムのセキュリティ管理の徹底 3. 個人ファイルは施錠できる書棚等に保管 4. 個人情報の提供に係る同意 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・法人として個人情報に関するマニュアルを整備している ⇒ 「4」 ・「4」に基づいて定期的な研修が行われている ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	(6) 困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告している。 ⇒ 評価「3」	困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告している。 ⇒ 評価「3」	困難ケースや日々の活動を管理職や監督職と協議し、業務改善につなげている。 【評価「3」以外の基準】 ・困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告していない職員がいる。 ⇒ 「1」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告している。 ⇒ 「2」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「4」 ・困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
				【特記事項】					【特記事項】				

中項目 2. 総合相談支援業務				合計 19 /20 点					合計 19 /20 点					
小項目 (目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価						
(7) 初期対応を適切に行い課題を明確化した上で、各業務へつなげている。	下記の①～⑥のうち、4項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの各業務にスムーズにつなげている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑥のうち、 ・2項目以下 ⇒ 「1」 ・3項目該当 ⇒ 「2」 ・5項目該当 ⇒ 「4」 ・6項目該当 ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1		
	① 信頼関係の構築	相談には速やかに対応し、相談者と信頼関係構築に努めている。	【特記事項】 事業所内の課題にとどめず、個別ケア会議につなげることで課題を明確化し、地域の課題として3包括で共有している。											
	② 相談内容の把握	相談内容を的確に把握し、対応している。	【特記事項】 地域ケア連携会議にて、地域課題を取り上げ、必要な支援策を諮っている。											
	③ 緊急性の判断	的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。												
	④ 課題の明確化	専門的・継続的支援や緊急対応が必要な相談については、詳しい情報を収集・分析することで、課題を明確に把握している。												
	⑤ 支援計画の作成	明確になった課題に基づき、地域包括支援センターが行うべき支援計画を作成し、必要な支援を行っている。												
⑥ 相談内容の分析と活用	多種多様な相談内容を分析し、地域包括支援センターの各業務に活用している。また、明確になった地域課題を市へ報告している。													
小項目 (目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価						
(8) 公正かつ中立な立場で、継続的・専門的相談支援を適切に行っている。	相談内容から状況を的確に把握し、個々の支援方法・支援内容を検討し、公正かつ中立な立場で、適切なサービス利用や機関・制度へつなぐとともに、明確に記録している。 ⇒ 評価「3」	相談者の状況把握を適切に行い課題を明確にした上で、個別の支援方法・支援内容を検討し、適切なサービス利用や機関・制度へつなぐとともに、継続的な支援のために記録している。また、サービス利用の紹介に当たっては、特定事業者へのサービスの偏りがないよう十分配慮している。 【評価「3」以外の基準】 ・状況把握、課題、判断の全てに不足している。または、正当な理由がないのにサービス利用の紹介先が特定事業者へ偏っている ⇒ 「1」 ・支援内容の記録があっても、課題や判断の記録がされていない ⇒ 「2」 ・継続的支援を実施するための支援方針、課題が明確になっており、サービス利用の紹介先が特定事業者へ偏っていない ⇒ 「4」 ・「4」に加え、他機関へつないだ後のフォローをしている ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1		
			【特記事項】											
(9) 高齢者の実態把握を適切に行っている。	民生委員や関係機関等からの情報提供を活用し、訪問や電話、来所等による実態把握を行っている。 ⇒ 評価「3」	高齢者が孤立や深刻な事態に発展しないよう、民生委員や関係機関等と連携を図りながら、実態把握に努めている。 【評価「3」以外の基準】 ・実態把握をしていない ⇒ 「1」 ・関係機関からの強い要請を何度も受け実態把握を行った ⇒ 「2」 ・要フォロー者に対し定期的にモニタリングを行っている ⇒ 「4」 ・地域課題のあるケースについては、「地域ケア個別会議」の開催に繋げている ⇒ 「5」	自己評価					市(保険者)の評価						
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1		
【特記事項】 サービスに繋がっていない独居高齢者の訪問を継続し、必要に応じて連携や個別ケア会議の提案をしている。										【特記事項】 情報提供があった場合、本人、支援者からの連絡を待つ以外にも、実態把握のためにも訪問し状況の確認をされたい。				

Ⅱ 総合相談支援業務	(10) 認知症地域支援推進員の資質向上として全国研修を受講し、認知症地域支援推進員を中心とした認知症高齢者及び家族への支援に取り組んでいる。	認知症高齢者と家族を見守り支援する取組み（住民や関係者に対し認知症の正しい知識等を学習する機会の提供、早期発見・対応に向けた支援、学習会等への参加）を行っている。 ⇒ 評価「3」	見守り支援する取組みとは、次の4項目をいう。 1. 認知症サポーター等、地域における認知症の正しい知識の普及を図り、地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることを啓発している 2. 認知症カフェへの相談支援として、認知症カフェへの参加、市への情報伝達、運営面の相談にのっている 3. 認知症見守りネットワークの活用と普及に努めている 4. 個々の事例をとおして、地域住民、介護サービス事業者、医療関係者、関係機関とネットワーク作りをすすめている 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・4項目に加え、地域課題等について、市へ提案し新たな取組みにつなげている ⇒ 「4」 ・「4」に基づいて認知症高齢者を支える地域づくりに具体的に取り組んでいる ⇒ 「5」 *評価が「5」の場合は、具体的な内容を特記事項欄に記入する。	自己評価 5 5 4 3 2 1	市(保険者)の評価 5 5 4 3 2 1
			【特記事項】 金融機関への相談窓口の周知活動の継続により、認知症高齢者支援の連携・個々のネットワーク作りができた。	【特記事項】 認知症地域支援推進員の役割、業務について見えにくい部分があるので、市民向けの周知等、普及をされたい。	
中項目 3. 権利擁護業務				合計 17 /20 点	合計 15 /20 点
Ⅲ 権利擁護業務	小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価 3 5 4 3 2 1	市(保険者)の評価 3 5 4 3 2 1
	(11) 高齢者の権利擁護に関して、職員の資質向上に対する取組みを適切に行っている。	高齢者の権利擁護（高齢者虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度）に関する市・県の研修等の機会には原則として参加し、情報を伝達、共有している。 ⇒ 評価「3」	権利擁護に関する市・県主催の研修（ともに委託を含む）には、原則社会福祉士が参加し、その内容を全職員に共有している。 ・研修に参加していない。又は機会がない。 ⇒ 「1」 ・参加しているが、職場での情報の共有が不十分 ⇒ 「2」 ・「3」に加え、事業所内部で権利擁護に関する研修等がある ⇒ 「4」 ・「3」に加え、国の中央研修等への参加、法人・事業所内部の研修がある ⇒ 「5」	【特記事項】	【特記事項】 コロナ禍の中でも実施可能な研修方法を検討されたい。
	(12) 高齢者虐待への対応において、関係機関と連携した通報、支援体制を整え、高齢者虐待事例への対応を適切に行っている。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	高齢者虐待防止法を十分に理解した上で、地域の関係者との連携を図り、虐待防止と早期発見に取り組むとともに、対応に当たっては安曇野市高齢者虐待防止マニュアル（手順書）に従い適切に対処している。 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての対応が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての対応が不十分 ⇒ 「2」 ・「3」に加え、職員の応援体制を整えている ⇒ 「4」 ・「3」に加え、休日・夜間対応の24時間連絡体制が整っている ⇒ 「5」	自己評価 5 5 4 3 2 1	市(保険者)の評価 3 5 4 3 2 1
	① 虐待防止と早期発見への取組み	民生委員や介護サービス事業者等へ普及啓発活動を行い、連携を図り、虐待の防止と早期発見に取り組む、早期に相談・通報がなされる関係づくりを行っている。		【特記事項】	【特記事項】
	② 通報を受けた場合の適切な対応	虐待や虐待の疑いがあるケースの相談・通報を受けた後に、センター内で協議し、虐待としての対応が必要と判断した場合には、市福祉事務所等と連携し、訪問等により高齢者本人の安全確認を行い、虐待の事実確認等を適切に行っている。		ケアマネの虐待に対する認識不足で通報が遅れるケースがあり、早期通報に関する啓発が必要と考えている。	虐待に対する認識や早期対応の重要性について、介護サービス事業者へと事業者内部での周知の徹底を図りたい。
③ 関係機関との連携	地域包括支援センターだけでは解決できない場合は、市福祉事務所や警察等関係機関との連携をスムーズに行い、必要に応じて市福祉事務所とのコアメンバー会議等により支援方針を検討・決定している。				
④ 適切な支援の実施	高齢者の安全・安心な生活が確保されるなど虐待対応の終結に向けて適切な支援をするとともに、虐待が終結した場合は必要に応じて介護サービスの調整や包括的・継続的ケアマネジメント業務等に移行するなどの支援を行っている。				

小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(13) 成年後見制度、社協の日常生活自立支援事業等の活用を促進している。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	自己の意思決定や日常生活上の金銭管理に支障のある高齢者・家族等からの相談に応じ、アセスメントを通じて成年後見制度や安曇野市社協の日常生活自立支援事業等につなげている。 【評価「3」以外の基準】	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 制度の周知活動	成年後見制度・社協の制度を地域住民・他機関へ広報・啓発をしている。	【特記事項】					【特記事項】				
	② 制度利用の必要性の判断	成年後見制度や社協の日常生活自立支援事業等を理解した上で、相談業務から高齢者の判断能力等を把握し、制度を利用する必要性を適切に判断している。										
	③ 日常生活自立支援事業等利用の支援	社協の日常生活自立支援事業の利用が必要と判断した場合、本人・家族に事業の手続き方法を説明し、制度利用ができるよう支援している。										
	④ 成年後見制度活用の支援	成年後見制度の利用が必要と判断した場合、本人・家族に制度の手続き方法を説明し、家庭裁判所への申立てが行えるよう関係機関へのつなぎなどの活用支援をしている。成年後見制度の利用が必要でありながら申立人がいない場合には、市に市長申立の手続きをするための連携をしたり、広域の成年後見支援センターと連携し、市長申立等困難事例も早期に対応している。										
(14) 消費者被害への対応を適切に行っている。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	専門機関や関係機関と連携を図り消費者被害に関する情報を把握し、地域への被害防止活動を行うとともに、必要に応じて、成年後見制度や安曇野市社協の日常生活自立支援事業等につなげている。 【評価「3」以外の基準】	自己評価					市(保険者)の評価				
	① 消費者被害防止のための普及啓発活動	高齢者虐待防止法による財産上の不当取引による被害の防止等も念頭に置きながら、消費者被害に関する情報を把握し、民生委員会等地域内における被害防止のための活動を行っている。	4					4				
	② 地域における被害状況の把握と情報提供	民生委員やケアマネジャー等に消費者被害に関する情報を提供するとともに、地域からの情報がもたらされるような関係づくりを行っている。	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	③ 消費者被害の通報	消費者被害の事例を把握した場合は、市（消費生活センター）や警察などの関係機関への通報・相談を行い、消費者被害の救済に向けた支援を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				
	④ 成年後見制度等の活用促進	前問（13）の評価が3以上であるときは適切に行っているとする。	特に独居高齢者への啓発活動を行い、実際被害にあった方へは消費者センターや日自との連携等継続的に支援している。									

Ⅲ 権利擁護業務

中項目 4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務			合計 5 /5点					合計 5 /5点				
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(15) 地域のケアマネジャーに対する個別支援を適切に行っている。	下記の①～⑦のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域のケアマネジャーへの個別支援・支援困難事例への対応を行うとともに、関係機関等との連携や多職種との協働をすすめている。また、研修会等により、ケアマネジメント技術の向上を図っている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑦のうち、 ・3項目以下⇒「1」 ・4項目該当⇒「2」 ・6項目該当⇒「4」 ・7項目該当⇒「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 相談窓口の周知	相談先と方法をケアマネジャーに周知している。	【特記事項】									
	② 支援困難事例を抱えるケアマネジャーへの支援	支援困難事例の相談に対して、職員が協力して助言できるようにしている。また、必要な他機関へのつなぎ等を支援し、問題解決が図れる環境づくりをしている。	【特記事項】									
	③ 個別支援事例のサービス担当者会議へ出席	個別支援事例のサービス担当者会議等へ出席し、課題解決に向けた助言を行っている。	【特記事項】									
	④ 医療機関・サービス事業者・行政との連携や多職種との協働へのケアマネジャーの参画	医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との連携や多職種の協働をすすめる中で、そのネットワークにケアマネジャーが参画しやすい環境づくりをしている。	【特記事項】									
	⑤ ケアマネジャーへの情報提供やケアマネジメント技術向上のための研修を実施	国・市の制度や地域の社会資源、事例等の情報を提供するとともに、ケアマネジャーの質の向上のための学習や研修を行っている。	【特記事項】									
	⑥ ケアプラン作成業務での助言、指導	必要に応じて、ケアマネジメントについての助言、指導を行っている。	【特記事項】									
	⑦ ケアマネジャーの課題等の把握	個々のケアマネジャーが抱える課題を把握した上で、ケアマネジャーへの支援を行っている。	【特記事項】									

IV 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

中項目 5. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築			合計 10 /10点					合計 10 /10点				
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
(16) 地域におけるネットワークの構築とその活用を進めている。	下記の①～⑧のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域において、行政機関・医療機関・サービス事業者・民生委員等の関係者とのネットワークを構築し、保健・医療・福祉サービスや地域の支え合い活動、ボランティア活動など様々な社会資源を結びつける取組みを継続している。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑧のうち、 ・3項目以下⇒「1」 ・4項目該当⇒「2」 ・6項目該当⇒「4」 ・7項目以上⇒「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 地域包括支援センターの周知活動	地域包括支援センターの役割を地域住民、他機関へPRしている。	【特記事項】 市の独自サービスである訪問型サービスC・通所型サービスCを予防サービスとして個人・ケアマネに積極的に紹介した。コロナ禍で交流が少ない中、協議体を通して課題の取り組みを継続した。また、シトラスリボン作りなどの取り組みにも協力した。									
	② 地域ケア個別会議の開催	地域の関係機関や民生委員・関係者が参集して、事例検討や地域の課題・取組み等を検討している。										
	③ 民生委員との関係づくり	高齢者の問題を早期に発見し、地域での見守り等に取り組むために、積極的に民生委員との関係づくりをしている。										
	④ 地域の老人クラブやボランティア団体等との関係づくり	地域の団体・組織との連携を図るため、情報交換や活動の場への訪問等をしている。										
	⑤ 住民自治協議会・地域コミュニティとの関係づくり	住民自治協議会やコミュニティに対し、高齢者支援の課題や取組みの理解を図り、住民同士の互助・共助の働きかけを行っている。										
	⑥ 地域の課題の整理と検討	地域の状況と課題を整理、検討し、地域包括支援センターの事業計画に反映している。										
	⑦ 介護予防の啓発活動と情報提供	様々な機会をとらえ介護予防に関する啓発を行い、市の介護予防教室や地域の自主活動グループと連携し、必要な情報提供を行っている。										
	⑧ 介護サービス事業者への支援	介護サービス事業者の相互連携や情報交換・研修の場など、サービスの質の向上のための取組みを行っている。										
(17) 地域包括ケアに向けての体制作りを適切に行っている。	下記の①～⑧のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域の関係機関や関係者とのネットワークを活用するとともに、医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との更なる連携や多職種との協働をすすめる中で、地域のケアマネジャーの参画をすすめている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑧のうち、 ・3項目以下⇒「1」 ・4項目該当⇒「2」 ・6項目該当⇒「4」 ・7項目以上⇒「5」										
① ケアマネジャーと関係機関との連携・協働体制の構築	連携・協働できる環境を整えたり、ケアマネジャーと関係機関との会議・研修等を実施している。	【特記事項】										
② ケアマネジャーと医療機関との連携を支援	在宅生活を継続するため、主治医・医療機関とケアマネジャーとの連携をとりやすくするための場の設定などの取組みを行っている。											
③ 在宅医療・介護連携の推進	市医師会が主催する多職種連携研修会、講演会、市民公開講座に1人当たり年2回以上参加している。											
④ ケアマネジャーと民生委員との連携を支援	地域の民生委員とケアマネジャーが共に連携ができる関係づくりをするために、場の設定や相互の役割を周知する。											
⑤ 地域にある社会資源の情報収集と整理	地域によって異なるインフォーマルサービスの情報を収集・整理し、ケアマネジャーへ情報を提供するとともに、自らのケアマネジメントに活用している。											
⑥ サービス担当者会議開催への支援	関係機関にサービス担当者会議についての理解を図り、適切なメンバーによるチームケアが実施できるように支援を行っている。											
⑦ ケアマネジャーと医療機関との調整、ケース検討の実施	入退院時など必要に応じケアマネジャーを支援し、主治医や病院ワーカーとの連携、ケース検討を実施している。											
⑧ ケアマネジャーと介護サービス事業者の連携支援	介護サービス事業者の情報を把握してケアマネジャーへ提供するほか、ケアマネジャーが公正中立の立場に立って介護サービス事業者と相互に連携できる取組みをしている。											

V 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

中項目 6. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務		合計 9 /10点	合計 9 /10点
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価 4 市(保険者)の評価 4
(18) 介護予防ケアマネジメントの対象者及び要支援者に対して介護予防の実践について適切な支援を行っている。	下記の①～⑤のうち、3項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	要介護状態になることをできるだけ遅らせ、継続して自立した生活を送れるよう支援している。事業対象者については、適切なケアマネジメントを行っている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑤のうち、 ・1項目以下 ⇒ 「1」 ・2項目該当 ⇒ 「2」 ・4項目該当 ⇒ 「4」 ・5項目該当 ⇒ 「5」	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1 【特記事項】 【特記事項】
	① 介護予防に関する啓発活動	地域住民へ介護予防の大切さを啓発している。	コロナ禍で積極的に啓発活動が出来なかった。 介護予防教室実施の案内のみが介護予防ではないため、介護予防担当と連携、相談し、実施可能な方法で普及啓発を検討されたい。
	② 基本チェックリストの実施	相談・訪問時に、身体機能が衰え始めていると思われる高齢者を把握したときは、25項目の基本チェックリストを実施している。	
	③ マニュアルに基づくケアマネジメント、介護予防プラン作成、評価の実施	国の「地域包括支援センター運営マニュアル」に基づき、次の項目を適切に実施している。 ・アセスメント・介護予防プラン作成(必要に応じ)・モニタリングと評価	
	④ サービス未利用者の状況把握	サービス未利用者の状況把握が行われている。	
	⑤ 適切な対象者管理	事業所として全対象者のリストを用いて行い、名簿等を作成管理し、給付管理・実績報告等に活用している。	
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価 5 市(保険者)の評価 5
(19) 市内外の指定居宅介護支援事業所への介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務一部委託が適切に行えている。	委託先の指定居宅介護支援事業所への迅速な情報提供と必要な支援及び関係機関への連絡調整が適切に行えている。 ⇒ 評価「3」	【評価「3」以外の基準】 ・委託先の指定居宅介護支援事業所への情報提供は行えている ⇒ 「1」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所への情報提供及び連絡調整が行われている ⇒ 「2」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所が困難と感じる問題の状況把握が行われている ⇒ 「4」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所が困難と感じる問題の状況把握と必要な支援が行われている ⇒ 「5」	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1 【特記事項】 【特記事項】

VI 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

中項目 7. 地域包括支援センターの評価			合計 4 /5点					合計 4 /5点				
VII 自己評価	小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明									
			自己評価 4					市(保険者)の評価 4				
	(20) 令和2年度地域包括支援センターの自己評価が適切に行えている。	市が示した「地域包括支援センター自己評価表」により適切に業務評価を行っている。 ⇒ 評価「3」	市が示した様式により評価を行い、期日までに市へ報告している。 【評価「3」以外の基準】 ・市の自己評価を職員全員で行わなかった ⇒ 「1」 ・市の自己評価を職員全員で行った ⇒ 「2」 ・市の自己評価を職員全員と法人管理者等を交えて行った ⇒ 「4」 ・市が提示した自己評価以外に、独自の評価表を作成している ⇒ 「5」									
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
			【特記事項】					【特記事項】 独自の評価表を作成し、介護事業者等に評価依頼し、更なる業務の向上を期待したい。				

【全体としての特記事項】 (独自の取り組み事例等がありましたらご記入ください)	自己評価の合計		市(保険者)の評価	
	90 / 100 点		88 / 100 点	

資料 4

介護保険等運営協議会
令和3年11月5日開催令和3年度指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の
選定（追加）（案）について

「安曇野市介護保険条例」第14条第2号及び「安曇野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」第14条第1号の規定に基づき、下記の指定居宅介護支援事業所の選定について意見を求めます。

記

指定居宅介護支援事業所名	内 容
居宅介護支援事業所こうしゅう穂高	所 在 地：安曇野市穂高 6571 番地
	事業所開設日：令和3年6月16日
	内容：すでに事業を委託している居宅介護支援事業所こうしゅうが事業所を分割し、前事業所のケアマネジャーが移籍し、利用者が引き続き同じケアマネジャーと契約することを希望したため。
かぐや姫居宅介護支援事業所	所 在 地：安曇野市穂高 6071 番地 15
	事業所開設日：令和3年2月16日
	内容：新規に居宅介護支援事業所を開設し、事業者が業務の受託を希望しており、基準条例第14条第3号の基準を満たすため。
あんずの木居宅介護支援事業所	所 在 地：安曇野市三郷温 299 番地
	事業所開設日：平成20年4月1日
	内容：利用者が左記事業所のケアマネジャーとの契約を希望され、また、以前も契約していたため、委託を再開したい。

※ 「居宅介護支援事業所こうしゅう」は、令和3年6月16日付けで「居宅介護支援事業所こうしゅう松川」に名称変更となりました。

令和3年度指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所一覧

別紙1

	指定居宅介護支援事業所名	〒	住 所	電話番号	開設日	ケアマネ数 (常勤換算)	令和2年度
							委託実績
1	居宅介護支援事業所風を詠む	399-8201	安曇野市豊科南穂高442-7	71-3277	H21.6.1	1.3	○
2	ほっとひだまり	399-8204	安曇野市豊科高家781-1	73-2086	H26.5.16	1.5	○
3	ケアプラン生活支援舎	399-8204	安曇野市豊科高家4172-1	71-3100	H12.6.1	2.5	○
4	ケアプランニングオフィスさらん	399-8205	安曇野市豊科4021-9レジデンス吉野1B	72-8806	H23.4.1	1	○
5	安曇野市社協居宅介護支援センター	399-8205	安曇野市豊科4160-1	71-5735	H19.4.1	23.75	○
6	JAあづみ指定居宅介護支援事業所	399-8205	安曇野市豊科4270-6	87-0380	H17.3.1	3.7	○
7	ツクイ松本	390-0831	松本市井川城3-4-43	29-6635	R2.10.1	4.3	○ <small>(ツクイ安曇野と統合)</small>
8	居宅介護支援事業所 和	399-8205	安曇野市豊科5179-1	72-2884	H19.6.1	2	○
9	居宅介護支援事業所あず	399-8301	安曇野市穂高有明4227-4	87-5272	H30.5.1	2.6	○
10	サンクス居宅介護支援事業所	399-8301	安曇野市穂高有明9990-1	88-6855	H19.1.11	2.6	○
11	居宅介護支援事業所あづみの	399-8302	安曇野市穂高北穂高1716-1	81-1222	H12.3.1	6.9	○
12	孝明居宅介護支援事業所	399-8302	安曇野市穂高北穂高2531-3	82-1323	H12.12.1	1	○
13	相澤居宅介護支援事業所あづみの	399-8303	安曇野市穂高787 中田医院様2階	31-3171	H26.4.1	5	○
14	居宅介護支援事業所アイ・ユーほたか	399-8303	安曇野市穂高4563-7	84-0202	H11.7.30	4	○
15	ケアプランなかむら	399-8304	安曇野市穂高柏原1425-1	87-6588	H24.9.16	2	○
16	居宅介護支援センターまがりっと	399-8102	安曇野市三郷温2193-1	88-6990	H16.11.16	3.6	○
17	安曇野南介護相談センター	399-8101	安曇野市三郷明盛1491	77-6776	H12.4.1	4	○
18	居宅介護支援事業所こだま	399-8211	安曇野市堀金烏川1079-1	88-3550	H18.8.1	3	○
19	ケアサポートきずな	399-8211	安曇野市堀金烏川5119	87-8016	H25.6.1	3	○
20	松本協立居宅介護支援センター	390-0817	松本市巾上9-26	35-6454	H11.7.30	6.6	○
21	居宅支援センターふれあい	390-0842	松本市征矢野2-12-46	27-1184	H17.4.1	14	○
22	居宅介護支援事業所サルビア	390-1701	松本市梓川倭3234-15	88-3026	H23.6.1	3.6	○
23	介護サービス百寿しが	399-7402	松本市会田4023-1	64-1131	H15.7.1	1	○
24	居宅介護支援事業所こうしゅう松川 (R3.6.16事業所名変更)	399-8501	北安曇郡松川村5650-54	0261- 61-1828	H16.7.16	5	○
25	相談支援センター集	399-8205	安曇野市豊科2210-10	55-6829	H30.2.23	1.5	○
26	ケアプラン とまり木	399-8301	安曇野市穂高有明1836-イ	87-8443	H30.9.1	1	○
27	居宅介護支援事業所せせらぎ	399-6461	塩尻市大字宗賀1298-92	51-6222	H22.5.1	2	○
28	とよしな	399-8205	安曇野市豊科5633-1	71-4624	H12.4.1	1	○
29	オフィスリビング	399-8203	安曇野市豊科田沢4642-3	88-7570	R2.4.1	2	○
30	居宅介護支援事業所 七彩	399-8301	安曇野市穂高有明7794-1	87-2995	H30.11.1	1	○
31	居宅介護支援事業所わらわ	399-8303	安曇野市穂高8201-7	88-8030	H30.3.1	1	○
32	居宅介護支援事業所たきべ野	399-8204	安曇野市豊科高家5090番地1	71-4132	H17.5.1	1	○
33	ケアプランすみれ	399-8303	安曇野市穂高1380 ほうすあづみA棟106号	87-8128	R2.11.1	1	○
34	居宅介護支援事業所こうしゅう穂高	399-8303	安曇野市穂高6571 特養ライフ穂高施設内	87-7018	R3.6.16	1	○
35	かぐや姫居宅介護支援事業所	399-8303	安曇野市穂高6071番地15	88-2803	R3.2.16	1.5	○
36	あんずの木居宅介護支援事業所	399-8102	安曇野市三郷温299番地	50-7781	H20.4.1	2	○

第8期介護保険事業計画に基づく介護サービスの基盤整備の進捗状況について

1 令和3年度 基盤整備の進捗状況

(1) 募集した介護保険サービス事業等

安曇野市が「指定候補事業者」（サービス事業者）を選定するもの

○介護老人福祉施設（既存併設短期入所生活介護からの特養への転換）

転換床：14床 募集地域：市内全域

(2) 募集期間

令和3年5月6日(木)から令和3年6月4日(金)

(3) 公募への応募申請状況

申請法人数	番号	申請法人の名称（本店所在）および転換施設	転換床数
2社	1	法人名称：社会福祉法人 安曇野福祉協会 長野県安曇野市豊科5126番地1 転換施設：特別養護老人ホーム 豊岳荘	10床
	2	法人名称：社会福祉法人 孝明 長野県安曇野市明科七貴3681番地 転換施設：特別養護老人ホーム 孝明館	4床

(4) 審査に係る評価項目・配点について

安曇野市介護保険等運営協議会、安曇野市介護保険関連サービス候補事業者選定部会において審査選定を行い決定した。

(5) 審査方法等

申請法人が提出した資料に基づき一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を行い、評価項目に沿って安曇野市介護保険関連サービス候補事業者選定部会委員が評定を行った。

(6) 審査結果の確認

審査終了後直ちに採点結果を集計し、安曇野市介護保険関連サービス候補事業者選定部会での審議の結果、適当と確認された。

(7) 審査結果の概要

申請法人名	平均得点 (総得点)	審査結果
社会福祉法人 安曇野福祉協会	90.3点 (542点)	安曇野市の「指定候補事業者」(サービス事業者)に選定する。
社会福祉法人 孝明	91.5点 (549点)	安曇野市の「指定候補事業者」(サービス事業者)に選定する。

(8) 審査結果の詳細

○安曇野市の「指定候補事業者」(サービス事業者)として選定された法人

選定法人名：社会福祉法人 安曇野福祉協会		
評価項目	配点	平均得点
1 運営主体(4項目)	20	18.2
法人理念・姿勢、責務・役割、実績および監査・指導による指摘事項の有無		
2 転換目的・運営方針(2項目)	20	17.5
応募の動機、転換の必要性と取組み		
3 利用者(3項目)	25	23.7
利用者への支援方法、サービスの質の向上策、苦情解決体制		
4 人材確保(1項目)	10	9.0
人員確保(職員)、育成とケアの質向上のための対策		
5 運営(3項目)	15	14.2
地域住民との連携・交流、地域貢献、協力医療機関との連携体制		
6 全体評価(1項目)	10	7.8
1～5の評価項目以外に評価すべき事項		
合計	100	90.3 (%)

選定法人名：社会福祉法人 孝明		
評価項目	配点	平均得点
1 運営主体(4項目)	20	18.3
法人理念・姿勢、責務・役割、実績および監査・指導による指摘事項の有無		
2 転換目的・運営方針(2項目)	20	18.2
応募の動機、転換の必要性と取組み		
3 利用者(3項目)	25	24.0
利用者への支援方法、サービスの質の向上策、苦情解決体制		
4 人材確保(1項目)	10	9.3
人員確保（職員）、育成とケアの質向上のための対策		
5 運営(3項目)	15	13.3
地域住民との連携・交流、地域貢献、協力医療機関との連携体制		
6 全体評価(1項目)	10	8.3
1～5の評価項目以外に評価すべき事項		
合計	100	91.5 (%)

(9) 開設時期

令和4年4月1日

2 令和4年度 募集施設について

(1) 募集する介護保険サービス事業等

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

整備形態	整備地域	整備床数	公募予定時期 (開設時期)
新設	市内	18	令和4年4月～5月 (令和6年4月)

(2) 安曇野市介護保険関連サービス候補事業者選定部会の開催（予定）

一次選考会（書類審査） 令和4年5月

二次選考会（プレゼンテーション、ヒアリング） 令和4年7月

当日資料 1

介護保険等運営協議会
令和3年11月5日開催

令和2年度

地域包括支援センター事業報告

1. 活動実績

(1) 相談・予防支援等相談件数(令和2年4月～令和3年3月末)

事業	地域支援事業																										指定介護 予防支援事業	合計	参考					
	包括的支援事業																		総合事業										高齢者数	利用率 (実件数/ 高齢者数)				
	総合相談				権利擁護														包括的・継続的 ケアマネ支援 ※1		その他		一般介護 予防事業		(再掲) 認知機能低下									
	介護相談		実態把握		高齢者 虐待		成年 後見		消費者 被害		困難 事例		日自 相談		他権利 擁護		小計		延べ 件数	実 件数	延べ 件数	実 件数	延べ 件数	実 件数	延べ 件数	実 件数								
延べ 件数	実 件数	延べ 件数	実 件数	延べ 件数	実 件数	延べ 件数	実 件数	延べ 件数	実 件数	延べ 件数	実 件数	延べ 件数	実 件数	延べ 件数	実 件数	延べ 件数	実 件数																	
中央包括	1,383	708	18	17	21	8	42	12	5	2	19	2	0	0	4	2	91	26	46	31	87	42	0	0	0	0	1,593	601	3,218	1,425	11,400	12.5%		
北部包括	1,429	561	15	15	92	23	38	10	0	0	29	8	1	1	16	8	176	50	256	125	30	18	0	0	0	0	3,926	814	5,832	1,583	10,917	14.5%		
南部包括	1,116	430	5	5	57	12	41	9	22	3	5	1	0	0	0	0	125	25	68	38	9	6	0	0	0	0	2,284	430	3,607	934	8,134	11.5%		
3包括合計	3,928	1,699	38	37	170	43	121	31	27	5	53	11	1	1	20	10	392	101	370	194	126	66	0	0	0	0	7,803	1,845	12,657	3,942	30,451	12.9%		
R元3包括合計	3,712	1,659	46	37	262	49	170	47	19	7	76	15	16	9	27	12	570	139	343	203	173	91	2	0	0	0	7,497	1,933	12,316	4,022	29,874	13.5%		
豊科	964	429	13	13	7	2	34	8	2	1	8	1	0	0	4	2	55	14	29	21	29	19	0	0	0	0	1,242	450	2,332	946	8,258	11.5%		
明科	228	118	3	3	12	4	6	2	3	1	8	1	0	0	0	0	29	8	12	8	26	11	0	0	0	0	342	146	640	294	3,142	9.4%		
穂高	1,497	624	15	15	92	23	38	10	0	0	29	8	1	1	16	8	176	50	256	125	32	20	0	0	0	0	3,931	817	5,907	1,651	10,917	15.1%		
三郷	795	332	7	6	37	7	34	8	21	2	0	0	0	0	0	0	92	17	47	27	9	5	0	0	0	0	1,628	305	2,578	692	5,470	12.7%		
堀金	388	150	0	0	20	5	7	1	1	1	5	1	0	0	0	0	33	8	25	12	22	3	0	0	0	0	656	125	1,124	298	2,664	11.2%		
市外・不明	56	46	0	0	2	2	2	2	0	0	3	0	0	0	0	0	7	4	1	1	8	8	0	0	0	0	4	2	76	61				
合計	3,928	1,699	38	37	170	43	121	31	27	5	53	11	1	1	20	10	392	101	370	194	126	66	0	0	0	0	7,803	1,845	12,657	3,942	30,451	12.9%		

※1 ケアマネは介護支援専門員の略称

<相談実績に関する結果・傾向について>

- ・ 高齢者数は令和3年4月1日時点の住民基本台帳による。
- ・ 昨年度と比較し、延べ相談人数は341人増加しているが、実人数は80人減少しており、相談者1人あたりの対応数が増えている。
- ・ 権利擁護業務について、解決までに複数回の支援が必要となるため、1件当たりの支援回数が多い傾向で、1ケース平均3.9回となっている。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

ア 介護相談

各地域包括支援センターでは、高齢者に関する相談を随時受け付け、必要に応じて介護保険や各種サービス、関係機関の紹介等を行うなど、必要な情報提供をしながら相談支援を行いました。

<令和2年度 介護相談>

包括名	高齢者人口 (人)	相談件数 (実件数)	相談件数(実件数) ／高齢者人口	【参考】 令和元年度 相談件数(割合)
中央	11,400	708	6.2%	674(5.9%)
北部	10,917	561	5.1%	550(5.1%)
南部	8,134	430	5.3%	435(5.5%)
3包括計	30,451	1,699	5.6%	1,659(5.5%)

※高齢者人口は安曇野市住民基本台帳より(令和3年4月1日時点)

イ 実態把握

介護保険で「自立」と判定された方に加え、65歳以上の独居高齢者で介護認定を受けていない方に対し、訪問等による状況確認を行いました。いずれも何かしらの支援が必要と判断した場合は、各種サービスの利用調整や関係機関への情報提供を行いました。

これらにより、地域に住む市民の生活状況の把握に努めています。

(2) 権利擁護業務

ア 高齢者虐待防止事業

項目	開催日	内容
高齢者虐待ケース 検討会、進行管理	令和2年 5月26日 7月28日 9月24日 11月27日 令和3年 1月28日 3月18日	長寿社会課と3包括による庁内会議参加。 各包括における虐待対応の進行状況を共有。支援策の検討。

イ 成年後見利用支援事業

項目	開催日	内容
成年後見支援センター かけはし 【小委員会】	毎月 第4月曜日	成年後見支援センターかけはしによる実績報告と事例検討を行う委員会。 ○市在住者について後見人候補者を検討した件数 令和3年1月25日（1件）
成年後見支援センター かけはし 【権利擁護ケース検討会】	偶数月の第4木曜日 令和2年 10月22日 12月24日 令和3年 2月25日	かけはし、長寿社会課、福祉課、社会福祉協議会（日常生活自立支援事業担当）、3包括の担当者が集まり成年後見制度利用を中心とした、権利擁護が必要なケースの事例検討会を開催。
市長申立て支援	必要時	親族による申立てが困難な方について、市長申立てができるよう担当部署である長寿社会課と調整を行い支援する。

ウ 消費者被害防止事業

項目	開催日	内容
啓発活動	随時	訪問時等に注意啓発。 民生児童委員協議会出席の際に啓発

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 地区活動及び地域連携活動

(延べ回数)

	中央	北部	南部
民生児童委員協議会	19	14	20
地域密着型運営推進会議等	3	1	0
入所判定委員会	3	0	0
地域における活動	0	4	0
ファイブ・コグ検査(認知機能検査)	2	0	0
認知症サポーター関係	10	1	1
認知症カフェ	11	1	0
研修会等	3	16	2
その他	2	0	0

※「地域密着型運営推進会議等」とは、地域密着型通所介護事業所や小規模多機能事業所の運営会議に出席した場合等。

※「地域における活動」とは、「いきいきサロン」や「JA あんしん広場」などに参加した場合。

※「研修会等」とは、研修会の主催や共催の他、講師等で参加した場合。

例) 出前講座、各団体への研修会等。

イ 関係機関との連携

(延べ回数)

	中央	北部	南部
医療機関とのケア会議等	149	320	146
多職種との連携会議等	81	94	127

※「多職種との連携会議等」には、長寿社会課長寿福祉係・福祉課障がい福祉担当・同生活支援担当・保健センター等との調整会議や成年後見支援センターとの連携会議等が含まれる。

※市医師会在宅医療連携推進協議会との連携により、多職種を交えた会議等を開催し、在宅医療・介護連携の取り組みを進めている。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし。)

ウ 介護支援専門員への支援

(ア) 居宅介護支援部会（介護支援専門員連絡会）

居宅介護支援部会の事業方針及び活動方針に基づき、全体研修会（年3回）の計画・準備・開催等を支援しました。

《全体研修会の内容》

開催日	内 容	参加者（人）
5月18日	総会・情報交換（委任状75）	20
9月16日	「災害について：ケアマネとしての課題整理と対応策」 講師；県社協防災福祉アドバイザー 石井布紀子 氏	32
11月16日	「地域づくりについてこれから求められること ～ケアマネとしての関わり～」 講師；JA あづみ暮らしの助け合いネットワークあんしん 池田陽子 氏	29

(イ) 居宅介護支援部会運営会議

部会長、副部会長、3ブロック長で構成される役員会へ3包括の主任介護支援専門員が参加し、全体研修会の運営や部会に関する協議事項について検討しました。

《運営会議の内容》

開催日	内 容
第1回 9月2日	9月・11月の全体研修会について
第2回 11月16日	1月全体研修会・来年度計画について
第3回 2月12日	令和3年度役員紹介、令和3年度研修計画について

(ウ) 介護支援専門員に対する個別支援数

(延べ回数)

	中央	北部	南部
サービス担当者会議参加	312	205	110
ケアマネジメント指導	37	55	61

(エ) 主任介護支援専門員更新研修に伴う法定外研修の開催

市内の介護支援専門員を対象に主任介護支援専門員更新研修の受講要件の1つである「法定外研修」を計画し、対象者へは受講証明書を発行しました。

《法定外研修の内容》

開催日	内 容	参加者（人）
8月19日	「高齢者の在宅患者のための服薬支援」 講師；安曇野市薬剤師会 横林 和彦 氏	37 (リモート含)
10月26日	「介護予防と地域ケア会議～自立支援の観点から～」	45

	講師；長野県理学療法士会 佐藤 博之 氏	(リモート含)
12月16日	「防災：災害の備え 避難所の開設と運営の仕方」 講師；安曇野市危機管理課 弦巻 祐一 氏	31 (リモート含)
3月3～9日	地域支え合い推進フォーラム 「世代をつなぐ地域づくりを考える ～3つのSで乗り越えよう！新型コロナウイルス対策～」 講師；東京都健康長寿医療センター研究所 藤原 佳典 氏 「コロナ禍における私たちの実践」 講師；JA あづみくらしの助け合いネットワークあんしん 池田 陽子 氏 安曇野市社会福祉協議会 北村 早希 氏	視聴 325回

エ 広報活動

(ア) 広報誌やホームページの利用による周知

住民に対して市ホームページへの掲載や市内各所及び支所相談窓口等へのチラシ設置、また認知症サポーター養成講座や出前講座に地域包括支援センター職員が同行して地域包括支援センターの役割等周知に努めました。

認知症地域支援推進員が中心となり作成した「認知症ガイドブック」をR3.3広報にて折り込み、全戸配布しました。

(イ) 各種関係機関への周知

民生児童委員協議会等、関係機関を交えた会議や懇談の席において、地域包括支援センターの役割等について説明を行いました。

(ウ) 認知症相談窓口であることの周知

認知症サポーター養成講座の開催や地域包括支援センターのパンフレット配布等により、地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることを周知しました。また、各包括に配置した認知症地域支援推進員が市民や関係機関等に向け積極的に認知症施策の周知を行いました。

(エ) 認知症カフェの周知

認知症カフェ一覧（冊子）R2.8改訂版を発行し、包括、認知症カフェ、市内2か所の病院に配布し周知に努めました。

(オ) 「安曇野市オレンジキャンペーン」による周知

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民の皆様に認知症を知るきっかけとなり、また正しい理解につながることを目的として国際アルツハイマー病協会（ADI）と世界保健機構（WHO）が定めた「世界アルツハイマー月間」である9月に、認知症地域支援推進員が中心となり安曇野市オレンジキャンペーンを実施しました。市役所本庁や市内図書館において特設展示を行った他、9月16日午後6時から8時まで市役所本庁舎南側をオレンジ色にライトアップしました。広報誌や、ホームページの他、新聞、ツイッター、フェイスブック等で周知を行いました。

3 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活の支援に携わるボランティアその他関係者と、連携に努めなければならないとされています（法第115条の46第7項）。このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが求められており、安曇野市においても、市と3包括が協力し「地域ケア個別会議」、「在宅医療介護連携事業」、「認知症総合支援事業」について取り組みを進めました。

(1) 地域ケア個別会議等

ア 地域ケア個別会議

平成26年度より開催している地域ケア個別会議は、個別ケースの検討の積み重ねを通じて高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを地域全体に普及することにより、地域で高齢者を支えるネットワークを強化するとともに高齢者の自立を支援するための具体的な地域課題やニーズを行政に吸い上げ、社会基盤整備につなげる1つの手法です。地域包括支援センターでは3回開催しました。

なお、各包括で把握した地域課題等については、3包括と介護予防担当及び介護保険担当で毎月開催している「地域ケア連携会議」において報告し、課題集約を行うとともに解決策を検討し具体的な取り組みに繋げています。

《令和2年度 実施状況》

No	ケースの概要	参加者
1	生活習慣病を抱えている独居高齢者（認知症）の方の支援	本人、親族、介護支援専門員、成年後見センター、区長、社協職員、オレンジカフェ、サービス事業所職員、包括職員
地域課題		解決策・対応策
1. 認知症で基礎疾患がある独居の方は生活状況が把握しづらく病気の問題意識がない 2. 見守りや課題解決の支援ネットワークの強化		1. 認知症サポーター養成講座やケアマネとの会議などで、生活習慣病の予防の重要性に触れていく 2. 支援者の情報共有や連携強化の場として地域ケア個別会議の有効性を周知し、開催を促す

No	ケースの概要	参加者
2	認知症の方の免許返納	医療機関関係者（医師）、警察署（生活安全課）、自動車学校、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、サービス事業所職員、包括職員
地域課題		解決策・対応策
1. 認知症状がある、もしくは認知症の方の免許について、返納の目安や方法の情報が少ない 2. 本人や家族が免許返納後や取り消し後の生活や交通手段の確保に不安がある 3. 家族・親族などキーパーソンがいない場合での独居で認知症の方の意思決定には関係者間でのコンセンサスが必要		1. 本人や家族、支援者に対して、免許に関する情報や知識を得てもらうための研修会の開催 2. 介護保険に限らず、利用できる社会資源の周知と開発 3. コンセンサスを得る場合の参集関係者の検討が必要

No	ケースの概要	参加者
3	医療・経済支援が必要な高齢者と未受診・未就労の家族の在宅生活支援	医療機関関係者（医療相談室担当者）、介護支援専門員、サービス事業所職員、社協職員、障がい者相談支援機関、市職員（保健師）、包括職員
地域課題		解決策・対応策
1. 経済問題を抱えた方が活用できる社会資源が不足している 2. 多重問題世帯の支援として、多分野の専門職同士が連携を図りやすい体制づくりと精神疾患に対するケアマネなどの資質向上が必要		1. 経済問題を抱えた方が活用できる情報や知識を持つための研修会などの開催 2. 多重問題世帯を支える支援関係者の「顔の見える関係づくり」と専門職の有効活用の提案（ケアマネ支援）、また、精神疾患の理解や対応について学ぶ機会を設ける

イ 特定事業所集中減算に関する地域ケア会議

居宅介護支援事業所が作成したケアプランの対象サービスにおいて、紹介率最高法人が占める割合が80%を超える場合、減算適用となりますが、地域ケア会議等において意見・助言等を得たことを地域包括支援センターが認め、それが正当な理由に該当する場合は減算対象となりません。

令和2年度は該当の案件はありませんでした。

これまでの地域ケア個別会議からの主な課題（平成26年度より）

No	課題	課題解決の方向性	具体策
1	認知症の方の在宅生活を支えるための支援	・地域の関係者の理解と見守り等の支援の拡充	・見守り協定
2	徘徊高齢者への支援	・地域での日頃から見守り、徘徊の早期発見と事故防止のための支援方法	・認知症見守りネットワーク
3	閉じこもりの方への支援	・早期発見と閉じこもり予防のための関係者と連携	・実態把握 ・出前講座、認知症サポーター養成講座
4	交通手段の確保	・住み慣れた地域での生活を継続するための移動支援サービスの多様化	
5	情報や正しい知識の普及	・正しい知識の普及と地域包括支援センターについての啓発活動	・出前講座、認知症サポーター養成講座の開催 ・広報の活用
6	認知症の方の居場所づくり	・認知症の方が気軽に立ち寄ることのできる居場所づくり	・認知症サポーター養成講座 ・認知症カフェやサロンとの連携
7	認知症の方への接し方の理解	・市民や関係者の認知症の理解を深める	・介護保険事業所各部会と連携した研修会の開催
8	消費者被害の防止	・地域の見守り等の支援の拡充、啓発活	・出前講座の開催、 ・広報「あづみの」の活用
9	知的障害の方への支援	・介護支援専門員と関係者との連携 ・早期の成年後見制度の活用	・地域ケア会議の活用 ・成年後見制度の早期利用についての講演会や研修
10	医療依存があり、身寄りがない方の、緊急時の対応	・医療・行政・介護・施設などが協力して支援するために話あえる場が必要	・地域ケア会議や担当者会議を通じた協力体制作り
11	生活環境（ゴミ）問題	・地域と関係する団体に問題提起し、協力を働きかける ・関係者や関係機関に対し、問題意識を持つよう働きかける	・包括支援センターでも会議を重ねて検討していく
12	高次機能障害がある方の車の運転	・医師より車の運転を控えるよう言われた方への関わり方 ・後遺症があっても車の運転を続けるにあたり、判断や支援方法について	・地域との連携、安全運転講座の周知。適性検査の関係者への啓発 ・自主返納の方法等の紹介
13	夫婦2人暮らしで認知症状が進行	・身近に高齢者の相談窓口があることをより周知する手段	・チラシの配布活動等の支援

(2) 在宅医療・介護連携事業

医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護サービス事業所と連携し在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制の構築に向け、次の（ア）～（ク）の事業を行っています。

- （ア）地域の医療・介護の資源の把握
- （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- （ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援
- （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援
- （カ）医療・介護関係者の研修
- （キ）地域住民への普及啓発
- （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

【令和2年度の主な取り組み状況】 ＊一部業務を安曇野市医師会へ委託

- （ア）地域の医療・介護の資源の把握
医療機関や介護事業所の一覧と地図が一体となった「医療と介護の連携マップ」について、令和元年度改定版を作成し掲載団体に送付、市ホームページに掲載しました。また、関係団体及び希望者に随時配布しています。
- （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
新型コロナウイルス感染症の影響のため10月に安曇野市在宅医療連携推進協議会開催し、前年度実績と新年度計画を報告しました。
令和2年度改訂の認知症ガイドブックについて、認知症に関する口腔保健の項目を掲載することを協議しました。
- （ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
長野県「医療と介護との連携マニュアル」、松本保健福祉事務所「松本圏域入退院連携ルール」、安曇野赤十字病院「医療と介護との連携」について、今後も必要に応じて今後活用していきます。
- （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援
医療・介護関係者の情報共有として作成した「お薬手帳貼付シール」を薬局をはじめ、市内関係機関に配布・活用していきます。
市薬剤師会と介護職が連携し、残薬回収や相談を行いました。
- （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援
平成30年1月に「在宅医療・介護連携に関する相談支援」の窓口を中央地域包括支援センターに設置し、対応をしています。
- （カ）医療・介護関係者の研修
- （キ）住民向けの「市民公開講座」
令和2年度は新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため多職種連携研修会、市民公開講座のいずれも開催を見合わせました。
令和3年度はオンライン等による開催について検討中です。
- （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
県施行令和2年度入退院調整ルール運用状況調査（R2.11月入退院分）を実施し、市内居宅介護支援事業所と地域包括支援センターに意見聴取等を行いました。

(3) 認知症総合支援事業

(ア) 地域における連携活動（認知症予防としての地域づくり）

自主的な活動をしている団体や地区サロン、趣味活動のグループ等に、ファイブ・コグ検査（認知機能検査）を紹介。実際に検査を体験いただき、その結果をもとに参加者自身の認知機能や生活を振り返り、今後の指標としていただくとともに、活動自体が認知症予防や介護予防に非常に有効であることを解説、活動の活性化を図れるよう支援しました。

なお、新たに活動を立ち上げようとする団体の相談や活動支援も併せて行いました。

(イ) 認知症見守りネットワーク

外出した際に道に迷ってしまう等、日頃から見守りが必要と思われる方の家族の希望に応じ、家族が希望する周囲の方に日頃から気にかけていただくための見守り事業を行いました。

(ウ) 認知症地域支援推進員活動

平成 27 年度より、各地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員を中心に、できる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の関係団体との連携や調整を実施しました。

【令和 2 年度の主な取り組み状況】

- ① 認知症地域支援推進員が各包括の職員と協力し、出前講座や認知症サポーター養成講座にて地域包括支援センターの周知に努めました。
- ② 認知症地域支援推進員が市内の認知症カフェへ参加し、各団体の活動支援と地域の現状把握を行い、日々の相談事業等で必要な方へは認知症カフェの紹介を行いました。
- ③ 認知症カフェ運営スタッフとの懇談会をオンラインで開催し、互いの活動内容や課題等について共有、また情報提供等を行うことで、運営のサポート支援を実施しました。
- ④ 他市での認知症を抱える方への支援の取り組みを生活支援コーディネーターとともに視察し、認知症カフェ懇談会にて報告できました。
- ⑤ 令和 2 年度認知症ガイドブックを作成。R3. 3. 24 全戸配布及び、医療機関、居宅介護支援事業所、民生児童委員等、関係機関へ配布し活用を広めました。
- ⑥ アルツハイマー月間に合わせた周知イベント企画として安曇野オレンジキャンペーンを実施しました。認知症についての正しい理解を目的に図書館や本庁東側ロビーへの展示、広報への特集記事の掲載(8/12号)、職員向け認知症サポーター養成講座の開催、10/21本庁舎南側のライトアップを実施した。

ほほえみのわ

～地域に笑顔とあんしんを広げます～

第3号

豊科地域版

地域のつながり、支え合いを広げる「生活支援体制整備事業」

「支え合い」という言葉をよく聞きます。なぜ今「支え合い」が求められているのでしょうか。元気なシニア世代が増える一方で、ゴミ出しや買い物など、ちょっとした手助けを必要とする高齢者や障がいをお持ちの方も増えています。支援が必要になったときには、暮らしを支える介護サービス等があります。しかし、日常生活上のちょっとした困りごとはサービスではなく、ご近所のつながり、地域の支え合いで解決できることもあります。

市では、生活支援や介護予防の取組を充実するために、「生活支援体制整備事業」を推進しています。区をはじめとした住民組織やNPO法人、民間企業など多様な主体が連携して、地域のつながり、支え合いによる生活支援を進めています。



地域にある支え合いの情報をまとめた「生活支援サービスガイドブック」市役所本庁舎及び各支所にありますのでご利用ください。市ホームページでも閲覧できます。

高齢者・障がい者の地域見守り活動に関する協定を締結しました

市では、生活支援体制整備事業の一環として、高齢者や障がい者の方が地域で安心して生活することができるよう、区や民生児童委員協議会、事業者などと、地域見守り活動に関する協定を結んでいます。これまで24団体と協定を締結していましたが、新たに5団体と協定を結ぶため、8月3日に調印式が行われました。

各団体は業務などで高齢者宅等を訪問した際、新聞がたまっているなどの異変を感じた場合市に報告したり、研修会に進んで参加するなどの活動を行っています。

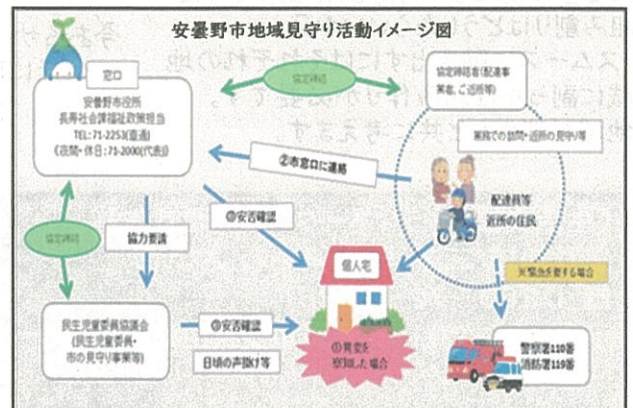


今回の協定締結者の皆さん

今回の協定締結者は下記のとおりです。

- ・おきに合同会社（訪問マッサージあんね）
- ・生活協同組合コープながの
- ・株式会社スズケン長野営業部塩尻支店
- ・中北薬品株式会社
- ・明治安田生命保険相互会社松本支社安曇野営業所

(現在の協定締結団体は市ホームページで確認ができます。)



「困ったときはお互いさま」の支え合いの地域づくり

応援します(共に考え行動しましょう!!)

「公の制度」だけではあんしんした日常の暮らしは難しい。お互いにできる事で助け合い!

豊科地域協議体は地域の「困りごと」の改善において地域のみなさまと一緒に考え、行動できるよう話し、学習を重ねています。

身近なところに思いがけない“知恵”や“情報”があります。「こんな事」と思わずに気軽に声をかけて下さい。「近所」の「近助」が地域支え合いの大きな力です。

拠点での活動紹介



安曇野市介護予防教室 〈エンジョイシニア!!実践おたっしや塾〉

この日のテーマは
「ゆったりリズムでこころもからだもリラックス」
講師は
佐久総合病院健康管理センター 前島医師

「地域包括ケア」の学習から始まって全12回。
熱心に筆記、各講義の後宿題もあって真剣です。

新型コロナウイルス感染症禍で
地域で顔を合わせての活動は控えています。
ぼかし作りサークルは、
「美味し野菜」を
作ろうとぼかしづくりに精を出しています。
家族を思いやる優しい菜園作りは
小さなSDGs。

材料は
もみ殻・米ぬか
油粕・糖蜜
etc.



交流不足は
「こころの充電不足」に。
コロナの一日も早い終息を。



マスクの下はきっと笑顔
健康体操教室
短い時間の中で
「気持ちよかったね!!」

地域を知っているのは
そこにお住いのみなさんです。

豊科地域協議体の課題は「移動支援」。
支援が必要な人、支援が出来る人、互いに安全に安心して利用し、活動できる仕組み創りはどうしたらいいか?

スムーズに動き出すにはそれぞれの地域に合った仕組み作りが必要です。
地域の皆さんと共に考えます。



今あるサービスを知って
生活に取り入れ役立てる工夫も
考えてみましょう。

豊科地域
生活支援サービス
ガイドブックには
現在地域の中にある
サービスが紹介されています。
・移動支援
デマンド交通あづみん、
介護タクシー など
・買い物支援
・配達サービス
・配食、宅配サービス
・生活支援サービス
その他

【生活支援コーディネーターお問合せ先】

豊科地域:三澤 早苗(みさわ さなえ)

☎ 0263-72-2828

〒 399-8201 安曇野市豊科南穂高2728-1

NPOJAあづみくらしの助け合いネットワークあんしん

【発行】第3号 令和3年9月

安曇野市介護保険課

☎0263-72-9986

安曇野市生活支援体制整備事業

検索



ほほえみのわ

～地域に笑顔とあんしんを広げます～

第3号

穂高地域版

地域のつながり、支え合いを広げる「生活支援体制整備事業」

「支え合い」という言葉をよく聞きます。なぜ今「支え合い」が求められているのでしょうか。元気なシニア世代が増える一方で、ゴミ出しや買い物など、ちょっとした手助けを必要とする高齢者や障がいをお持ちの方も増えています。支援が必要になったときには、暮らしを支える介護サービス等があります。しかし、日常生活上のちょっとした困りごとはサービスではなく、ご近所のつながり、地域の支え合いで解決できることもあります。

市では、生活支援や介護予防の取組を充実するために、「生活支援体制整備事業」を推進しています。区をはじめとした住民組織やNPO法人、民間企業など多様な主体が連携して、地域のつながり、支え合いによる生活支援を進めています。



地域にある支え合いの情報をまとめた「生活支援サービスガイドブック」市役所本庁舎及び各支所にありますのでご利用ください。市ホームページでも閲覧できます。

高齢者・障がい者の地域見守り活動に関する協定を締結しました

市では、生活支援体制整備事業の一環として、高齢者や障がい者の方が地域で安心して生活することができるよう、区や民生児童委員協議会、事業者などと、地域見守り活動に関する協定を結んでいます。これまで24団体と協定を締結していましたが、新たに5団体と協定を結ぶため、8月3日に調印式が行われました。

各団体は業務などで高齢者宅等を訪問した際、新聞がたまっているなどの異変を感じた場合市に報告したり、研修会に進んで参加するなどの活動を行っています。

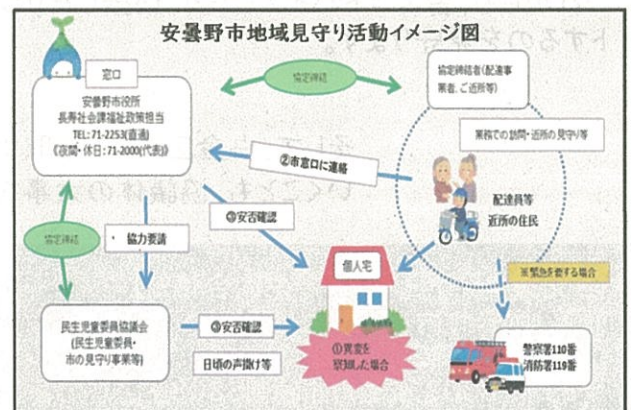


今回の協定締結者の皆さん

今回の協定締結者は下記のとおりです。

- ・おきに合同会社（訪問マッサージあんね）
- ・生活協同組合コープながの
- ・株式会社スズケン長野営業部塩尻支店
- ・中北薬品株式会社
- ・明治安田生命保険相互会社松本支社安曇野営業所

（現在の協定締結団体は市ホームページで確認ができます。）



穂高地域 生活支援コーディネーターから

ちょっとお願いしたいことがある人、ちょっとのことならお手伝いできる人、そんな方はたくさんいると思います。制度やサービスに頼らなくても、住民どうしのお互いさまの気持ちが解決してくれます。

ご存知ですか？

住民参加型 有償在宅福祉サービス 「しあわせ・あづみん」



支えるのも
住民

支えられるのも
住民

しあわせ・あづみんは、安曇野市社協が住民どうしをつなぐ日常のちょっとした困りごとを支えようしくみです。

ボランティアの気持ちで社協に登録している主に穂高地域の「支援会員」をご紹介します。

料金は、30分300円が1単位です。
(1回の依頼につき+交通費100円)



【例えばこんなことでお困りの方】

- ・庭の草取り・雪かき
- ・通常のゴミ出し
- ・買い物や薬の受け取り代行
- ・日常的な掃除・大掃除 など



住民主体の取り組みとして・・・ 更に小地域での 支えあいのしくみづくりが 始まっています

白金区では、しあわせ・あづみんをヒントに、区内でちょっとした困りごとを支えるしくみが必要と考え、区民にアンケートを実施しました。



アンケート結果をもとに、区内の様々な方の意見を聞いて、無理のない範囲で「白金区 区民支え合い制度」をスタートするため、現在準備をしています。



そのくらいのことなら協力できそう！

顔見知りのご近所さんをお願いできると安心・・・



【協議体】白金区の取り組みを応援しています！

穂高地域の協議体では、令和2年度から継続して白金区の取り組みについて意見交換をしています。これからも、皆でアドバイスしたり、応援したりしながらしくみがスタートするのを見守ります。



そして、白金区のような取り組みを、穂高地域のみなさんに伝えていくことも、協議体の大事な役割だと考えています。



【生活支援コーディネーターお問合せ先】
穂高地域：竹内 紀子（たけうち のりこ）
☎0263-82-2940
〒399-8303 安曇野市穂高5808-1
社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会穂高支所

【発行】第3号 令和3年9月
安曇野市介護保険課
☎0263-72-9986

安曇野市生活支援体制整備事業

検索



地域の笑顔とあしんを ～これまでも、これからも～【三郷地域】



意見を出し合う協議体メンバーの様子(藤岡会長宅)

三郷地域 協議体での 取り組み

地域における
「居場所」
「たまり場」
作りに向けて

「家でよければ近所の人や、子どもたちにどんどん使ってほしい」と提案して下さったシニアクラブの藤岡会長。今後の取り組みについて引き続き協議していきます。



【二木地区いきいきサロン】

この日は講師をお呼びしての「コケ玉」作り。久々のサロン活動に、皆さん笑顔が溢れました。



コロナ禍で家にいる時間が多い中、ふとコケ玉をみれば緑に癒されますね。
(二木公民館にて)

地域での 活動の ご紹介



【南小倉地区ふれあいサロン】

南小倉公民館にて、この日は牛乳パックの小物入れ作りに約20名の住民の皆さんが参加されました。完成した小物入れに「お菓子を入れてプレゼントするのもいいね」と楽しそうなお話が聞こえてきました。



生活支援コーディネーターには、地域でのつながりや支え合いについて情報を集め、発信する役割もあります。今後も皆様の活動や活躍の現場にお邪魔しますので、さまざまな情報をお寄せください。

【生活支援コーディネーターお問合せ先】

三郷地域:中越 励(なかごし れい)
☎0263-77-8080
〒399-8101 安曇野市三郷明盛2198-1
社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会三郷支所

【発行】第3号 令和3年9月

安曇野市介護保険課
☎0263-72-9986

安曇野市生活支援体制整備事業

検索



小地域で 様々な地域の活動が行われています

サロン活動

体操教室

ボランティア
活動

世代間交流

シニアクラブ

そんな中

地域の中で困りごとを解決するための、
“支え合いの仕組みづくり”の必要性が見えて
きました

そこで

堀金地域協議体では、「支え合いの仕組みづくり」に向けての学習会を開催し、委員より各地区の状況をお聞きしました。地域の中で気軽に「助けて」と言えるお互いさまの関係を築くことが改めて必要だと感じました。住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、どんな仕組みが必要か一緒に考えていきましょう。今後、各地区で必要な支え合いについて皆さんのご意見をいただきます。



【生活支援コーディネーターお問合せ先】
堀金地域：野本 博(のもと ひろし)
☎0263-73-5288
〒399-8211 安曇野市堀金烏川2132-6
社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会堀金支所

【発行】第3号 令和3年9月
安曇野市介護保険課
☎0263-72-9986

安曇野市生活支援体制整備事業

検索



コロナ禍の今できること ～明科地域～

みんなで集まれない時期だからこそ
より一層地域のつながりが求められています。
コロナ禍でも地域のつながりを切らないため
にそれぞれの地区で工夫をこらし、今できる
活動を行っています。



支え合いの場



潮沢区

久しぶりに外に出たという方も多く、体操で
コリをほぐしました



潮区

民謡コンサート
ソーシャルディ
スタンスを保ちなが
ら楽しみました



荻原区

子どもたちに七夕の
笹と飾り・マスクを
配りました☆



情報共有の場

明科地域協議体では買い
物支援や居場所作りなど、
地域の様々な課題を把握
し活動につなげています。
活動にお困りの際はお気軽
にご相談ください。



あいらすで行われる協議体会議

【生活支援コーディネーターお問合せ先】
明科地域：平川 優希奈（ひらかわ ゆきな）
☎0263-62-2429
〒399-7101 安曇野市明科東川手606-2
社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会明科支所

【発行】第3号 令和3年9月
安曇野市介護保険課
☎0263-72-9986

安曇野市生活支援体制整備事業

検索



参考資料 1
介護保険等運営協議会 令和3年11月5日開催

安曇野市介護保険等運営協議会 委員名簿

団体等の名称	職名	氏 名
一般公募		タカハシ タクマ 高橋 琢磨
一般公募		ツカダ ヒロコ 塚田 弘子
一般公募		オクダ ヨシタカ 奥田 佳孝
安曇野市シニアクラブ連合会	会長	フジオカ ヨミス 藤岡 嘉
安曇野市民生児童委員協議会	穂高地区会長	カサハラ ケンイチ 笠原 健市
リーガルサポートながの		クロサワ ユキエ 黒澤 幸恵
特定非営利活動法人JAあづみくらしの助け合いネットワークあんしん	代表理事理事長	イケダ ヨウコ 池田 陽子
安曇野市医師会	副会長	ナカジマ ミチコ 中島 美智子
安曇野市歯科医師会	地域医療連携部 理事	ウチカワ ツヨシ 内川 剛
安曇野市社会福祉協議会	介護事業課長	クロキ ショウイチ 黒木 昌一
NPO 法人アルウィズ	事務局長	オザワ ユウイ 小澤 悠維
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	訪問看護部会	ナガノ アキコ 永野 章子
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	通所部会	ワタナベ ヨウスケ 渡邊 庸介
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	居宅介護支援部会	イイモリ 飯森 さおり
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	小多機部会	ハナムラ ヒサシ 花村 尚志
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	施設サービス部会	セキ リョウ 関 了

(任期:令和4年3月31日まで)

安曇野市 出席者名簿

所 属	職名	氏 名
保健医療部	部長	トバノボル 鳥羽 登
保健医療部介護保険課	課長	ニシザワ ヒロノブ 西澤 弘修
福祉部長寿社会課	課長	マルヤマ トモコ 丸山 知子
福祉部長寿社会課長寿福祉係	課長補佐	シンボ ヨシアキ 新保 賀朗
保健医療部介護保険課介護保険担当	課長補佐	ホウジョウ アツシ 北 條 敦
保健医療部介護保険課介護保険担当	係長	タカハシ メグミ 高橋 恵
保健医療部介護保険課介護予防担当	係長	ナカザワ キョカ 中澤 清香
保健医療部介護保険課介護予防担当 (中央地域包括支援センター)	係長	フカイ ケイコ 深井 恵子
保健医療部介護保険課認定調査係	係長	クマイ カオリ 熊井 香保理
保健医療部介護保険課介護保険担当	主任	イケマツ ミズホ 池松 瑞穂
保健医療部介護保険課介護予防担当	再任用職員	ノモト タケヒロ 野本 岳洋

地域包括支援センター 出席者名簿

所 属	職名	氏 名
北部地域包括支援センター	管理者	マエダ トヨヒロ 前田 豊博
南部地域包括支援センター	管理者	ヤマギシ カナエ 山岸 佳苗

○ 安曇野市介護保険条例 一部抜粋

平成17年10月1日条例第138号

(安曇野市介護保険等運営協議会の設置)

第13条 地方自治法第138条の4第3項の規定により、市の介護保険事業の適切な運営を図るため、安曇野市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第14条 協議会は、次に掲げる事項を協議又は審査する。

- (1) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスに関する事項
- (2) 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項
- (3) 法第117条第1項に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する老人福祉計画の策定並びに進捗状況に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、介護保険推進事業に関する事項

(組織)

第15条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数の範囲内で、市長が委嘱する。

- (1) 公募により選考された被保険者 3人
- (2) 学識経験を有する者 3人
- (3) 保健、医療又は福祉関係者 5人
- (4) 介護保険サービス提供事業者 5人

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第16条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(除斥)

第18条 協議会の委員は、当該議事に係る事業者と利害関係を有すると認められるときは、その議事に参与することができないものとする。

2 協議会の会長及び副会長が前項の規定により議事に参与することができないときは、当該議事に係る会長の職務は、あらかじめ会長が指名した委員が行うものとする。

(部会)

第19条 協議会に部会を設置することができる。

(守秘義務)

第20条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第21条 協議会の庶務は、保健医療部において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第15条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

5 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第15条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

参考資料 3
介護保険等運営協議会 令和3年11月5日開催

○ 安曇野市介護保険規則 一部抜粋

平成17年10月1日規則第95号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令及び安曇野市介護保険条例（平成17年安曇野市条例第138号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、市が行う介護保険に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第34条 条例第19条の規定に基づき、安曇野市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）に介護保険関連サービス候補事業者選定部会（以下「部会」という。）を設置する。

(任務)

第35条 部会は、応募事業者の提案について、市長が別に定める審査基準に基づき、審査選定を行い、候補事業者を市長へ報告するものとする。

(組織)

第36条 部会は、委員6人をもって組織する。

2 部会の委員は、協議会の委員のうちから協議会の会長が指名する。

3 部会の委員が、当該議事に係る事業者と利害関係を有すると認められる場合は、当該議事に限り、当該委員を部会の委員より除き、代理委員を協議会の委員のうちから協議会の会長が指名するものとする。

(任期)

第37条 部会の委員としての任期は、第35条に規定する報告の日までとする。

(部会長及び副部会長)

第38条 部会に部会長及び副部会長を各1人置き、部会の委員の互選により定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第39条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。